こ 支 虐 第 170 号
令和５年10月27日
第一次改正　こ 支 虐 第 291 号
令和６年７月11日
第二次改正　こ 支 虐 第 281 号
令和７年７月14日
第三次改正　こ 支 虐 第 324 号
令和８年７月13日

各　都道府県知事
　　指定都市市長
　　中核市市長
　　児童相談所設置市市長　殿

こども家庭庁長官

児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和５年４月１日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を除き、特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

（通則）

１　児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30 年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和５年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２　この補助金は、別表の第１欄に掲げる児童虐待防止対策等総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待防止対策、社会的養育及び障害児支援の一層の普及促進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

３　この補助金は次の事業を対象とする。

ア　平成17年５月２日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区、一部事務組合を含む。）及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区、一部事務組合を含む。）が行う児童虐待防止対策支援事業

イ　平成17年５月２日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業（虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。以下このイにおいて同じ。）に対して横浜市が補助する事業及び公益財団法人こども財団が行う児童虐待防止対策支援事業に対して明石市が補助する事業。ただし、当分の間、公益財団法人こども財団が行う児童虐待防止対策支援事業の一部を明石市が行うことができるものとする。

ウ　平成17年５月２日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人等が行う児童虐待防止対策支援事業（こども若者シェルター・相談支援事業分に限る。）に対して都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区、一部事務組合を含む。）が行い又は助成する事業

エ　平成17年３月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。）が行うひきこもり等児童福祉対策事業

オ　児童家庭支援センター運営等事業

（ア）令和７年４月７日こ支家第197号こども家庭庁支援局長通知の別紙１「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

（イ）令和７年４月７日こ支家第197号こども家庭庁支援局長通知の別紙２「児童

養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

（ウ）令和７年４月７日こ支家第197号こども家庭庁支援局長通知の別紙３「指導促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導促進事業

カ　平成21年３月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

キ　児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

（ア）令和８年４月17日こ支家第243号こども家庭庁支援局長通知の別紙１「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

（イ）令和８年４月17日こ支家第243号こども家庭庁支援局長通知の別紙２「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業

（ウ）令和８年４月17日こ支家第243号こども家庭庁支援局長通知の別紙３「児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業

（エ）令和８年４月17日こ支家第243号こども家庭庁支援局長通知の別紙４「児童養護施設等への就職促進支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等への就職促進支援事業

（オ）令和８年４月17日こ支家第243号こども家庭庁支援局長通知の別紙５「施設等職員交流支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等への就職促進支援事業

ク　児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

（ア）令和８年４月17日こ支家第244号こども家庭庁支援局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第３の１に基づき、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業

（イ）令和８年４月17日こ支家第244号こども家庭庁支援局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第３の１に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

（ウ）令和８年４月17日こ支家第244号こども家庭庁支援局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第３の２に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業

（エ）令和８年４月17日こ支家第244号こども家庭庁支援局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第３の２に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

（オ）令和８年４月17日こ支家第244号こども家庭庁支援局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第３の３に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業

ケ　令和６年３月30日こ支家第183号こども家庭庁支援局長通知の別紙２「休日夜間緊急支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う休日夜間緊急支援事業

コ　令和６年３月30日こ支家第183号こども家庭庁支援局長通知の別紙３「社会的養護自立支援実態把握事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う社会的養護自立支援実態把握事業

サ　身元保証人確保対策事業

（ア）令和６年４月10日こ支家第236号こども家庭庁支援局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

（イ）令和６年４月10日こ支家第236号こども家庭庁支援局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

シ　平成31年４月17日子発0417第３号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業

ス　令和２年１月30日子発0130第２号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親への委託前養育等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親への委託前養育等支援事業

セ　乳児院等多機能化推進事業

（ア）平成30年３月28日子発0328第７号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う乳児院等多機能化推進事業

（イ）平成30年３月28日子発0328第７号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う乳児院等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

ソ　児童養護施設等体制強化事業

（ア）令和８年４月17日こ支家第245号こども家庭庁支援局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等体制強化事業

（イ）令和８年４月17日こ支家第245号こども家庭庁支援局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等体制強化事業に対して都道府県が補助する事業

タ　平成30年７月26日子発0726第３号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業

チ　令和３年６月28日子発0628第２号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童

養護施設等民有地マッチング事業実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等民有地マッチング事業

ツ　令和５年６月21日こ支家第118号こども家庭庁支援局長通知の別紙「児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業

テ　令和８年４月17日こ支家第246号こども家庭庁支援局長通知の別紙「乳児院地域支援強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う乳児院地域支援強化事業

ト　令和８年５月12日こ支家第278号こども家庭庁支援局長通知の別紙「家庭養育推進ネットワーク構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う家庭養育推進ネットワーク構築事業

ナ　令和４年３月31日子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行うヤングケアラー支援体制強化事業

ニ　地域障害児支援体制強化事業

（ア）令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う地域障害児支援体制強化事業

（イ）令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人等が行う地域障害児支援体制強化事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業

ヌ　地域支援体制整備サポート事業

（ア）令和６年１月５日こ支障第118号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域支援体制整備サポート事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う地域支援体制整備サポート事業

（イ）令和６年１月５日こ支障第118号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域支援体制整備サポート事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人等が行う地域支援体制整備サポート事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

ネ　医療的ケア児等総合支援事業

（ア）平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う医療的ケア児等総合支援事業

（イ）平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」に基づき社会福祉法人等が行う医療的ケア児等総合支援事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業

ノ　令和６年３月29日こ支障第72号こども家庭庁支援局長通知の別紙「聴覚障害児支援中核機能強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う聴覚障害児支援中核機能強化事業

ハ　地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

（ア）令和６年１月５日こ支障第 119 号こども家庭支援局長通知の別紙「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、特別区及び保健所政令市が行う地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

（イ）令和６年１月５日こ支障第 119 号こども家庭支援局長通知の別紙「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人等が行う地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業に対して都道府県、指定都市、中核市、特別区及び保健所政令市が補助する事業

ヒ　障害児安全安心対策事業

（ア）令和６年３月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知の別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う障害児安全安心対策事業

（イ）令和６年３月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知の別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）若しくは社会福祉法人等が行う障害児安全安心対策事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

（交付額の算定方法）

４　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

（１）３のイ、クの（イ）及び（エ）、サの（イ）、セの（イ）、ソの（イ）並びにヒ以外の事業

ア　別表の第２欄の種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（２）３のイの事業

ア　明石市が行う事業

（ア）別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ　社会福祉法人横浜博萌会が行う事業に対して横浜市が補助する事業または公益財団法人こども財団が行う事業に対して明石市が補助する事業

（ア）別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額と横浜市または明石市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（３）３のクの（イ）及び（エ）、サの（イ）、セの（イ）並びにソの（イ）の事業

（１）のアに準じて選定された額に４分の３を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（４）３のヒの（ア）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第３欄に定める基準額と、第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、施設又は事業所ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（５）３のヒの（イ）の事業

（４）のアに準じて選定された額に５分の４を乗じて得た額と、都道府県、指定都市、中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、施設又は事業所ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付額等の下限）

５　４で定める算定方法により算出された補助金の交付額のうち、３のアからナまでに定める事業に係る交付額の合計が194千円に満たない場合、アからナまでに定める事業については交付の決定を行わないものとする。

（交付の条件）

６　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

（３）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（４）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、別紙様式第８により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（５）こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受け

た場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50　万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（８）都道府県及び市町村（横浜市及び明石市を含む。）は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（９）都道府県及び市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（７）に掲げる条件を付さなければならない。

ア　３のニ、ヌ、ネ、ノ及びヒ以外の事業

この場合において（１）、（２）、（４）及び（５）中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（３）中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（４）中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、（４）及び（７）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ　３のニ、ヌ、ネ、ノ及びヒの事業

この場合において、都道府県にあっては（１）、（２）、（４）及び（５）中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（３）中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（３）及び（７）中「５０万円」とあるのは「３０万円」と、（４）中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、（４）及び（７）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

市町村にあっては（１）、（２）、（４）及び（５）中「こども家庭庁長官」とあるのは「市町村の長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、（３）中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「市町村の長の承認」と、（３）及び（７）中「５０万円」とあるのは「３０万円」と、（４）中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、（４）及び（７）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(10)（９）により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村の長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(11) 横浜市及び明石市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（７）までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、（１）、（２）、（４）及び（５）中「こども家庭庁長官」とあるのは「横浜市長」又は「明石市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」又は「明石市」と、（３）中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「横浜市長の承認」又は「明石市長の承認」と、（４）中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、（４）及び（７）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(12)（11）により付した条件に基づき横浜市長又は明石市長が承認をする場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

7　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

　市町村長は、別紙様式第２による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度６月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（２）上記以外の場合

　別紙様式第３による申請書及び関係書類を毎年度６月末日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

8　この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、７に定める申請手続きに従い、別紙様式第４または別紙様式第５による申請書及び関係書類を毎年度１月末日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

9　こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

10　こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

11　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

　市町村長は、別紙様式第６による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度４月10日（６の（２）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して１か月を経過した日）までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（２）上記以外の場合

　別紙様式第７による報告書を、翌年度４月10日（６の（２）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して１か月を経過した日）までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（補助金の返還）

12　こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

13　特別の事情により４、７、８及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別　表

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率
児童虐待防止対策等総合支援事業	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 １　児童虐待防止対策研修事業 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は１市町村当たり ※以下の①から⑨について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑨に掲げる基準額を適用するもの（当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること）とする。 ①児童福祉司任用前講習会等 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第３の１の(2)の①のアに該当する事業 2,989,000 円 実施要綱第３の１の(2)の①のイに該当する事業 695,000 円 ②児童福祉司任用後研修 2,989,000 円 ③児童福祉司スーパーバイザー研修 ア　自主開催する場合 2,340,000 円 イ　研修を委託する場合 195,000 円 ④要保護児童対策調整機関調整担当者研修 2,930,000 円 ⑤児童相談所長研修 ア　自主開催する場合 2,340,000 円 イ　研修を委託する場合 97,000 円 ⑥虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（ア）に該当する事業 295,000 円 実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（イ）に該当する事業 295,000 円 実施要綱第３の１の（２）の⑥のイに該当する事業 279,040 円 実施要綱第３の１の（２）の⑥のウに該当する事業 186,000 円 ⑦児童相談所専門性強化事業 実施要綱第３の１の（２）の⑦のアに該当する事業 1,643,000 円 ※　一時保護施設職員向けの研修を実施する場合は、	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金	１／２

		1,643,000 円を加算 ※　裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等の場合は、1,643,000 円を加算 実施要綱第３の１の（２）の⑦のイに該当する事業 196,000 円 ⑧こども家庭センター専門性強化事業 ア　組織構築・マネジメント研修 502,000 円 イ　統括支援員実務研修 502,000 円 ウ　相談支援強化研修 1,004,000 円 エ　研修参加促進費 196,000 円 ⑨医療機関従事者研修 1,810,000 円 ⑩研修専任コーディネーターの配置 5,539,000 円		
		２　医療的機能強化等事業 ①医療的機能強化事業 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び１市町村当たり 7,818,000 円 ※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合は、748,000 円 ※複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、１児童相談所当たり 7,818,000 円 ②児童相談所のトラウマケア連携体制整備 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 3,453,000 円	医療的機能強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費	
		③児童虐待防止医療ネットワーク事業 次により算出された額の合計額 １都道府県（指定都市）当たり 4,767,000 円 ※事業期間が１年に満たない場合は、4,767,000 円×事業実施月数/12	児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員及び臨時	

	的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費（通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
3　法的対応機能強化事業 ①委託等によって実施する場合 弁護士１人又は事業者１者当たり 15,610,000 円 ※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,805,000 円 ②非常勤職員を配置する場合 弁護士１人１時間当たり 10,000 円 ※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、5,000 円 ※法的対応事務職員を配置する場合は、１名当たり3,597,000 円を加算。ただし、法的対応事務職員は弁護士１名につき１名が補助上限	法的対応機能強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費)、備品購入費、役務費（通信運搬費、保険料)、報償費、委託料、共済費、扶助費
4　児童相談所体制整備事業 ア　児童相談所１か所当たり ①スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 494,000 円 ②市町村との連携強化事業 3,941,000 円	児童相談所体制整備事業又は児童相談所設置促進事業に必要な報酬、給料及び職員手当等

・東日本大震災被災地特別加算 岩手県、宮城県、福島県、仙台市において実施する場合、次の単価を加算 4,565,000 円 ③２４時間・３６５日体制強化事業 実施要綱第３の５の（３）の③アに該当する事業 ア　時間外受付を 22 時まで実施した場合 12,322,000 円 イ　時間外受付を 22 時以降も実施した場合 15,403,000 円 実施要綱第３の５の（３）の③イに該当する事業 ウ　３６５日体制強化のみ実施する場合 2,397,000 円 エ　イ及びウを実施した場合 17,800,000 円 ④司法審査等対応職員配置事業 職員１名配置につき 2,307,000 円 ただし、児童相談所１か所につき４名を上限 ⑤医療連携支援コーディネーター事業 3,929,000 円 イ　１都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり ⑥ＳＮＳ等相談事業 42,358,000 円 ※同一機関においてＤＶ相談も併せて行う場合の加算 32,658,000 円 ⑦通訳機能強化事業 10,560,000 円 ５　児童相談所設置促進事業 ア　１中核市、施行時特例市又は特別区当たり 設置準備対応職員を配置する場合 2,172,000 円 研修等代替職員を配置する場合 10,259,000 円 イ　１都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 設置準備対応職員を配置する場合 2,172,000 円 都道府県等代替職員を配置する場合 6,839,000 円	（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
６　一時保護専用施設改修費支援事業 １カ所当たり 55,400,000 円	一時保護専用施設改修費支援事業に必要な改修費、設備整備費、

改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算	賃借料及び備品購入費
7　市町村相談体制整備事業 ①　市町村スーパーバイズ事業 ア　中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合（児童相談所設置市である場合を除く。） 2,605,000円 イ　アに属さない市町村において実施した場合 1,303,000円 ②　要保護児童対策地域協議会機能強化事業 １市町村当たり 実施要綱第３の７の（２）の②アに該当する事業 108,000円 実施要綱第３の７の（２）の②イに該当する事業 2,605,000円 ③　相談支援体制強化事業 １市町村当たり ア　こども担当相談員の配置（上限２名） 2,715,000円×配置人数 イ　専門人材の配置 2,982,000円 ④　ヤングケアラー支援事業 １市町村当たり 2,126,000円	市町村相談体制整備事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
8　未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業 ①　訪問支援 ア　訪問費用 訪問１回当たり×6,000円 イ　事務職員雇上費（日額） １市町村当たり 事務職員数×日額　8,440円 ②　申請手続等支援 ア　訪問支援等に係る費用 １回当たり×6,000円 イ　事務職員雇上費（日額） １市町村当たり 事務職員数×日額　8,440円 ③　訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費 １市町村当たり　年額　564,000円	未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償

	費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
9　一時保護機能強化事業 児童相談所１か所当たり ①　学習指導協力員以外の者 ア　基本分 2,354,000 円 ×実施事業数（配置協力員種別数） イ　加算分 1,384,000 円 ※加算分は、一時保護委託付添協力員を配置する場合で、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合に適用するものとする。 ②　学習指導協力員（実施要綱第３の８の（２）の①学習指導協力員） ア　基本分 2,354,000 円×配置人数 イ　加算分 1,802,000 円 ※学習指導協力員の配置人数は３名を上限する。 ※加算分は、学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に適用するものとし、配置人数のうち１名を上限として、基本分の基準額に上乗せして、基準額を算定する。	一時保護機能強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
10　官･民連携強化事業（複数実施可能） １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり ①　民間団体委託推進事業 3,095,000 円 ②　民間団体活動推進事業 1,091,000 円 ③　民間団体育成事業 1,253,000 円	官･民連携強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償

	費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
11　評価・検証委員会設置促進事業 １都道府県及び１市町村当たり 827,000 円 ※民間評価者に第三者評価を依頼する場合加算 827,000 円	評価・検証委員会設置促進事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
12　未成年後見人支援事業 ①　未成年後見人の報酬補助事業 １人当たり 年額 240,000 円（月額 20,000 円） ②　未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 ア　未成年後見人の賠償責任保険 １人当たり年額 5,210 円 イ　被後見人の傷害保険 １人当たり年額 8,420 円	未成年後見人支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、

	保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
13　児童の安全確認等のための体制強化事業 １児童相談所当たり（警察 OB を配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合） 27,695,000 円 ※警察ＯＢを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合は、22,156,000 円 ※遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合の加算 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 5,539,000 円 １市町村当たり 16,617,000 円	児童の安全確認等のための体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
14　児童虐待防止等のための広報啓発等事業 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 14,645,000 円	児童虐待防止等のための広報啓発等事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修

	費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
15　児童福祉司等専門職採用活動支援事業 １都道府県及び市（指定都市、児童相談所設置市及び児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合を含む。）に限る。）当たり 3,811,000 円 ※児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、 3,528,000 円を加算	児童福祉司等専門職採用活動支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金
16　児童福祉司任用資格取得支援事業 １人当たり　130,000 円	児童福祉司任用資格取得支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷

		製本費、会議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金	
	17　被害事実確認面接支援事業 ①　協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施に係る費用 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり ア　被害事実確認面接等の実施に係る委託費等 2,102,000 円 イ　心理的ケアに係る委託費等 438,880 円 ②　研修受講費用 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 90,000 円 ③　備品購入費用 児童相談所１か所当たり　1,000,000 円	被害事実確認面接支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金	
	18　こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 ①研修受講支援 （１）研修受講期間中の代替職員の配置費用 １日当たり　8,620 円 ※受講者１人につき合計で 22 日まで （２）研修受講に係る旅費 研修受講者１人当たり 93,000 円 （３）研修受講費	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし、①研修受講支援及び②見学実習受入施設等への代替職	２／３

		児童福祉法施行規則第５条の２の８のうち 第１号に該当する者　187,000 円 第２号に該当する者　236,000 円 第３号に該当する者　258,000 円 第４号に該当する者　346,000 円 ②見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助 代替職員１人当たり日額　8,620 円 ③資格取得者の配置促進 こども家庭ソーシャルワーカー資格登録者である職員の賃金引き上げを行う際の手当等 １人当たり月額　20,000 円 ※所属機関内におけるこども家庭ソーシャルワーカーとしての専門性の発揮にとどまらず、地域の多職種、多機関連携のコーディネートや広域的な対応等、地域の支援力向上に資する職務・業務を担う場合 １人当たり月額 50,000 円 ※具体的な支給方法や支給要件については、実施主体となる自治体の判断による柔軟な運用を認める	員配置に対する補助については会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、 共済費、賃金、報償費、旅費、役務費（手数料)、補助金等	
		19　こども若者シェルター・相談支援事業 次により算出された額の合計額 （１）宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援 １か所当たり　19,299,000 円 （２）食事の提供その他日常生活に必要な費用 こども・若者１人日当たり　1,869 円 （３）心理療法（カウンセリング）支援 １か所当たり　7,005,101 円 （４）日中の居場所の提供、就労支援・就学支援 １人当たり　6,881,432 円 ※１か所当たり２人分まで （５）弁護士連携支援 １か所当たり　3,120,000 円 （６）送迎支援 １回当たり　1,540 円 （７）（３）～（６）すべて実施（ただし（４）は２人配置の場合に限る。） １か所当たり　24,221,000 円 ※上記（１）～（６）のうち、（１）は必須事業であること。	こども若者シェルター・相談支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費)、役務費（通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共	１／２

	※上記（３）～（６）すべて実施（ただし（４）は２人配置の場合に限る。）は、（３）～（６）の合計額に代わり、（７）の基準額を適用することが可能であること。	済費、扶助費、補助金	
	20　定着支援アドバイザー配置事業 児童相談所１か所当たり 2,194,400 円	定着支援アドバイザー配置事業に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る）、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費等	
	21　児童相談所等業務効率化促進事業 次により算出された額の合計額 ① 児童相談所（一時保護施設を含む。） １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 15,000,000 円 ② こども家庭センター １市町村当たり 30,000,000 円	児童相談所等業務効率化促進事業に必要なシステム導入費等	
	22　虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援 次により算出された額の合計額 １都道府県当たり 78,774,000 円 １指定都市当たり 47,445,000 円	虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅	

			費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費、補助金等	
		23　一時保護施設学習支援強化事業 一時保護施設１か所当たり 1,000,000 円 24　一時保護委託先開拓等事業 次により算出された額の合計額 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり ①　一時保護委託先の開拓等 ア　基本分 6,175,000 円 ※以下に該当する自治体はイ～エのいずれかを加算 イ　加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が 150～199 件の自治体） 1,402,000 円 ウ　加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が 200～249 件の自治体） 1,927,000 円 エ　加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が 250 件以上の自治体） 2,451,000 円 ②　一時保護委託先への心理的支援 6,163,000 円	一時保護施設学習支援強化事業又は一時保護委託先開拓等事業に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る）、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	
		25　支援対象児童等見守り強化事業 ①　アウトリーチ型支援の実施 １か所当たり　7,497,000 円 ②　巡回活動費強化加算 （①に加え、消耗品の充実や人員の増員などにより巡	支援対象児童等見守り強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報	２／３

		回活動を強化する場合） １か所当たり　5,335,000 円 ③　都道府県による中間支援法人を介した支援の実施 １都道府県当たり　60,000,000 円 （ただし、都道府県の事務に係る経費については3,000,000 円を上限とする。また、実施者である中間支援法人の所要額に占める管理運営経費の割合は 15%を上限とする） ※周知啓発加算 １都道府県当たり　28,000 円 ※財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等	〔財政力指数が１以上の自治体については、１／２〕
	26 虐待・思春期問題情報研修センター事業	明石市分（直接補助） こども家庭庁長官が必要と認めた額	虐待・思春期問題情報研修センター事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費	定額
		社会福祉法人横浜博萌会（間接補助） ①　研修センター事業費 224,986,000 円 ②　情報共有システム構築事業費 405,900,000 円 公益財団法人こども財団（間接補助） こども家庭庁長官が必要と認めた額	虐待・思春期問題情報研修センター事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
ひきこもり等児童福祉対策事業		次により算出された額の合計額 １　ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 １都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 438,880 円 （ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合） ①メンタルフレンド活動費 訪問１日当たり　4,220 円 ②事業実施前研修会費 79,000 円 ③活動検討会 １回当たり　29,830 円 ２　ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水	１／２

	児童１人当たり日額　4,100 円 ②通所指導 児童１人当たり日額　1,990 円 ３　ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 １回当たり　12,500 円	費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料、補助金 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。	
児童家庭支援センター運営等事業	次により算出された額の合計額 １　児童家庭支援センター運営事業 ①運営費 ア及びイの合計額 ア　事務費 １か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間　13,686,000 円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間　9,026,000 円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額　1,140,000 円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額　752,000 円 (１月未満の場合は１月とする) 法的問題対応加算 年間　360,000 円 医療的問題対応加算 年間　360,000 円 スーパーバイズ加算 年間　547,000 円 地域支援連携担当職員加算 年間　2,487,000 円 訪問相談支援対応加算	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、報償費、報酬、委託料、改修費、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	１／２

（訪問相談件数が年間 350 件以上の場合）
年間　6,172,000 円

（年度途中に加算する場合）
月額　514,000 円
（１月未満の場合は１月とする）

※　訪問相談件数については、児童家庭支援センター設置運営要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）の５（15）に規定する職員が実施した前年度実績で加算することとする。
なお、前年度途中に加算した場合は、前年度の件数を加算した月以降の月数で除した数に 12 を乗じて得た数が上記要件を満たす場合に加算することとする。
年度当初又は年度途中に初めて加算するに当たっては、センターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が必要と認めた場合に加算することとする。

イ　事業費
１か所当たり
次の表の該当する件数区分に定める額
※　件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関等との連携・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。（訪問相談件数は、実際の相談件数に２を乗じて得た数とする。）
なお、訪問相談支援対応加算を適用した場合、実施要綱の５（15）に規定する職員が実施した訪問相談件数については、件数区分の算定から除くこと。
前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に 12 を乗じて得た数の区分とする。
年度当初又は年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。

件数区分	基準額
50 件～　599 件	352,800 円
600 件～　899 件	937,550 円
900 件～1,399 件	1,851,300 円
1,400 件～1,899 件	2,792,000 円
1,900 件～2,399 件	3,527,000 円
2,400 件～2,899 件	4,262,000 円
2,900 件～3,399 件	4,997,000 円
3,400 件～3,899 件	5,732,000 円
3,900 件～4,399 件	6,467,000 円
4,400 件以上	6,615,000 円

	②初度調弁費 1か所当たり　400,000円		
	2　児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業 1か所当たり　1,051,000円	児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	
	3　指導促進事業 1件当たり　月額　119,000円	指導促進事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務	

		費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	
基幹的職員研修事業	次により算出された額の合計額 １都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり 494,000円	基幹的職員研修事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、補助金	１／２
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	次により算出された額の合計額 １　児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 （１）短期研修（送り出し施設） ①宿泊あり １人当たり　149,000円 ②宿泊なし １人当たり　61,000円 （２）長期研修 ①送り出し施設 １人当たり　1,310,000円 ②受入施設 １人当たり　216,000円 （３）調整機関事務費加算 2,879,000円 （４）小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 １施設種別当たり　2,776,000円 ２　児童養護施設等の職員人材確保事業 （１）学生（実習生）への指導	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に必要な給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、賃金（代替職員雇上げ経費等）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、	１／２ 〔児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業については、10／10〕

	実習１回当たり　86,200 円 （２）学生（実習生）の就職促進 １日当たり　3,760 円 ３　児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業 4,200,000 円 ４　児童養護施設等への就職促進支援事業 447,000 円 ５　施設等職員交流支援事業 5,810,000 円	委託料、備品購入費、補助金	
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	次により算出された額の合計額 １　児童養護施設等の環境改善事業（児童養護施設等の生活向上のための環境改善実施事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第３の１に定める事業） （１）入所児童等の生活環境改善事業 ①児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）又はファミリーホームにかかる事業分 １か所当たり　8,000,000 円 ②里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 １か所当たり　1,000,000 円 （２）ファミリーホーム等開設支援事業 １か所当たり　8,000,000 円 ※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000 千円を上限）を加算 （３）児童家庭支援センター開設支援事業 １か所当たり　3,000,000 円 （４）耐震物件への移転支援事業 ①児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）又はファミリーホームにかかる事業分 １か所当たり　8,000,000 円 ②里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 １か所当たり　1,000,000 円 ※財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。 ２　地域子育て支援拠点の環境改善事業（実施要綱第３の２に定める事業）	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業に必要な工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金、交付金	１／２ 又は ２／３ （注１） 〔市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 ２／３〕

	1か所当たり　8,000,000円 3　児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業（実施要綱第３の３に定める事業） 1か所当たり　8,000,000円		
休日夜間緊急支援事業	次により算出された額の合計額 1か所当たり　7,587,000円	休日夜間緊急支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金	1／2
社会的養護自立支援実態把握事業	次により算出された額の合計額 1自治体当たり　2,900,000円	社会的養護自立支援実態把握事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告	1／2

		費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金	
身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者１人当たり 10,560 円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者１人当たり 19,152 円 3 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者１人当たり 10,560 円 4 入院時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者１人当たり 2,400 円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費（保険料)、負担金	1／2 (市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2／3)
里親養育包括支援（フォスタリング）事業	次により算出された額の合計額 1 統括責任者加算 1か所当たり 6,722,000 円 2 市町村連携加算 市町村連携コーディネーターの配置 1か所当たり 6,400,000 円 市町村連携コーディネーター補助員の配置 1か所当たり 1,634,000 円 3 里親制度等普及促進・里親リクルート事業 （1）基本分 (都道府県（指定都市又は児童相談所設置市（設置予定市区)）全域で実施する場合) 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市（設置予定市区)）当たり 1,957,000 円 (地域を分割して実施する場合) 1か所当たり 1,305,000 円 （2）加算分 新規里親登録件数に応じ加算 15 件以上 25 件未満 1か所当たり 1,400,000 円 25 件以上 35 件未満 1か所当たり 1,921,000 円 35 件以上	里親養育包括支援（フォスタリング）事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金、交付金	1／2

	1か所当たり　2,442,000円 （3）里親リクルーター配置加算 1か所当たり　6,475,000円 4　里親等研修・トレーニング事業 （1）基本分 （都道府県（指定都市又は児童相談所設置市（設置予定市区））全域で実施する場合） 1都道府県（指定都市又は児童相談　所設置市（設置予定市区））当たり 8,379,000円 （地域を分割して実施する場合） 1か所当たり　5,307,000円 （2）里親トレーナー配置加算 常勤配置 1か所当たり　6,107,000円 非常勤配置 1か所当たり　2,401,000円 （3）研修受講促進費 研修受講者1人当たり　42,000円 （4）研修等事業担当職員配置加算 （都道府県（指定都市又は児童相談所設置市（設置予定市区））全域で実施する場合） 1都道府県（指定都市又は児童相談　所設置市（設置予定市区））当たり 6,091,000円 （地域を分割して実施する場合） 1か所当たり　3,858,000円 5　里親等委託推進事業 （1）基本分 1か所当たり　6,912,000円 （2）加算分 新規里親等委託件数に応じ加算 15件以上30件未満 1か所当たり　1,317,000円 30件以上45件未満 1か所当たり　2,536,000円 45件以上 1か所当たり　3,364,000円 6　里親訪問等支援事業 （1）基本分 1か所当たり　9,975,000円 （2）加算分 里親等委託児童数に応じ加算 20人以上40人未満 1か所当たり　2,400,000円		

	40 人以上 60 人未満 1 か所当たり　4,968,000 円 60 人以上 80 人未満 1 か所当たり　7,535,000 円 80 人以上 1 か所当たり　10,103,000 円 （3）心理訪問支援員配置加算 常勤配置 1 か所当たり　5,977,000 円 非常勤配置 1 か所当たり　1,756,000 円 （4）面会交流支援加算 1 か所当たり　2,333,000 円 （5）夜間・土日相談対応強化加算 （24 時間 365 日の相談支援体制を整備する場合） 1 か所当たり　6,269,000 円 （上記以外） 1 か所当たり　3,057,000 円 （6）里親家庭養育協力支援 1 回当たり　3,432 円 （7）養育児預かり支援 受入準備経費 1 都道府県当たり　8,000,000 円 一時預かり （宿泊を伴う場合） 日額　13,980 円 （宿泊を伴わない場合） 日額　5,500 円 7　里親等委託児童自立支援事業 （アフターケア対象者 10 人以上かつ支援回数 120 回以上の場合） ①　事務費 1 か所当たり　3,342,000 円 ②　事業費 1 か所当たり　614,000 円 （アフターケア対象者 20 人以上かつ支援回数 240 回以上の場合） ①　事務費 1 か所当たり　6,685,000 円 ②　事業費 1 か所当たり　1,150,000 円 8　障害児里親等支援体制強化事業 1 か所当たり　2,011,000 円 9　里親支援センター体制強化事業 （1）市町村連携コーディネーター補助員の配置 1 か所当たり　1,634,000 円		

	（２）里親リクルーター補助員 新規里親登録件数に応じ加算 15 件以上 25 件未満 1 か所当たり　1,702,000 円 25 件以上 35 件未満 1 か所当たり　2,223,000 円 35 件以上 1 か所当たり　2,744,000 円 （３）里親等支援補助員 新規里親等委託件数に応じ加算 15 件以上 30 件未満 1 か所当たり　1,317,000 円 30 件以上 45 件未満 1 か所当たり　2,536,000 円 45 件以上 1 か所当たり　3,364,000 円 10　養子縁組包括支援事業 （１）養子縁組制度普及促進事業 ①基本分 （都道府県（指定都市又は児童相談所設置市（設置予定市区））全域で実施する場合） １都道府県（指定都市又は児童相談　所設置市（設置予定市区））当たり 1,570,000 円 （地域を分割して実施する場合） 1 か所当たり　1,570,000 円 ②市町村連携加算 市町村連携コーディネーターの配置 1 か所当たり　6,400,000 円 市町村連携コーディネーター補助員の配置 1 か所当たり　1,634,000 円 （２）養親訪問等支援事業 ①基本分 1 か所当たり　9,975,000 円 ②加算分 里親等委託児童数に応じて加算 20 人以上 40 人未満 1 か所当たり　2,400,000 円 40 人以上 60 人未満 1 か所当たり　4,968,000 円 60 人以上 80 人未満 1 か所当たり　7,535,000 円 80 人以上 1 か所当たり　10,103,000 円 ③心理訪問支援員配置加算 常勤配置 1 か所当たり　5,977,000 円 非常勤配置 1 か所当たり　1,756,000 円		

	④夜間・土日相談対応強化加算 （24 時間 365 日の相談支援体制を整備する場合） 1か所当たり　6,269,000 円 （上記以外） 1か所当たり　3,057,000 円 （３）障害児里親等支援体制強化事業 1か所当たり　2,011,000 円		
里親への委託前養育等支援事業	次により算出された額の合計額 １　生活費等支援 1人当たり日額　3,500 円 ２　研修受講支援 （１）研修受講旅費 ①県内で行われる場合 1件当たり日額　1,540 円 ②県外で行われる場合 ア．宿泊を伴わない場合 1件当たり日額　21,960 円 イ．宿泊を伴う場合 （１泊２日の場合） 1件当たり　33,790 円 （２泊３日の場合） 1件当たり　45,620 円 （上記以外の場合） 1件当たり　57,450 円 （２）テキスト費用 1研修当たり　20,000 円 （３）考査代 1研修当たり　9,000 円	里親への委託前養育等支援事業に必要な旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、補助金	１／２
乳児院等多機能化推進事業	次により算出された額の合計額 １　育児指導機能強化事業 1施設当たり　5,885,000 円 ２　医療機関等連携強化事業 （１）医療機関等連絡調整員（乳児院等多機能化推進事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）の２の（３）の③の業務のみを実施する場合） 1施設当たり　1,399,000 円 （２）医療機関等連絡調整員（看護職員を配置し、実施要綱の２の（３）③及び④の業務を実施する場合） ①　医療的ケアが必要な児童等が１人以上５人以下の場合 1施設当たり　1,785,000 円 ②　医療的ケアが必要な児童等が６人以上９人以下の場合 1施設当たり　5,243,000 円 ③　医療的ケアが必要な児童等が 10 人以上の場合 1施設当たり　6,650,000 円 ※（２）の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月における医療的ケアが必要な児童等の人数の実人数に応じて算定すること。	乳児院等多機能化推進事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品、食糧費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償	１／２ 〔市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合　２／３〕

	3　障害児等受入体制強化事業 ①　障害等を有する児童等が１人以上５人以下の場合 １施設当たり　1,782,000 円 ②　障害等を有する児童等が６人以上９人以下の場合 １施設当たり　5,241,000 円 ③　障害等を有する児童等が 10 人以上の場合 １施設当たり　6,339,000 円 ※基準額は、障害児等受入調整員を配置した月における障害等を有する児童等の人数の実人数に応じて算定すること。	費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、改修費、設備整備費、補助金	
児童養護施設等体制強化事業	次により算出された額の合計額 1　児童養護施設等体制強化事業 （1）児童指導員等となる人材の確保 １人当たり　4,774,000 円 （2）夜間業務等の業務負担軽減 １か所当たり　4,774,000 円 （3）スーパーバイザーによる支援 １か所当たり　547,000 円 （4）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化 １か所当たり　1,606,000 円 （5）自立支援の環境整備 ①就労等定着支援員の配置 １か所当たり　4,970,000 円 ②支援対象者の自立に向けた環境整備 １か所当たり　858,000 円	児童養護施設等体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、補助金、負担金	1／2 〔市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合　2／3〕
養子縁組民間あっせん機関助成事業	次により算出された額の合計額 1　養子縁組民間あっせん機関助成事業 （1）養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 ①養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 研修受講者１人当たり 58,000 円 ②第三者評価受審促進事業 １か所当たり　339,000 円 （2）養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業 ①基本分	養子縁組民間あっせん機関助成事業に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限	1／2

	1か所当たり　13,327,000円 ②障害児等支援加算 1か所当たり　2,932,000円 ③心理療法担当職員配置加算 1か所当たり　6,543,000円 ④高年齢児等支援加算 1か所当たり　2,391,000円 ⑤資質向上加算 1か所当たり　1,889,000円 （3）こどもの出自を知る権利に関する支援体構築モデル事業 ア　基本分 1か所当たり　6,543,000円 イ　弁護士等配置加算 1か所当たり　2,342,000円 （4）養親希望者手数料負担軽減事業 1人（世帯）当たり　600,000円	る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金、交付金、扶助費等	
児童養護施設等民有地マッチング事業	次により算出された額の合計額 1　児童養護施設等民有地マッチング事業 （1）民有地マッチング支援 1自治体当たり　6,200,000円 （2）整備候補地等の確保支援 1自治体当たり　5,100,000円 （3）コーディネーター配置支援 1自治体当たり　4,900,000円	児童養護施設等民有地マッチング事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（会議費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	1／2
児童養護施設等高機能化・多機能化	次により算出された額の合計 1自治体当たり　15,000,000円	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業に	10/10

モデル事業		必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（会議費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、補助金	〔事業実施２年目以降の自治体が実施する場合　１／２〕
乳児院地域支援強化事業	次により算出された額の合計額 １か所当たり　16,639,000 円	乳児院地域支援強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	１／２
家庭養育推進ネットワーク	次により算出された額の合計額 １自治体当たり　1,100,000 円	家庭養育推進ネットワーク構築事業に	２／３

構築事業	※財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	〔財政力指数が１以上の自治体については、１／２〕
ヤングケアラー支援体制強化事業	次により算出された額の合計額 １　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業 （１）実態調査・把握 １都道府県、指定都市当たり 6,211,000 円 １中核市、特別区当たり 3,204,000 円 １市町村当たり 1,739,000 円 （２）関係機関等職員研修 １都道府県、指定都市当たり 4,164,000 円 １中核市、特別区当たり 2,491,000 円 １市町村当たり 1,833,000 円 （３）実態調査スタートアップ加算 １都道府県、指定都市当たり 2,228,000 円 １中核市、特別区当たり 2,026,000 円 １市町村当たり 1,823,000 円 ※財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	ヤングケアラー支援体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担	２／３ 〔財政力指数が１以上の自治体については、１／２〕

		金	

2　ヤングケアラー支援体制構築事業

（1）ヤングケアラー・コーディネーターの配置
1都道府県、指定都市当たり
18,135,000円
1中核市、特別区当たり
11,620,000円
1市町村当たり
6,539,000円

①　18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を担うヤングケアラー・コーディネーターを配置した場合の加算
1都道府県当たり
7,999,000円

②　訪問支援員を配置した場合の加算
1都道府県、指定都市、中核市、特別区、市町村当たり
4,291,000円

（2）ピアサポート等相談支援体制の推進
1都道府県、指定都市当たり
7,891,000円
1中核市、特別区当たり
5,358,000円
1市町村当たり
2,764,000円

①　キャリア相談支援を実施する場合は加算
1都道府県、指定都市当たり
6,381,000円
1中核市、特別区当たり
4,254,000円
1市町村当たり
2,127,000円

②　イベントを実施（レスパイト・自己発見等）する場合は加算
1都道府県、指定都市当たり
2,871,000円
1中核市、特別区当たり
2,787,000円
1市町村当たり
2,300,000円

（3）オンラインサロンの設置・運営、支援
1都道府県、指定都市当たり
4,267,000円
1中核市、特別区当たり
2,840,000円
1市町村当たり

	1,840,000 円 （４）外国語対応通訳派遣支援 １都道府県、指定都市当たり　7,920,000 円 １中核市、特別区当たり 5,280,000 円 １市町村当たり 2,640,000 円 ※財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。		
地域障害児支援体制強化事業	次により算出された額の合計額 １　地域障害児支援体制強化事業 （１）児童発達支援センターの機能強化 ・児童発達支援センターの機能強化 児童発達支援センター１箇所当たり 7,702,000 円 （２）巡回支援専門員整備 １市町村当たり 5,617,000 円	地域障害児支援体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	１／２
地域支援体制整備サポート事業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	地域支援体制整備サポート事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費	10/10

		（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	
医療的ケア児等総合支援事業	次により算出された額の合計額 １　医療的ケア児等総合支援事業 （１）別に定める実施要綱の４の事業を行う場合で、このうち４の（１）の事業の実施が含まれる場合 １都道府県、１指定都市当たり 8,625,000 円 ※　４の（１）事業において医療的ケア児等コーディネーターを常勤換算で２人以上置く場合は、２人目以降、１人につき 5,044,000 円　を加算する。なお、都道府県における医療的ケア児等コーディネーターの配置については、当該都道府県の 19 歳以下の人口 23 万人につき１人を国庫補助上の上限とする（当年度の前々年度の１月１日時点の人口を基準とする）。 なお、都道府県管内の指定都市が４の（１）の事業を実施する場合は、当該指定都市の医療的ケア児数は含めないこととする。 また、指定都市の配置上限については、別に定める。 （２）（１）に該当しない場合 １自治体当たり 5,141,000 円 （３）別に定める実施要綱の４の（８）の事業を行う場合 ・一時預かり　医療的ケア児１人当たり 年額 780,000 円 ・環境整備　　１自治体当たり 500,000 円 （４）別に定める実施要綱の４の（９）の事業を行う場合 ・非常用電源助成 医療的ケア児支援センター１箇所当たり	医療的ケア児等総合支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	１／２

	3,000,000 円 ※医療的ケア児 400 人につき、3,000,000 円を加算		
聴覚障害児支援中核機能強化事業	1 都道府県・指定都市当たり 17,000,000 円 1 中核市当たり 7,000,000 円 ※財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	聴覚障害児支援中核機能強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1／2 〔財政力指数が1以上の自治体については、1／3〕
地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業	1 都道府県当たり 8,500,000 円 1 指定都市当たり 7,700,000 円 1 中核市、特別区又は保健所政令市当たり 4,500,000 円	地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	1／2

	障害児安全安心対策事業	次により算出された額の合計額 （１）ICT を活用した子どもの見守り支援事業 １施設又は事業所当たり 200,000 円 （２）登降園管理システム支援事業 ①　端末購入を行わない場合 １施設又は事業所当たり 200,000 円 ②　端末購入を行う場合 １施設又は事業所当たり 700,000 円	障害児安全安心対策事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費・工事費を含む）、負担金、補助金、助成金、交付金	３／５ （市町村若しくは社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する場合３／４）

（注１）「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている財政力指数が１未満の都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する、以下の要件をすべて満たす整備計画については、補助率を 2／3 とする。

なお、当面の間、財政力指数が１以上の都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する、以下の要件をすべて満たす整備計画も含めることとして差し支えない。

①　令和 11 年度末までに小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

②　地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。（乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位」の整備を含む整備計画であること。）

③　令和 11 年度末までにケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

別紙様式第１

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金調書

都道府県名
市区町村名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

（注）
１．「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
２．「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
３．「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第２

文　書　番　号
令和　年　月　日

こども家庭庁長官　殿

市　町　村　長

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１　国庫補助金交付申請額　　金　　円

２　令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表１）

３　令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表２）

（添付書類）

（１）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）

（２）その他参考となる資料

（別表１）

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書

都道府県名　　市区町村名

財政力指数が１以上の自治体

区　分	事業名		総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
児童虐待防止対策等総合支援事業			円	円	円	円	円	円	円	円
	児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）									1/2
	児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業に限る。）	アウトリーチ型支援の実施							※１	※２
		こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業							※１	※２
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事	児童養護施設等の環境改善事業								2/3（又は1/2）
	里親養育包括支援（フォスタリング）事業									1/2
	児童養護施設等民有地マッチング事業									1/2
	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業	事業実施１年目の自治体が実施する場合								10/10
		事業実施２年目以降の自治体が実施する場合								1/2
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業								2/3（又は1/2）
		ヤングケアラー支援体制構築事業								2/3（又は1/2）
	小　　計									
	地域障害児支援体制強化事業	児童発達支援センターの機能強化等								1/2
		巡回支援専門員整備								1/2
	小　　計									
	医療的ケア児等総合支援事業									1/2
	地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業									1/2
	小　　計　（障害児支援関係３事業）									
合　　計										

（記載上の注意）

１　本表は、市区町村が行う「児童虐待防止対策支援事業」、「支援対象児童等見守り強化事業」、「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」、「児童養護施設等民有地マッチング事業」、「ヤングケアラー支援体制強化事業」、「地域障害児支援体制強化事業」及び「医療的ケア児等総合支援事業」、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」のうち「児童養護施設等の環境改善事業」、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の特別区が行う「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」、並びに特別区及び保健所政令市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く）が実施する「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」について記載すること。

２　児童虐待防止対策支援事業の支援対象児童等見守り強化事業分及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業のＧ欄及びＨ欄には別表２により算出した額（※１及び※２）を記入すること。

３　Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

４　Ｆ欄には、各事業ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

５　Ｇ欄には、各事業ごとにＦ欄の額を記入すること。

６　Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（事業ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２①

令和　　年度　児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

１．児童虐待防止対策支援事業実施状況

市区町村名

（単位：円）

	基　準　額	実施の有無	実施箇所数等	算定基準による算定額	対象経費の支出予定額	事業概要
（１）児童虐待防止対策研修事業						
①児童福祉司任用前講習会等						
児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本項において「実施要綱」という。）第３の１の（２）の①のアに該当する事業	2,989,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の①のイに該当する事業	695,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
②児童福祉司任用後研修	2,989,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
③児童福祉司スーパーバイザー研修						
自主開催する場合	2,340,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
研修を委託する場合	195,000					委託先数　か所　研修参加者数　人
④要保護児童対策調整機関調整担当者研修	2,930,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑤児童相談所長研修						
自主開催する場合	2,340,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
研修を委託する場合	97,000					委託先数　か所　研修参加者数　人
⑥虐待対応関係機関専門性強化事業						
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（ア）に該当する事業	295,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（イ）に該当する事業	295,000					参加回数　回　研修参加者数　人
実施要綱第３の１の（２）の⑥のイに該当する事業	279,040					実施方法
実施要綱第３の１の（２）の⑥のウに該当する事業	186,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑦児童相談所専門性強化事業						
実施要綱第３の１の（２）の⑦のアに該当する事業	1,643,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の⑦のイに該当する事業	196,000					参加回数　回　研修参加者数　人
⑧こども家庭センター専門性強化事業						
ア　組織構築・マネジメント研修	502,000					実施回数　回　研修参加者数　人
イ　統括支援員実務研修	502,000					実施回数　回　研修参加者数　人
ウ　相談支援強化研修	1,004,000					実施回数　回　研修参加者数　人
エ　研修参加促進費	196,000					
⑨医療機関従事者研修	1,810,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑩研修専任コーディネーターの配置	5,539,000					配置職員数　人
（２）医療的機能強化等事業						
①医療的機能強化事業	7,818,000					実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	748,000					実施方法
（５）児童相談所設置促進事業						
設置準備対応職員を配置する場合	2,172,000					配置職員数　人
研修等代替職員を配置する場合	10,259,000					配置職員数　人
（７）市町村相談体制整備事業						
①市町村スーパーバイズ事業						
ア　中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合（児童相談所設置市である場合を除く。）	2,605,000					実施方法
イ　アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000					実施方法
②要保護児童対策地域協議会機能強化事業						
実施要綱第３の７の（２）の②アに該当する事業	108,000					実施方法
実施要綱第３の７の（２）の②イに該当する事業	2,605,000					虐待対応強化支援員　人　心理担当職員　人
③相談支援体制強化事業						
ア　こども担当相談員の配置	2,715,000					委託　委託先
イ　専門人材の配置	2,982,000					委託　委託先　配置人数　人　保有資格
④ヤングケアラー支援事業	2,126,000					実施方法
（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業						
①訪問支援						
ア　訪問費用	6,000					実施方法
イ　事務職員雇上費	8,440					
②申請手続等支援						
ア　訪問支援等に係る費用	6,000					実施方法
イ　事務職員雇上費	8,440					
③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費	564,000					委託の有無　委託先
（11）評価・検証委員会設置促進事業	827,000					評価・検証委員会または第三者評価の受審の別
民間評価者に第三者評価を依頼する場合	827,000					民間団体から第三者評価の受審した場合はその団体名
（13）児童の安全確認等のための体制強化事業						安全確認対応職員　人　事務処理対応職員　人
1市町村当たり	16,617,000					実施方法
（15）児童福祉司等専門職採用活動支援事業	3,811,000					
児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合（加算）	3,528,000					
（16）児童福祉司任用資格取得支援事業	130,000					受講者数　人
（21）児童相談所等業務効率化促進事業						
①児童相談所分	15,000,000					
②こども家庭センター分	30,000,000					
合　計						

※１　共同開催する場合の当該自治体分のみの基準額を記入すること。
※２　共同開催する場合の自治体名等を記入すること。なお、当該欄に記入された基準額及び※１欄の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（１）児童虐待防止対策研修事業」について、単独開催と共同開催を両方行う場合、単独開催の基準額と共同開催の基準額の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業」①アの「実施箇所数等」欄には家庭訪問回数を、①イ及び②イの「実施箇所数等」欄には雇上日数×雇上職員数（例：3日間×2名＝6日間）を、
②アの「実施箇所数等」欄には支援回数を記入すること。

別表２②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

支援対象児童等見守り強化事業

①アウトリーチ型支援の実施

財政力指数が１以上の自治体　0　→　市区町村名　0　補助率　2/3

事業所等名称 A	法人等名称 B	延べ訪問回数 C 回	支援対象児童等の数（実人数） D 人	支援対象児童等の数（実人数）の内訳 妊婦 E 人	乳幼児 F 人	小学生 G 人	中学生以上 H 人	支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数） I 人	事業の実施期間 J	巡回活動費強化加算の有無 K	総事業費 L 円	寄付金その他の収入額 M 円	差引額（L－M） N 円	対象経費の支出予定額 O 円	算定基準による算定額 P 円	選定額 Q 円	国庫補助基本額 R 円	国庫補助所要額 S 円
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～								※1	※2
合　計																		

（注）
１．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
２．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には、事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
３．Ｃ欄には、本事業の支援対象となる児童の延べ訪問回数を記入すること。
４．Ｉ欄には、利用開始時（初回訪問時）に既に要保護児童対策地域協議会の特定妊婦・要支援児童・要保護児童いずれかに登録されていた人数を記入すること。
５．Ｊ欄には、事業の実施期間を記入すること。（例：R○. ○～R○. ○）
６．Ｋ欄は、巡回活動費強化加算の有無を選択すること。
７．行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

別表２③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

市区町村名　0

受講者数等内訳

受講者所属	市区町村相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
研修受講者見込み人数	0人	0人	0人	0人
代替職員配置延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間
基準日数	0日間	0日間	0日間	0日間

① 研修受講支援

（１）研修受講期間中の代替職員の配置費用　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

（２）研修受講に係る旅費　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

（３）研修受講費

第１号に該当する者	第２号に該当する者	第３号に該当する者	第４号に該当する者	合計
人	人	人	人	人

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

③ 資格取得者の配置促進

（１）月額20,000円の場合　（単位：円）

賃金引き上げ実施見込み人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G
0人	0ヶ月							

（２）月額50,000円の場合　（単位：円）

賃金引き上げ実施見込み人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G
0人	0ヶ月							

（注）
１．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 資格取得者の配置促進 のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
２．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２④

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

市区名：　0

１．児童養護施設等の環境改善事業

（１）事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区分（直接補助分）

ア「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備計画分

		基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
①	小規模グループケア実施のための改修等事業 （児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱（以下、本表において「実施要綱」という。）第３の１（１）①に定める事業）	8,000,000		0
②	児童の安全確保のために必要な備品整備等事業 （実施要綱第３の１（１）②に定める事業）			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1,000,000		0
③	ファミリーホーム等開設支援事業	8,000,000		0
	改修期間中の建物賃借料	10,000,000		0
④	児童家庭支援センター開設支援事業	3,000,000		0
⑤	耐震物件への移転支援事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1,000,000		0
合　計			0	0

＜上記（１）ア①～③及び⑤の事業の実施箇所数の内訳＞

		①の事業（箇所数）	②の事業（箇所数）	③の事業（箇所数）	⑤の事業（箇所数）
1	児童養護施設				
2	地域小規模児童養護施設				
3	分園型小規模グループケア				
4	児童自立支援施設				
5	母子生活支援施設				
6	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設				
7	乳児院				
8	児童心理治療施設				
9	児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)				
10	ファミリーホーム				
11	里親				
12	児童家庭支援センター				
13	母子家庭等就業・自立支援センター				
合　計		0	0	0	0

イ「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備計画分

		基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
①	小規模グループケア実施のための改修等事業	8,000,000		0
②	児童の安全確保のために必要な備品整備等事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分			
③	ファミリーホーム等開設支援事業	8,000,000		0
	改修期間中の建物賃借料	10,000,000		0
④	児童家庭支援センター開設支援事業			
⑤	耐震物件への移転支援事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分			
合　計			0	0

＜上記（１）イ①～③及び⑤の事業の実施箇所数の内訳＞

		①の事業（箇所数）	②の事業（箇所数）	③の事業（箇所数）	⑤の事業（箇所数）
1	児童養護施設				
2	地域小規模児童養護施設				
3	分園型小規模グループケア				
4	児童自立支援施設				
5	母子生活支援施設				
6	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設				
7	乳児院				
8	児童心理治療施設				
9	児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)				
10	ファミリーホーム				
11	里親				
12	児童家庭支援センター				
13	母子家庭等就業・自立支援センター				
合　計		0	0	0	0

別表２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名　0
市区町村名　0

（１）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業　　財政力指数が１以上の自治体　0　→　**補助率**　2/3

① 実態調査・把握

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	調査対象者 D	調査方法（記名の有無） E	スタートアップ加算の活用内容 F	共同実施の有無 G

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
３．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること
４．Ｅ欄には、該当する調査方法をプルダウンより選択し、入力すること。
５．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）。

イ 申請内容

総事業費 H	寄付金その他の収入予定額 I	差引額（Ｈ－Ｉ） J	対象経費の支出予定額 K	算定基準による算定額合計 L	算定基準による算定額 M	実態調査スタートアップ加算基準額 N
円	円	円	円	円	円	円
				0		

共同実施先の自治体名 O	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） P	基準額（共同実施自治体分） Q
	円	円

１．Ｍ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

② 関係機関等職員研修

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	参加(予定)機関 D	共同実施の有無 E

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
３．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 F	寄付金その他の収入予定額 G	差引額（Ｆ－Ｇ） H	対象経費の支出予定額 I	算定基準による算定額 J
円	円	円	円	円

共同実施先の自治体名 K	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） L	基準額（共同実施自治体分） M
円	円	円

１．Ｊ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｋ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｍ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名 0
市区町村名 0

（２）ヤングケアラー支援体制構築事業

① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ア 実施内容

配置場所 A	実施形態 B	配置人数 C	業務内容 D	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 E	対応ケース数（見込） F	共同実施の有無 G

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ｄ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

配置者の取得資格									
社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	保健師	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護福祉士	教育職員免許状	保育士	その他（　　）

※１名が複数の資格を有する場合は、各項目ごとに１名と入力すること。

訪問支援員 配置場所 H	訪問支援員 実施形態 I	訪問支援員 配置人数 J	訪問支援員 業務内容 K	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 L	対応ケース数（見込） M

１．Ｋ欄には、訪問支援員が担う業務内容を簡潔に記入すること

イ 申請内容

総事業費 N	寄付金その他の収入予定額 O	差 引 額（Ｎ－Ｏ） P	対象経費の支出予定額 Q	算定基準による算定額合計 R	算定基準による算定額 S	訪問支援員配置加算基準額 T
円	円	円	円	円 0	円	

共同実施先の自治体名 U	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） V	基準額（共同実施自治体分） W

１．Ｓ欄からＴ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｕ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｖ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＱ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｗ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＲ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名　0
市区町村名　0

② ピアサポート等相談支援体制の推進

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	対応ケース数（見込） C	キャリア相談支援加算の活用内容 D	イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算の活用内容 E	イベントの開催件数 F	共同実施の有無 F

1．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
3．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 G	寄付金その他の収入予定額 H	差引額（Ｇ－Ｈ） I	対象経費の支出予定額 J	算定基準による算定額合計 K	算定基準による算定額 L	キャリア相談支援加算基準額 M	イベント実施加算基準額 N
円	円	円	円	円			
				0			

共同実施先の自治体名 O	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） P	基準額（共同実施自治体分） Q

1．Ｌ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
4．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名 0
市区町村名 0

③　オンラインサロンの設置・運営、支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施回数 （見込） C	共同実施 の有無 D

1．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
3．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入予定額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 支出予定額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L
	円	円

1．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
4．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

④　外国語対応通訳派遣支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施形態 B	対応ケース数 （見込） C	共同実施 の有無 D

1．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
3．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入予定額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 支出予定額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L

1．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
4．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑥

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域障害児支援体制強化事業

都道府県名　0

市町村名	種別	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H
		円	円	円	円	円	円	円	円
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
合　　計	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
総　合　計									

（注）
１．本表には、地域障害児支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市の「種別」ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市の「種別」ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市の「種別」ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市の「種別」ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．各市の「市町村小計」欄には、各市ごとにＨ欄の額を合計した金額を記入すること。
８．種別欄は令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の、３．事業の内容を参照すること。

別表２⑦

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

医療的ケア児等総合支援事業

都道府県名　0

市町村名	種別		総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
			円	円	円	円	円	円	円	円
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
総　合　計										

（注）
1．本表には、医療的ケア児等総合支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
7．種別欄は平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」の、４．事業の内容を参照すること。

別表２⑧

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

都道府県名　0

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）
１．本表には、地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別紙様式第３

番　　号
令和　年　月　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１　国庫補助金交付申請額　　金　　円

２　令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表１）

３　令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表２）

（添付書類）
（１）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
（２）その他参考となる資料

別表１－１

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名

財政力指数が１以上の自治体　○

区　分	事　業　名		総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
			円	円	円	円	円	円	円	円
児童虐待防止対策等総合支援事業	児童虐待防止対策支援事業（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分）（虐待・思春期問題情報研修センター事業、支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）									1/2
	虐待・思春期問題情報研修センター事業	明石市分							※１	※２
		横浜博萌会またはこども財団分（間接補助分）							※１	※２
	支援対象児童等見守り強化事業	アウトリーチ型支援の実施 ※指定都市・児童相談所設置市・中核市のみ							※１	※２
		都道府県による中間支援法人を介した支援の実施 ※都道府県のみ							※１	※２
	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業								※１	※２
	ひきこもり等児童福祉対策事業									1/2
	児童家庭支援センター運営等事業									1/2
	基幹的職員研修事業									1/2
	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業を除く事業								1/2
		児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業								10/10
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備計画分）								1/2
		都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備計画分）								2/3（又は1/2）
		市町村分（間接補助分）							※１	※２
	地域子育て支援拠点の環境改善事業	指定都市・中核市・児童相談所設置市分								1/2
		市町村分（間接補助分）							※１	※２
	児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分								1/2
	休日夜間緊急支援事業									1/2
	社会的養護自立支援実態把握事業									1/2
	身元保証人確保対策事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分								1/2
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）							※１	※２
	里親養育包括支援（フォスタリング）事業									1/2
	里親への委託前養育支援事業									1/2
	乳児院等多機能化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分								1/2
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）							※１	※２
	児童養護施設等体制強化事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分								1/2
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）							※１	※２
	養子縁組民間あっせん機関助成事業									1/2
	児童養護施設等民有地マッチング事業									1/2
	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業	事業実施１年目の自治体が実施する場合								10/10
		事業実施２年目以降の自治体が実施する場合								1/2
	乳児院地域支援強化事業									1/2
	家庭養育推進ネットワーク構築事業									2/3（又は1/2）
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業								2/3（又は1/2）
		ヤングケアラー支援体制構築事業								2/3（又は1/2）
	小　　計									
	地域障害児支援体制強化事業（都道府県・指定都市・中核市分）	児童発達支援センターの機能強化等								1/2
		巡回支援専門員整備								1/2
	小　　計									
	地域支援体制整備サポート事業									10/10
	医療的ケア児等総合支援事業（都道府県・指定都市・中核市分）									1/2
	聴覚障害児支援中核機能強化事業									1/2（又は1/3）
	地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業									1/2
	障害児安全安心対策事業	（直接補助分）							※１	※２　3/5
		（間接補助分）							※１	※２　3/4
	小　　計　（障害児支援関係６事業）									
合　　計										

（記載上の注意）
１　E欄には、本通知に定める基準額又はこども家庭庁長官が必要と認めた額を記入すること。
２　F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
３　G欄には千欄の同額を記入すること。
４　H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記載すること。（事業ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
５　児童虐待防止対策支援事業の虐待・思春期問題情報研修センター事業、支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業分のG欄及びH欄には別表２－１③、④、⑤、⑦により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
６　児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、児童養護施設等の環境改善事業の市町村分（間接補助分）のG欄及びH欄には別表２－２②により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
７　児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、地域子育て支援拠点の環境改善事業の市町村分（間接補助分）のG欄及びH欄には別表２－２③により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
８　身元保証人確保対策事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－３により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
９　乳児院等多機能化推進事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－４により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
10　児童養護施設等体制強化事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－５により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
11　障害児安全安心対策事業のG欄及びH欄には別表２－12により算出した額（※１及び※２）を記入すること。

別表１－２

虐待・思春期問題情報研修センター事業計画書

①　支出予定額内訳調

（単位：円）

費　　目		対象経費支出予定額	積　算　内　訳
①研修事業			
	小計		
②研究事業			
	小計		
③企画・相談支援事業			
	小計		
④構築事業			
	小計		
⑤運営管理			
	小計		
合　　計			

② 運営事業概要

Ⅰ 概要	虐待・思春期問題情報研修センターの名称	
	所在地及び電話番号	〒 TEL
	運営主体	
	事業費合計	

Ⅱ 実施体制	職員の配置状況	（所要額）				千円
	区　分	研究部門	研修部門	企画・相談部門	構築部門	合　計
	職 員 数					

Ⅲ 運営委員会開催計画	（所要額）	千円
	運営委員会の開催目的、開催予定日を簡潔に記入すること	

Ⅳ 事業計画	計画	事業名及び内容	支出予定額（千円）
	研修事業		
	研究事業	①児童福祉施設での臨床研究と連携した研究	
		②里親支援及び里親委託の促進に関する調査・研究	
	企画・相談支援事業	①情報収集・提供	
		②専門相談	
	構築事業		
	その他		

別表２－１①

令和　　年度　児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

１－１．児童虐待防止対策支援事業実施状況

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名

（単位：円）

	基　準　額	実施の有無	実施児童相談所数等	実施児童相談所名	算定基準による算定額	対象経費の支出予定額	事業概要
（１）児童虐待防止対策研修事業							
①児童福祉司任用前講習会等							
児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本項において「実施要綱」という。）第３の１の（２）の①のアに該当する事業	2,989,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の①のイに該当する事業	695,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
②児童福祉司任用後研修	2,989,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
③児童福祉司スーパーバイザー研修							
自主開催する場合	2,340,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
研修を委託する場合	195,000						委託先数　か所　研修参加者数　人
④要保護児童対策調整機関調整担当者研修	2,930,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑤児童相談所長研修							
自主開催する場合	2,340,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
研修を委託する場合	97,000						委託先数　か所　研修参加者数　人
⑥虐待対応関係機関専門性強化事業							
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（ア）に該当する事業	295,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（イ）に該当する事業	295,000						参加回数　回　研修参加者数　人
実施要綱第３の１の（２）の⑥のイに該当する事業	279,040						実施方法
実施要綱第３の１の（２）の⑥のウに該当する事業	186,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業							
実施要綱第３の１の（２）の⑦のアに該当する事業	1,643,000						
一時保護施設職員向けの研修を実施する場合の加算	1,643,000						
裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合の加算	1,643,000						実施内容
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の⑦のイに該当する事業	196,000						参加回数　回　研修参加者数　人
⑧こども家庭センター専門性強化事業							
ア　組織構築・マネジメント研修	502,000						実施回数　回　研修参加者数　人
イ　統括支援員実務研修	502,000						実施回数　回　研修参加者数　人
ウ　相談支援強化研修	1,004,000						実施回数　回　研修参加者数　人
エ　研修参加促進費	196,000						
⑨医療機関従事者研修	1,810,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑩研修専任コーディネーターの配置	5,539,000						配置職員数　人
（２）医療的機能強化等事業							
①医療的機能強化事業	7,818,000						実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	748,000						実施方法
②児童相談所のトラウマケア連携体制整備	3,453,000						
③児童虐待防止医療ネットワーク事業	4,767,000						
事業期間が１年に満たない場合	※３						
（３）法的対応機能強化事業							配置弁護士数　人
①委託等によって実施する場合	15,610,000			（）			実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	7,805,000			（）			実施方法
②非常勤職員を配置する場合	※４			（）			基準額の算出方法
常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合	※５			（）			基準額の算出方法　（弁護士の配置数や勤務時間など）
法的対応事務職員を配置する場合	3,597,000			（）			実施方法
（４）児童相談所体制整備事業							
①スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業	494,000						実施方法
②市町村との連携強化事業	3,941,000						実施方法
（東日本大震災被災地特別加算）	4,565,000						
③２４時間・３６５日体制強化事業							実施要綱第３の４の（３）③エに該当する者の配置人数
ア　時間外受付を22時まで実施した場合	12,322,000						（ア）に該当する者　人　（イ）に該当する者　人
イ　時間外受付を22時以降も実施した場合	15,403,000						（ウ）に該当する者　人　（エ）に該当する者　人
ウ　365日体制強化のみ実施する場合	2,397,000						（オ）に該当する者　人　（カ）に該当する者　人
エ　イ及びウを実施した場合	17,800,000						（キ）に該当する者　人
④司法審査等対応職員配置事業	2,307,000			（）			配置職員数　人
⑤医療連携支援コーディネーター事業	3,929,000						
⑥ＳＮＳ等相談事業	42,358,000						委託の有無　委託先
同一機関においてＤＶ相談も併せて行う場合の加算	32,658,000						委託の有無（DV相談）　委託先
⑦通訳機能強化事業	10,560,000						実施方法

（５）児童相談所設置促進事業											
設置準備対応職員を配置する場合	2,172,000						配置職員数	人			
研修等代替職員を配置する場合	10,259,000						配置職員数	人			
都道府県等代替職員を配置する場合	6,839,000						配置職員数	人			
（６）一時保護専用施設改修費支援事業（１カ所当たり）	55,400,000										
（改修期間中に賃借料が発生する場合の加算）	10,000,000										
（７）市町村相談体制整備事業											
①市町村スーパーバイズ事業											
ア　中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合（児童相談所設置市である場合を除く。）	2,605,000						実施方法				
イ　アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000						実施方法				
②要保護児童対策地域協議会機能強化事業											
実施要綱第３の７の（２）の②アに該当する事業	108,000						実施方法				
実施要綱第３の７の（２）の②イに該当する事業	2,605,000						虐待対応強化支援員	人	心理担当職員	人	
③相談支援体制強化事業											
ア　こども担当相談員の配置	2,715,000						委託		委託先		
イ　専門人材の配置	2,982,000						委託		委託先	配置人数	人
④ヤングケアラー支援事業	2,126,000						実施方法				
（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業											
①訪問支援											
ア　訪問費用	6,000										
イ　事務職員雇上費	8,440										
②申請手続等支援											
ア　訪問支援等に係る費用	6,000										
イ　事務職員雇上費	8,440										
③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費	564,000						委託の有無		委託先		
（９）一時保護機能強化事業											
学習指導協力員（基本分）	2,354,000		（）								
学習指導協力員（加算分）	1,802,000										
障害等援助協力員	2,354,000						配置職員数	人			
トラブル対応協力員	2,354,000						配置職員数	人			
専門的ケア対応協力員	2,354,000						配置職員数	人			
一時保護委託付添協力員（基本分）	2,354,000						配置職員数	人	学校への通学支援実施の有無		
一時保護委託付添協力員（加算分）	1,384,000										
夜間対応協力員	2,354,000						配置職員数	人			
権利擁護推進員	2,354,000						配置職員数	人			
その他	2,354,000						配置職員数	人	うち外国人対応協力員	人	
（10）官・民連携強化事業											
①民間団体委託推進事業	3,095,000						実施方法				
②民間団体活動推進事業	1,091,000						実施方法				
③民間団体育成事業	1,253,000						実施方法				
（11）評価・検証委員会設置促進事業	827,000						実施方法				
民間評価者に第三者評価を依頼する場合の加算	827,000						委託先				
（12）未成年後見人支援事業											
①未成年後見人の報酬補助事業	20,000		（）				被後見人数	人	後見人数	人	
②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（上段は未成年後見人、下段は被後見人について）	5,210		（）				被後見人数	人	後見人数	人	
	8,420		（）								
（13）児童の安全確認等のための体制強化事業											
①都道府県、指定都市、児童相談所設置市において実施した場合	27,695,000						安全確認対応職員	人	事務処理対応職員	人	
警察ＯＢを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合	22,156,000						安全確認対応職員	人	事務処理対応職員	人	
遠方の施設への入所措置等の祭の移送等に係る非常勤職員を雇う場合の加算	5,539,000						移送等対応職員	人			
②中核市において実施した場合	16,617,000						安全確認対応職員	人	事務処理対応職員	人	
（14）児童虐待防止等のための広報啓発等事業	14,645,000						実施方法				
（15）児童福祉司等専門職採用活動支援事業	3,811,000										
児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合（加算）	3,528,000										
（16）児童福祉司任用資格取得支援事業	130,000						受講者数				
（17）被害事実確認面接支援事業											

①ア　被害事実確認面接等の実施に係る委託費等	2,102,000						実施方法 ※該当するものに「○」を付けて下さい。	① 面接実施に係る準備や打ち合わせ	委託の有無					
								② 専門の研修を受けた面接者の派遣	委託の有無					
								③ 面接の記録・録音・録画	委託の有無					
								④ こどもの心理的負担軽減のための支援	委託の有無					
								⑤ 専門家による助言指導	委託の有無					
								⑥ その他被害事実確認面接等を推進するための取組	委託の有無					
①イ　心理的ケアに係る委託費等	438,880													
②研修受講費用	90,000													
③備品購入費用	1,000,000													
(19) こども若者シェルター・相談支援事業							事業者名							
（1）宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援	19,299,000						実施箇所数	箇所						
（2）食事の提供その他日常生活に必要な費用	1,869						実施箇所数	箇所	（1箇所当たり）1日当たり人数	人	対象日数	日		
（3）心理療法（カウンセリング）支援	7,005,101						実施箇所数	箇所						
（4）日中に居場所の提供、就労支援・就学支援　※一か所当たり２人分まで	6,881,432						実施箇所数	箇所	（1箇所当たり）配置人数	人	支援内容			
（5）弁護士連携支援	3,120,000						実施箇所数	箇所	委託の有無		委託先			
（6）送迎支援	1,540						実施回数（年間総計）	回						
（7）（3）～（6）をすべて実施（ただし（4）は２人配置の場合に限る。）	24,221,000						実施箇所数	箇所	※（7）に該当する場合には、（3）～（6）の上記事業概要欄を記載すること。					
(20) 定着支援アドバイザー配置事業	2,194,400													
(21) 児童相談所等業務効率化促進事業														
①児童相談所分	15,000,000													
②こども家庭センター分	30,000,000													
(22) 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援							取組概要	担当部署名						
								物資の配布対象者の属性						
								物資の配布場所・回数						
								物資の調達方法						
								若者への周知の方法						
								相談支援の対象者の属性						
								相談・支援の実施体制						
①都道府県実施分	78,774,000						相談員配置数	常勤　人、非常勤　人	委託の有無		委託先			
②指定都市実施分	47,445,000						相談員配置数	常勤　人、非常勤　人	委託の有無		委託先			
(23) 一時保護施設学習支援強化事業	1,000,000						導入したアプリの名称		アプリ導入に当たり原籍校・教育委員会との連携の有無					
(24) 一時保護委託先開拓等事業														
①一時保護委託先の開拓等（基本分）	6,175,000						開拓員配置数	人	補助員配置数	人				
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199 件の自治体）	1,402,000						実施方法							
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249 件の自治体）	1,927,000													
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250件以上の自治体）	2,451,000													
②一時保護委託先への心理的支援	6,163,000						職員配置数	人						
							実施方法							
合　計														

※１　共同開催する場合の当該自治体分のみの基準額を記入すること。
※２　共同開催する場合の自治体名等を記入すること。なお、当該欄に記入された基準額及び※１欄の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
※３　4,767,000円×事業実施月数／12で算出された額を基準額とすること。
※４　弁護士１人当たり１時間当たり10,000円で算出された額を基準額とすること。
※５　弁護士１人当たり１時間当たり5,000円で算出された額を基準額とすること。
（注）「（１）児童虐待防止対策研修事業」について、単独開催と共同開催を両方行う場合、単独開催の基準額と共同開催の基準額の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（３）法的対応機能強化事業」の「実施児童相談所数等」欄の左側には実施児童相談所数を、右欄には弁護士の人数及び事業者の数を合計した数を記入すること。（児童相談所ごとの合計）
（注）「（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業」①アの「実施児童相談所数等」欄には家庭訪問回数を、①イ及び②イの「実施児童相談所数等」欄には雇上日数×雇上職員数（例：3日間×2名＝6日間）を、②アの「実施児童相談所数等」欄には支援回数を記入すること。
（注）「（９）学習指導協力員（基本分）」の「実施児童相談所数等」欄の左欄には実施児童相談所数を、右欄にある（　）には配置人数を記入すること。（児童相談所ごとの配置人数の合計）
（注）「(12) ①未成年後見人の報酬補助事業」の「実施児童相談所数等」欄にある（　）には「未成年後見人数×延べ事業実施月数」を記入すること。（児童相談所ごとの延べ事業実施月数の合計）
（注）「(12) ②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業」の「実施児童相談所数等」欄にある（　）には未成年後見人数及び被後見人数を記入すること。（児童相談所ごとの人数の合計）
（注）「(23) 一時保護施設学習支援強化事業」の「実施児童相談所数等」欄には、実施一時保護施設数を、「実施児童相談所名」欄には、実施一時保護施設名を記入すること。
（注）「(23) 一時保護施設学習支援強化事業」の「事業概要」欄には、学習アプリを導入した場合のみ記入すること。

別表２－１②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）

都道府県名　0

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）
１．本表には、児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－１③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費 A	その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	補助予定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備　　考
							※１	※２	

（注）
１．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
２．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
３．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入する。
４．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入する。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

虐待・思春期問題情報研修センター事業（明石市（直接補助））

（単位：円）

総事業費 （明石市） A	その他の 収入額 （明石市） B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 （明石市） D	算定基準に よる算定額 E		選定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備　　考
							※１	※２	

虐待・思春期問題情報研修センター事業（こども財団（間接補助））

（単位：円）

総事業費 （こども財団） A	その他の 収入額 （こども財団） B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 （こども財団） D	算定基準に よる算定額 E	補助予定額 F	選定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備　　考
							※１	※２	

（注）
１．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
２．Ｇ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄、Ｅ欄及びＦ欄を比較して最も少ない額を記入する。
３．Ｈ欄には、Ｇ欄の額と同額を記入する。
４．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入する。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－１④

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

支援対象児童等見守り強化事業

（指定都市・児童相談所設置市・中核市名）　0

①アウトリーチ型支援の実施

財政力指数が１以上の自治体　○　→　**補助率**　1/2

事業所等名称 A	法人等名称 B	延べ訪問回数 C	支援対象児童等の数（実人数） D	支援対象児童等の数（実人数）の内訳				支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数） I	事業の実施期間 J	巡回活動費強化加算の有無 K	総事業費 L	寄付金その他の収入額 M	差引額（L－M） N	対象経費の支出予定額 O	算定基準による算定額 P	選定額 Q	国庫補助基本額 R	国庫補助所要額 S
				妊婦 E	乳幼児 F	小学生 G	中学生以上 H											
		回	人	人	人	人	人	人	～		円	円	円	円	円	円	円	円
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
合　計		0	0	0	0	0	0	0									※1	※2

（注）
1．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には、事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
3．Ｃ欄には、本事業の支援対象となる児童の延べ訪問回数を記入すること。
4．Ｉ欄には、利用開始時（初回訪問時）に既に要保護児童等対策地域協議会の特定妊婦・要支援児童・要保護児童いずれかに登録されていた人数を記入すること。
5．Ｊ欄には、事業の実施期間を記入すること。（例：R○. ○～R○. ○）
6．Ｋ欄は、巡回活動費強化加算の有無を選択すること。
7．Ｑ欄には、N欄、O欄及びP欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
8．R欄には、Q欄の額を記入すること。
9．S欄には、R欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
10．行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

別表２－１⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

支援対象児童等見守り強化事業

（都道府県名）　0

①アウトリーチ型支援の実施

市区町村名	延べ訪問回数	支援対象児童等の数（実人数）	支援対象児童等の数（実人数）の内訳				支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数）	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生以上									
	回	人	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計	0	0	0	0	0	0	0								

（注）
１．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２―１⑥

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

支援対象児童等見守り強化事業

（都道府県名）　0

②都道府県による中間支援法人を介した支援の実施

財政力指数が１以上の自治体　○　→　**補助率**　1/2

中間支援法人名	中間支援法人が行う助成団体数	普及啓発加算	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
			円	円	円	円	円 0	円	※１ 円	2 円

（記載上の注意）
１．本表には、都道府県が行う事業のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－１⑦

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名）　0

受講者数等内訳

受講者所属	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
研修受講者 見込み人数	0人	0人	0人	0人	0人
代替職員 配置延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間
基準日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間

① 研修受講支援

（１）研修受講期間中の代替職員の配置費用　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（２）研修受講に係る旅費　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（３）研修受講費

第１号 に該当する者	第２号 に該当する者	第３号 に該当する者	第４号 に該当する者	合計
人	人	人	人	人

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

② 見学実習受入施設等への代替職員配置

受講者数等内訳

受入施設等	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
受講者受入れ 延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

③ 資格取得者の配置促進

（１）月額20,000円の場合

資格取得者 配属先	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
賃金引き上げ実施 見込み人数	人	人	人	人	人
賃金引き上げ実施 延べ月数	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（２）月額50,000円の場合

資格取得者 配属先	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
賃金引き上げ実施 見込み人数	人	人	人	人	人
賃金引き上げ実施 延べ月数	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（注）

１．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 資格取得者の配置促進 のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。

２．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。

３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。

４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。

５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－１⑧

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

（都道府県名）　0

③ 資格取得者の配置促進

（１）月額20,000円の場合

（単位：円）

市町村名	賃金引き上げ実施見込み人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	備考 I
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
合計	0人	ヶ月									

（２）月額50,000円の場合

市町村名	賃金引き上げ実施見込み人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	備考 I
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
合計	0人	ヶ月									

（注）

１．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

（都道府県名）　0

１．児童養護施設等の環境改善事業

（１）都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（直接補助分）

ア「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備計画分

		基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
①	小規模グループケア実施のための改修等事業 （児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱（以下、本表において「実施要綱」という。）第３の１（１）①に定める事業）	8,000,000		0
②	児童の安全確保のために必要な備品整備等事業 （実施要綱第３の１（１）②に定める事業）			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1,000,000		0
③	ファミリーホーム等開設支援事業	8,000,000		0
	改修期間中の建物賃借料	10,000,000		0
④	児童家庭支援センター開設支援事業	3,000,000		0
⑤	耐震物件への移転支援事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1,000,000		0
合　計			0	0

＜上記（１）ア①～③及び⑤の事業の実施箇所数の内訳＞

		①の事業（箇所数）	②の事業（箇所数）	③の事業（箇所数）	⑤の事業（箇所数）
1	児童養護施設				
2	地域小規模児童養護施設				
3	分園型小規模グループケア				
4	児童自立支援施設				
5	母子生活支援施設				
6	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設				
7	乳児院				
8	児童心理治療施設				
9	児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)				
10	ファミリーホーム				
11	里親				
12	児童家庭支援センター				
13	母子家庭等就業・自立支援センター				
合　計		0	0	0	0

イ「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備計画分

		基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
①	小規模グループケア実施のための改修等事業	8,000,000		0
②	児童の安全確保のために必要な備品整備等事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分			
③	ファミリーホーム等開設支援事業	8,000,000		0
	改修期間中の建物賃借料	10,000,000		0
④	児童家庭支援センター開設支援事業			
⑤	耐震物件への移転支援事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分			
合　計			0	0

別表２－２①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

＜上記（１）イ①～③及び⑤の事業の実施箇所数の内訳＞

		①の事業（箇所数）	②の事業（箇所数）	③の事業（箇所数）	⑤の事業（箇所数）
1	児童養護施設				
2	地域小規模児童養護施設				
3	分園型小規模グループケア				
4	児童自立支援施設				
5	母子生活支援施設				
6	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設				
7	乳児院				
8	児童心理治療施設				
9	児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)				
10	ファミリーホーム				
11	里親				
12	児童家庭支援センター				
13	母子家庭等就業・自立支援センター				
合　計		0	0	0	0

（２）市町村（間接補助分）

	基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
児童の安全確保のために必要な備品整備等事業	8,000,000		0
内訳			

※施設種別の内訳を記載すること。（例）母子生活支援施設１箇所、児童養護施設２箇所

２．地域子育て支援拠点の環境改善事業

（１）指定都市・中核市・児童相談所設置市分（直接補助分）

	基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
地域子育て支援拠点の環境改善事業	8,000,000		0

（２）市町村（間接補助分）

	基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
地域子育て支援拠点の環境改善事業	8,000,000		0

３．児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業

（１）都道府県・指定都市・児童相談所設置市分

	基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
児童相談所分	8,000,000		0
一時保護施設分	8,000,000		0
合　計		0	0

４．「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けており、国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を希望する児童養護施設及び乳児院

	施設種別	施設名	形態	事業内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

別表２－2②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業（間接補助分））

（都道府県名）　0

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×2/3） J	備　　考
	円	円	円	円	円	円					
合　　計							円	円	※１　　円	※２　　円	

（注）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－2③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業（間接補助分））

（都道府県名）　0

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×2/3） J	備　　考
	円	円	円	円	円	円					
合　　計							円	円	※１　円	※２　円	

（注）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

身元保証人確保対策事業

（都道府県名）　0

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	備　　考
	円	円	円	円	円	円					
合　　計							円	円	※1　　円	※2　　円	

（注）
1．本表には、身元保証人確保対策事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－４

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

乳児院等多機能化推進事業

（都道府県名）　0

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	備　　考
	円	円	円	円	円	円					
合　　計							円	円	※1　円	※2　円	

（注）
１．本表には、乳児院等多機能化推進事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－５

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等体制強化事業

都道府県名　0

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	備　　考
	円	円	円	円	円	円					
合　　計							円	円	※1　円	※2　円	

（注）
１．本表には、児童養護施設等体制強化事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

0

（1）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

①　実態調査・把握

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	調査対象者 D	調査方法 （記名の有無） E	スタートアップ 加算の活用内容 F	共同実施 の有無 G

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること
３．Ｅ欄には、該当する調査方法をプルダウンより選択し、入力すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記載すること（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

イ　申請内容

総事業費 H	寄付金その他 の収入予定額 I	差 引 額 （Ｈ－Ｉ） J	対象経費の 支出予定額 K	算定基準に よる算定額 合計 L	算定基準に よる算定額 M	実態調査 スタートアップ加算 基準額 N
円	円	円	円	円 0	円	円

共同実施先の 自治体名 O	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） P	基準額 （共同実施自治体分） Q
	円	円

１．Ｍ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－６①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

0

② 関係機関等職員研修

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	参加(予定)機関 D	共同実施の有無 E

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 F	寄付金その他の収入予定額 G	差 引 額 （Ｆ－Ｇ） H	対象経費の支出予定額 I	算定基準による算定額 J
円	円	円	円	円

共同実施先の自治体名 K	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） L	基準額（共同実施自治体分） M
円	円	円

１．Ｊ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｋ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｍ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－６①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

0

（２）ヤングケアラー支援体制構築事業

①　ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ア　実施内容

配置場所 A	実施形態 B	配置人数 C	業務内容 D	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 E	対応ケース数（見込） F	共同実施の有無 G

１．Ｄ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

（１８歳以上のヤングケアラーへの個別相談等対応）

配置場所 H	実施形態 I	配置人数 J	業務内容 K	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 L	対応ケース数（見込） M	共同実施の有無 N

１．Ｋ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

配置者の取得資格									
社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	保健師	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護福祉士	教育職員免許状	保育士	その他（　　）
0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

※１名が複数の資格を有する場合は、各項目ごとに１名と入力すること。

※１８歳以上のヤングケアラーへの個別相談に対応するコーディネーターも含めること。

訪問支援員 配置場所 O	訪問支援員 実施形態 P	訪問支援員 配置人数 Q	訪問支援員 業務内容 R	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 S	対応ケース数（見込） T

１．Ｒ欄には、訪問支援員が担う業務内容を簡潔に記入すること

別表２－６①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

0

イ　申請内容

総事業費 U	寄付金その他の収入予定額 V	差 引 額（Ｕ－Ｖ） W	対象経費の支出予定額 X	算定基準による算定額合計 Y	算定基準による算定額 Z	18歳以上の個別相談対応基準額 AA	訪問支援員配置加算基準額 AB
円	円	円	円	円	円	円	円
				0			

共同実施先の自治体名 AC	対象経費の支出予定額 AD	基準額 AE

１．Ｘ欄からAB欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．AC欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．AD欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＸ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．AE欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＹ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－６①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

0

② ピアサポート等相談支援体制の推進

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	対応ケース数（見込） C	キャリア相談支援加算の活用内容 D	イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算の活用内容 E	イベントの開催件数 F	共同実施の有無 F
		0 件			0 件	

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 G	寄付金その他の収入予定額 H	差 引 額（Ｇ－Ｈ） I	対象経費の支出予定額 J	算定基準による算定額合計 K	算定基準による算定額 L	キャリア相談支援加算基準額 M	イベント実施加算基準額 N
円	円	円	円	円			
				0			

共同実施先の自治体名 O	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） P	基準額（共同実施自治体分） Q

１．Ｌ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－６①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

0

③　オンラインサロンの設置・運営、支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施回数 （見込） C	共同実施 の有無 D
		0 件	

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入予定額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 支出予定額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L
	円	円

１．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

④　外国語対応通訳派遣支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施形態 B	対応ケース数 （見込） C	共同実施 の有無 D
		0 件	

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入予定額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 支出予定額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L

１．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－６②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

（１）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

都道府県名　0

市区町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）
１．本表には、ヤングケアラー支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

（２）ヤングケアラー支援体制構築事業

都道府県名　0

市区町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）
１．本表には、ヤングケアラー支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２―７①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域障害児支援体制強化事業

都道府県名　0

種別	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
児童発達支援センターの機能強化								
巡回支援専門員整備								
合　　計								

本事業による配置予定人数	児童発達支援センター等の職員		巡回支援専門員	

（記載上の注意）

１．本表には、地域障害児支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業に限る）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．種別欄は令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の、３．事業の内容を参照すること。

別表２―７②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域障害児支援体制強化事業

都道府県名　0

市町村名	種別	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額（G×1/2） H 円
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
合　　計	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
総　合　計									

（注）
１．本表には、地域障害児支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市の「種別」ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市の「種別」ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市の「種別」ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市の「種別」ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．各市の「市町村小計」欄には、各市ごとにＨ欄の額を合計した金額を記入すること。
８．種別欄は令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の、３．事業の内容を参照すること。

別表２－８①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域支援体制整備サポート事業

（都道府県・指定都市・中核市名）　0

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
円	円	円	円	円	円	円	円

（記載上の注意）
１．本表には、地域支援体制整備サポート事業のうち、都道府県・指定都市・中核市が行う事業のみを記入し、
　市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定めるこども家庭庁長官が必要と認めた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－８②

地域支援体制整備サポート事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名 0

事業計画書

（１）地域支援体制整備サポート職員の配置

地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（予定）について、以下に記載

職種	委託先（委託する場合）

（２）市区町村とのネットワーク構築等

巡回予定件数	
実施内容	

（３）各市区町村の地域支援体制等に係る状況把握・分析

状況把握・分析対象予定市区町村数	
実施内容	

（４）状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

市区町村向け説明会実施予定回数	
実施内容	

別表２－９①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

医療的ケア児等総合支援事業　　（都道府県・指定都市・中核市名）　0

種別		総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H
		円	円	円	円	円	円	円	円
４の（１）～（７）の事業									
４の（８）の事業	ア　一時預かり								
	イ　環境整備								
合　　計									

本事業による配置予定人数 → 医療的ケア児支援コーディネーター

都道府県における19歳以下の人口 → 都道府県 / 指定都市

（９）非常用電源の助成　　【※（９）の事業の実施主体は、都道府県のみ】

センター名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H	購入物品種目 I	数量 J	医療的ケア児数 K
	円	円	円	円	円	円	円	円		台	人
								0			
								0			
								0			
								0			
合　　計								0		0	0

全事業合計

	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H
合　　計								

（記載上の注意）
1．本表には、医療的ケア児等総合支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）及び都道府県直接補助事業のみ記載すること。
2．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
7．Ｉ欄には、製品名等を記載すること。
8．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
9．種別欄は平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」の、
　４．事業の内容を参照すること。
10．都道府県における19歳以下の人口は、当年度の前々年度の１月１日時点の人口を基準とする。（指定都市においては、管内の19歳以下の人口を記載することとし、指定都市において申請がある場合は当該指定都市の人口は除くこととする。）

別表２－９②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

医療的ケア児等総合支援事業

都道府県名　　0

市町村名	種別		総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H
			円	円	円	円	円	円	円	円
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
総　合　計										

（注）
１．本表には、医療的ケア児等総合支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．種別欄は平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」の、４．事業の内容を参照すること。

別表２－10①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

聴覚障害児支援中核機能強化事業

都道府県・指定都市・中核市名 0

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2又はＧ×1/3） H	前々年度の財政力指数が１以上の自治体 I	補助率 J
円	円	円	円	円	円	円	円		1/2

（記載上の注意）
１．本表には、聴覚障害児支援中核機能強化事業のうち、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業または都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）が行う事業（保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）の直接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２又は１／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．Ｉ欄には、前々年度の財政力指数が１以上の自治体は○をつけること。

別表２－10②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

聴覚障害児支援中核機能強化事業

都道府県名　0

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2又はＧ×1/3） H	前々年度の財政力指数が１以上の自治体 I	補助率 J
	円	円	円	円	円	円	円	円		1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
合　計										

（注）
１．本表には、聴覚障害児支援中核機能強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会　福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２又は１／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－11①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名　0

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H
円	円	円	円	円	円	※39　円	※40　円

（記載上の注意）

１．本表には、地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業のうち、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業または都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）が行う事業（保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）の直接補助事業）については、記載しないこと。

２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。

３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。

６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－11②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

都道府県名　0

市町村名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H 円
合　　計								

（注）
１．本表には、地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－12①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市名　0

	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×３/５） H
①ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0
②登降園管理システム支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※１ 円 0	※２ 円 0

（注）
１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．A欄からH欄までの各欄には、第３別表２－12②及び、第３別表２－12③の合計額を記入すること。

（間接補助分）

	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（F×４／５） G	自治体補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×３/４） J
①ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②登降園管理システム支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※１ 円 0	※２ 円 0

（注）
１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）についてのみを記入し、
　　都道府県等が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．A欄からJ欄までの各欄には、第３別表２－12②及び、第３別表２－12③の合計額を記入すること。

別表２－12②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市名　0

「①ＩＣＴを活用した子供の見守り支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額（Ｅ－Ｆ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｋ×３／５）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1							0			0	0	0		
2							0			0	0	0		
3							0			0	0	0		
4							0			0	0	0		
5							0			0	0	0		
6							0			0	0	0		
7							0			0	0	0		
8							0			0	0	0		
9							0			0	0	0		
10							0			0	0	0		
11							0			0	0	0		
12							0			0	0	0		
13							0			0	0	0		
14							0			0	0	0		
15							0			0	0	0		
16							0			0	0	0		
17							0			0	0	0		
18							0			0	0	0		
19							0			0	0	0		
20							0			0	0	0		
21							0			0	0	0		
22							0			0	0	0		
23							0			0	0	0		
24							0			0	0	0		
25							0			0	0	0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
3．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。
4．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
5．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
6．Ｋ欄には、各施設または事業所ごとにＪ欄の額を記入すること。
7．Ｌ欄には、Ｋ欄の額に３／５を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
8．Ｍ欄には、製品名等を記入すること。
9．Ｎ欄には購入日（未購入の場合は、令和８年度末までの予定日）を記入する。
10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）

「②登降園管理システム導入支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額（Ｅ－Ｆ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｋ×３／５）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1							0			0	0	0		
2							0			0	0	0		
3							0			0	0	0		
4							0			0	0	0		
5							0			0	0	0		
6							0			0	0	0		
7							0			0	0	0		
8							0			0	0	0		
9							0			0	0	0		
10							0			0	0	0		
11							0			0	0	0		
12							0			0	0	0		
13							0			0	0	0		
14							0			0	0	0		
15							0			0	0	0		
16							0			0	0	0		
17							0			0	0	0		
18							0			0	0	0		
19							0			0	0	0		
20							0			0	0	0		
21							0			0	0	0		
22							0			0	0	0		
23							0			0	0	0		
24							0			0	0	0		
25							0			0	0	0		
	か所					円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
3．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。
4．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
5．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
6．Ｋ欄には、各施設または事業所ごとにＪ欄の額を記入すること。
7．Ｌ欄には、Ｋ欄の額に３／５を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
8．Ｍ欄には、製品名等を記入すること。
9．Ｎ欄には購入日（未購入の場合は、令和８年度末までの予定日）を記入する。
10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別紙様式第４

文　書　番　号
令和　年　月　日

こども家庭庁長官　殿

市　町　村　長

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の変更交付申請について

令和　年　月　日こ支虐第　号　　をもって交付決定を受けた標記について、
次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

１　今回追加交付（一部取消）申請額　　金　　円
　　既　交　付　決　定　額　　金　　円
　　変更後国庫補助所要額　　金　　円

２　変更を必要とする理由

３　令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書（別表１）

４　令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書（別表２）

（添付書類）
（１）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を
　　備考欄に明記すること。）
（２）その他参考となる資料

（別表１）

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

都道府県名　　市区町村名

財政力指数が１以上の自治体

区　分	事業名		総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額 H 円	既交付決定額 I 円	差引追加交付所要額（H－I） J 円
児童虐待防止対策等総合支援事業	児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）									1/2		
	児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業に限る。）	アウトリーチ型支援の実施							※1	※２		
		こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業							※1	※２		
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設等の環境改善事業								2/3（又は1/2）		
	里親養育包括支援（フォスタリング）事業									1/2		
	児童養護施設等民有地マッチング事業									1/2		
	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業	事業実施１年目の自治体が実施する場合								10/10		
		事業実施２年目以降の自治体が実施する場合								1/2		
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業								2/3（又は1/2）		
		ヤングケアラー支援体制構築事業								2/3（又は1/2）		
	小　　計											
	地域障害児支援体制強化事業	児童発達支援センターの機能強化等								1/2		
		巡回支援専門員整備								1/2		
	小　　計											
	医療的ケア児等総合支援事業									1/2		
	地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業									1/2		
	小　　計　（障害児支援関係３事業）											
合　　計												

（記載上の注意）

１　本表は、市区町村が行う「児童虐待防止対策支援事業」、「支援対象児童等見守り強化事業」、「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」、「児童養護施設等民有地マッチング事業」、「ヤングケアラー支援体制強化事業」、「地域障害児支援体制強化事業」及び「医療的ケア児等総合支援事業」、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」のうち「児童養護施設等の環境改善事業」、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の特別区が行う「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」、並びに特別区及び保健所政令市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く）が実施する「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」について記載すること。

２　児童虐待防止対策支援事業の支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業のＧ欄及びＨ欄には別表２により算出した額（※１及び※２）を記入すること。

３　Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

４　Ｆ欄には、各事業ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

５　Ｇ欄には、各事業ごとにＦ欄の額を記入すること。

６　Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（事業ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２①

令和　　年度　児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

１．児童虐待防止対策支援事業実施状況

市区町村名

（単位：円）

	基　準　額	実施の有無	実施箇所数等	算定基準による算定額	対象経費の支出予定額	事業概要
（１）児童虐待防止対策研修事業						
①児童福祉司任用前講習会等						
児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本項において「実施要綱」という。）第３の１の（２）の①のアに該当する事業	2,989,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の①のイに該当する事業	695,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
②児童福祉司任用後研修	2,989,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
③児童福祉司スーパーバイザー研修						
自主開催する場合	2,340,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
研修を委託する場合	195,000					委託先数　か所　研修参加者数　人
④要保護児童対策調整機関調整担当者研修	2,930,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑤児童相談所長研修						
自主開催する場合	2,340,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
研修を委託する場合	97,000					委託先数　か所　研修参加者数　人
⑥虐待対応関係機関専門性強化事業						
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（ア）に該当する事業	295,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（イ）に該当する事業	295,000					参加回数　回　研修参加者数　人
実施要綱第３の１の（２）の⑥のイに該当する事業	279,040					実施方法
実施要綱第３の１の（２）の⑥のウに該当する事業	186,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑦児童相談所専門性強化事業						
実施要綱第３の１の（２）の⑦のアに該当する事業	1,643,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
実施要綱第３の１の（２）の⑦のイに該当する事業	196,000					参加回数　回　研修参加者数　人
⑧こども家庭センター専門性強化事業						
ア　組織構築・マネジメント研修	502,000					実施回数　回　研修参加者数　人
イ　統括支援員実務研修	502,000					実施回数　回　研修参加者数　人
ウ　相談支援強化研修	1,004,000					実施回数　回　研修参加者数　人
エ　研修参加促進費	196,000					
⑨医療機関従事者研修	1,810,000					
共同開催の場合						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額：　円
⑩　研修専任コーディネーターの配置	5,539,000					配置職員数　人
（２）医療的機能強化等事業						
①医療的機能強化事業	7,818,000					実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	748,000					実施方法
（５）児童相談所設置促進事業						
設置準備対応職員を配置する場合	2,172,000					配置職員数　人
研修等代替職員を配置する場合	10,259,000					配置職員数　人
（７）市町村相談体制整備事業						
①市町村スーパーバイズ事業						
ア　中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合（児童相談所設置市である場合を除く。）	2,605,000					実施方法
イ　アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000					実施方法
②要保護児童対策地域協議会機能強化事業						
実施要綱第３の７の（２）の②アに該当する事業	108,000					実施方法
実施要綱第３の７の（２）の②イに該当する事業	2,605,000					虐待対応強化支援員　人　心理担当職員　人
③相談支援体制強化事業						
ア　こども担当相談員の配置	2,715,000					委託　委託先
イ　専門人材の配置	2,982,000					委託　委託先　配置人数　人　保有資格
④ヤングケアラー支援事業	2,126,000					実施方法
（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業						
①訪問支援						
ア　訪問費用	6,000					実施方法
イ　事務職員雇上費	8,440					
②申請手続等支援						
ア　訪問支援等に係る費用	6,000					実施方法
イ　事務職員雇上費	8,440					
③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費	564,000					委託の有無　委託先
（11）評価・検証委員会設置促進事業	827,000					評価・検証委員会または第三者評価の受審の別
民間評価者に第三者評価を依頼する場合	827,000					民間団体から第三者評価の受審した場合はその団体名
（13）児童の安全確認等のための体制強化事業	16,617,000					安全確認対応職員　人　事務処理対応職員　人
（15）児童福祉司等専門職採用活動支援事業	3,811,000					
児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合（加算）	3,528,000					
（16）児童福祉司任用資格取得支援事業	130,000					受講者数　人
（21）児童相談所等業務効率化促進事業						
①児童相談所分	15,000,000					
②こども家庭センター分	30,000,000					
合　計						

※１　共同開催する場合の当該自治体分のみの基準額を記入すること。
※２　共同開催する場合の自治体名等を記入すること。なお、当該欄に記入された基準額及び※１欄の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（１）児童虐待防止対策研修事業」について、単独開催と共同開催を両方行う場合、単独開催の基準額と共同開催の基準額の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業」①アの「実施箇所数等」欄には家庭訪問回数を、①イ及び②イの「実施箇所数等」欄には雇上日数×雇上職員数（例：3日間×2名＝6日間）を、②アの「実施箇所数等」欄には支援回数を記入すること。

別表２②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

支援対象児童等見守り強化事業

市区町村名　0

①アウトリーチ型支援の実施

財政力指数が１以上の自治体　0　→　**補助率**　2/3

事業所等名称 A	法人等名称 B	延べ訪問回数 C	支援対象児童等の数（実人数） D	支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数） 妊婦 E	乳幼児 F	小学生 G	中学生以上 H	支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数） I	事業の実施期間 J	巡回活動費強化加算の有無 K	総事業費 L	寄付金その他の収入額 M	差引額（L－M） N	対象経費の支出予定額 O	算定基準による算定額 P	選定額 Q	国庫補助基本額 R	国庫補助所要額 S
		回	人	人	人	人	人	人	～		円	円	円	円	円	円	円	円
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
合　計																		

（注）
1．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
2．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には、事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
3．Ｃ欄には、本事業の支援対象となる児童の延べ訪問回数を記入すること。
4．Ｉ欄には、利用開始時（初回訪問時）に既に要保護児等対策地域協議会の特定妊婦・要支援児童・要保護児童いずれかに登録されていた人数を記入すること。
5．Ｊ欄には、事業の実施期間を記入すること。（例：R〇. 〇～R〇. 〇）
6．Ｋ欄は、巡回活動費強化加算の有無を選択すること。
7．行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

別表２③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

0

受講者数等内訳

受講者所属	市区町村相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
研修受講者見込み人数	0人	0人	0人	0人
代替職員配置延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間
基準日数	0日間	0日間	0日間	0日間

① 研修受講支援

（１）研修受講期間中の代替職員の配置費用　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

（２）研修受講に係る旅費　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

（３）研修受講費

第１号に該当する者	第２号に該当する者	第３号に該当する者	第４号に該当する者	合計
人	人	人	人	人

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

③ 資格取得者の配置促進

（１）月額20,000円の場合　（単位：円）

賃金引き上げ実施見込み人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G
0人	0ヶ月							

（２）月額50,000円の場合　（単位：円）

賃金引き上げ実施実人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G
0人	0ヶ月							

（注）
１．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 資格取得者の配置促進 のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
２．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２④

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

市区名：

１．児童養護施設等の環境改善事業

（１）事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区分（直接補助分）

ア「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備計画分

		基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
①	小規模グループケア実施のための改修等事業（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱（以下、本表において「実施要綱」という。）第３の１（１）①に定める事業）	8,000,000		0
②	児童の安全確保のために必要な備品整備等事業（実施要綱第３の１（１）②に定める事業）			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1,000,000		0
③	ファミリーホーム等開設支援事業	8,000,000		0
	改修期間中の建物賃借料	10,000,000		0
④	児童家庭支援センター開設支援事業	3,000,000		0
⑤	耐震物件への移転支援事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1,000,000		0
合　計			0	0

＜上記（１）ア①～③及び⑤の事業の実施箇所数の内訳＞

		①の事業（箇所数）	②の事業（箇所数）	③の事業（箇所数）	⑤の事業（箇所数）
1	児童養護施設				
2	地域小規模児童養護施設				
3	分園型小規模グループケア				
4	児童自立支援施設				
5	母子生活支援施設				
6	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設				
7	乳児院				
8	児童心理治療施設				
9	児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)				
10	ファミリーホーム				
11	里親				
12	児童家庭支援センター				
13	母子家庭等就業・自立支援センター				
合　計		0	0	0	0

イ「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備計画分

		基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
①	小規模グループケア実施のための改修等事業	8,000,000		0
②	児童の安全確保のために必要な備品整備等事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分			
③	ファミリーホーム等開設支援事業	8,000,000		0
	改修期間中の建物賃借料	10,000,000		0
④	児童家庭支援センター開設支援事業			
⑤	耐震物件への移転支援事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分			
合　計			0	0

別表２④

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

＜上記（１）イ①～③及び⑤の事業の実施箇所数の内訳＞

		①の事業 （箇所数）	②の事業 （箇所数）	③の事業 （箇所数）	⑤の事業 （箇所数）
1	児童養護施設				
2	地域小規模児童養護施設				
3	分園型小規模グループケア				
4	児童自立支援施設				
5	母子生活支援施設				
6	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設				
7	乳児院				
8	児童心理治療施設				
9	児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)				
10	ファミリーホーム				
11	里親				
12	児童家庭支援センター				
13	母子家庭等就業・自立支援センター				
合　　計		0	0	0	0

別表２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名　0
市区町村名　0

（１）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

① 実態調査・把握

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	調査対象者 D	調査方法（記名の有無） E	スタートアップ加算の活用内容 F	共同実施の有無 G

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
３．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること
４．Ｅ欄には、該当する調査方法をプルダウンより選択し、入力すること。
５．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること（例：自治体専用のWebフォーム作成など）。

イ 申請内容

総事業費 H	寄付金その他の収入予定額 I	差引額（Ｈ－Ｉ） J	対象経費の支出予定額 K	算定基準による算定額合計 L	算定基準による算定額 M	実態調査スタートアップ加算 N
円	円	円	円	円	円	円
	0			0		

共同実施先の自治体名 O	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） P	基準額（共同実施自治体分） Q
	円	円

１．Ｍ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

② 関係機関等職員研修

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	参加(予定)機関 D	共同実施の有無 E

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
３．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 F	寄付金その他の収入予定額 G	差引額（Ｆ－Ｇ） H	対象経費の支出予定額 I	算定基準による算定額 J
円	円	円	円	円
	0			

共同実施先の自治体名 K	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） L	基準額（共同実施自治体分） M
円	円	円

１．Ｊ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｋ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｍ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名　0
市区町村名　0

（２）ヤングケアラー支援体制構築事業

①　ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ア　実施内容

配置場所 A	実施形態 B	配置人数 C	業務内容 D	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 E	対応ケース数（見込） F	共同実施の有無 G
					0 件	

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ｄ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

配置者の取得資格									
社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	保健師	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護福祉士	教育職員免許状	保育士	その他（　　）
0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

※１名が複数の資格を有する場合は、各項目ごとに１名と入力すること。

訪問支援員配置場所 H	訪問支援員実施形態 I	訪問支援員配置人数 J	訪問支援員業務内容 K	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 L	対応ケース数（見込） M

１．Ｋ欄には、訪問支援員が担う業務内容を簡潔に記入すること

イ　申請内容

総事業費 N	寄付金その他の収入予定額 O	差 引 額（Ｎ－Ｏ） P	対象経費の支出予定額 Q	算定基準による算定額合計 R	算定基準による算定額 S	訪問支援員配置加算基準額 T
円	円	円	円	円	円	
				0		

共同実施先の自治体名 U	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） V	基準額（共同実施自治体分） W

１．Ｓ欄からＴ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｕ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｖ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＱ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｗ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＲ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名　0
市区町村名　0

②　ピアサポート等相談支援体制の推進

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	対応ケース数（見込） C	キャリア相談支援加算の活用内容 D	イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算の活用内容 E	イベントの開催件数 F	共同実施の有無 F
		0 件			0 件	

1．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
3．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 G	寄付金その他の収入予定額 H	差引額（Ｇ－Ｈ） I	対象経費の支出予定額 J	算定基準による算定額合計 K	算定基準による算定額 L	キャリア相談支援加算基準額 M	イベント実施加算基準額 N
円	円	円	円	円			
				0			

共同実施先の自治体名 O	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） P	基準額（共同実施自治体分） Q

1．Ｌ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
4．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名 0
市区町村名 0

③　オンラインサロンの設置・運営、支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施回数（見込） C	共同実施の有無 D
		0 件	

1．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
3．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他の収入予定額 F	差 引 額（Ｅ－Ｆ） G	対象経費の支出予定額 H	算定基準による算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の自治体名 J	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） K	基準額（共同実施自治体分） L
	円	円

1．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
4．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

④　外国語対応通訳派遣支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施形態 B	対応ケース数（見込） C	共同実施の有無 D
		0 件	

1．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
3．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他の収入予定額 F	差 引 額（Ｅ－Ｆ） G	対象経費の支出予定額 H	算定基準による算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の自治体名 J	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） K	基準額（共同実施自治体分） L

1．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
4．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑥

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

地域障害児支援体制強化事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

市町村名	種別	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H
		円	円	円	円	円	円	円	円
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
合　　計	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
総　合　計									

（注）
１．本表には、地域障害児支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市の「種別」ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市の「種別」ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市の「種別」ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市の「種別」ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．各市の「市町村小計」欄には、各市ごとにＨ欄の額を合計した金額を記入すること。
８．種別欄は令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の、３．事業の内容を参照すること。

別表２⑦

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

医療的ケア児等総合支援事業

都道府県名　0

市町村名	種別		総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H
			円	円	円	円	円	円	円	円
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
総　合　計										

（注）
１．本表には、医療的ケア児等総合支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．種別欄は平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」の、４．事業の内容を参照すること。

別表２⑧

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

都道府県名　0

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）
１．本表には、地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別紙様式第５

文　書　番　号
令和　年　月　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の変更交付申請について

令和　年　月　日こ支虐第　号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

１　今回追加交付（一部取消）申請額　金　　円
　　既交付決定額　金　　円
　　変更後国庫補助所要額　金　　円

２　変更を必要とする理由

３　令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書
（別表１）

４　令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書
（別表２）

（添付書類）
（１）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
（２）その他参考となる資料

別表１－１

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名

財政力指数が１以上の自治体　○

区分	事業名		総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額 H 円	既交付決定額 I 円	差引追加交付所要額 J 円
児童虐待防止対策等総合支援事業	児童虐待防止対策支援事業（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分）（虐待・思春期問題情報研修センター事業、支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）									1/2		
	虐待・思春期問題情報研修センター事業	明石市分							※1	※2		
		横浜博萌会またはこども財団分（間接補助分）							※1	※2		
	支援対象児童等見守り強化事業	アウトリーチ型支援の実施（巡回活動強化加算含む）　※指定都市・児童相談所設置市・中核市のみ							※1	※2		
		中間支援法人を介した支援の実施 ※都道府県のみ							※1	※2		
	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業								※1	※2		
	ひきこもり等児童福祉対策事業									1/2		
	児童家庭支援センター運営等事業									1/2		
	基幹的職員研修事業									1/2		
	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業を除く事業								1/2		
		児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業								10/10		
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設等の環境改善事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備計画分）							1/2		
			都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備計画分）							2/3（又は1/2）		
			市町村分（間接補助分）						※1	※2		
		地域子育て支援拠点の環境改善事業	指定都市・中核市・児童相談所設置市分							1/2		
			市町村分（間接補助分）						※1	※2		
		児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分							1/2		
	休日夜間緊急支援事業									1/2		
	社会的養護自立支援実態把握事業									1/2		
	身元保証人確保対策事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分								1/2		
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）							※1	※2		
	里親養育包括支援（フォスタリング）事業									1/2		
	里親への委託前養育支援事業									1/2		
	乳児院等多機能化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分								1/2		
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）							※1	※2		
	児童養護施設等体制強化事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分								1/2		
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）							※1	※2		
	養子縁組民間あっせん機関助成事業									1/2		
	児童養護施設等民有地マッチング事業									1/2		
	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業	事業実施１年目の自治体が実施する場合								10/10		
		事業実施２年目以降の自治体が実施する場合								1/2		
	乳児院地域支援強化事業									1/2		
	家庭養育推進ネットワーク構築事業									2/3（又は1/2）		
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業								2/3（又は1/2）		
		ヤングケアラー支援体制構築事業								2/3（又は1/2）		
	小　　計											
	地域障害児支援体制強化事業（都道府県・指定都市・中核市分）	児童発達支援センターの機能強化等								1/2		
		巡回支援専門員整備								1/2		
	小　　計											
	地域支援体制整備サポート事業									10/10		
	医療的ケア児等総合支援事業（都道府県・指定都市・中核市分）									1/2		
	聴覚障害児支援中核機能強化事業									1/2（又は1/3）		
	地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業									1/2		
	障害児安全安心対策事業	（直接補助分）							※1	※2　3/5		
		（間接補助分）							※1	※2　3/4		
	小　　計　（障害児支援関係６事業）											
合　　計												

（記載上の注意）
1　E欄には、本通知に定める基準額又はこども家庭庁長官が必要と認めた額を記入すること。
2　F欄には、各事業ごとにG欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
3　G欄にはF欄の同額を記入すること。
4　H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記載すること。（事業ごとに算出された額に1，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
5　児童虐待防止対策支援事業の虐待・思春期問題情報研修センター事業、支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業分のG欄及びH欄には別表２－２①から⑥により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
6　児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、児童養護施設等の環境改善事業の市町村分（間接補助分）のG欄及びH欄には別表２－３②により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
7　児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、地域子育て支援拠点の環境改善事業の市町村分（間接補助分）のG欄及びH欄には別表２－３③により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
8　身元保証人確保対策事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－４により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
9　乳児院等多機能化推進事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－５により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
10　児童養護施設等体制強化事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－６により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
11　障害児安全安心対策事業のG欄及びH欄には別表２－13により算出した額（※１及び※２）を記入すること。

別表１－２

虐待・思春期問題情報研修センター事業計画書

①　支出予定額内訳調

（単位：円）

費　　目		対象経費支出予定額	積　算　内　訳
①研修事業			
	小計		
②研究事業			
	小計		
③企画・相談支援事業			
	小計		
④構築事業			
	小計		
⑤運営管理			
	小計		
合　　計			

② 運営事業概要

Ⅰ 概要	虐待・思春期問題情報研修センターの名称	
	所在地及び電話番号	〒 TEL
	運営主体	
	事業費合計	

Ⅱ 実施体制

職員の配置状況　（所要額）　千円

区　分	研究部門	研修部門	企画・相談部門	構築部門	合　計
職員数					

Ⅲ 運営委員会開催計画

（所要額）　千円

運営委員会の開催目的、開催予定日を簡潔に記入すること	

Ⅳ 事業計画

計画	事業名及び内容	支出予定額（千円）
研修事業		
研究事業	①児童福祉施設での臨床研究と連携した研究	
	②里親支援及び里親委託の促進に関する調査・研究	
企画・相談支援事業	①情報収集・提供	
	②専門相談	
構築事業		
その他		

別表２－１①

令和　　年度　児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

１－１．児童虐待防止対策支援事業実施状況

（単位：円）

	基　準　額	実施の有無	実施児童相談所数等	実施児童相談所名	算定基準による算定額	対象経費の支出予定額	事業概要
（１）児童虐待防止対策研修事業							
①児童福祉司任用前講習会等							
児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本項において「実施要綱」という。）第３の１の（２）の①のアに該当する事業	2989000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
実施要綱第３の１の（２）の①のイに該当する事業	695, 000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
②児童福祉司任用後研修	2, 989, 000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
③児童福祉司スーパーバイザー研修							
自主開催する場合	2, 340, 000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
研修を委託する場合	195, 000						委託先数　か所　研修参加者数　人
④要保護児童対策調整機関調整担当者研修	2, 930, 000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
⑤児童相談所長研修							
自主開催する場合	2, 340, 000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
研修を委託する場合	97, 000						委託先数　か所　研修参加者数　人
⑥虐待対応関係機関専門性強化事業							
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（ア）に該当する事業	295, 000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（イ）に該当する事業	295, 000						参加回数　回　研修参加者数　人
実施要綱第３の１の（２）の⑥のイに該当する事業	279, 040						実施方法
実施要綱第３の１の（２）の⑥のウに該当する事業	186, 000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業							
実施要綱第３の１の（２）の⑦のアに該当する事業	1, 643, 000						
一時保護施設職員向けの研修を実施する場合の加算	1, 643, 000						
裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合の加算	1, 643, 000						実施内容
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
実施要綱第３の１の（２）の⑦のイに該当する事業	196, 000						参加回数　回　研修参加者数　人
⑧こども家庭センター専門性強化事業							
ア　組織構築・マネジメント研修	502, 000						実施回数　回　研修参加者数　人
イ　統括支援員実務研修	502, 000						実施回数　回　研修参加者数　人
ウ　相談支援強化研修	1, 004, 000						実施回数　回　研修参加者数　人
エ　研修参加促進費	196, 000						
⑨医療機関従事者研修	1, 810, 000						
共同開催の場合							実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、支出予定額※２ 自治体名：　基準額：　円　支出予定額　円
⑩研修専任コーディネーターの配置	5, 539, 000						配置職員数　人
（２）医療的機能強化等事業							
①医療的機能強化事業	7, 818, 000						実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	748, 000						実施方法
②児童相談所のトラウマケア連携体制整備	3, 453, 000						
③児童虐待防止医療ネットワーク事業	4, 767, 000						
事業期間が１年に満たない場合							
（３）法的対応機能強化事業							配置弁護士数　人
①委託等によって実施する場合	15, 610, 000			（）			実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	7, 805, 000			（）			実施方法
②非常勤職員を配置する場合				（）			基準額の算出方法　（弁護士の配置数や勤務時間など）
常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合				（）			基準額の算出方法　（弁護士の配置数や勤務時間など）
法的対応事務職員を配置する場合	3, 597, 000			（）			実施方法
（４）児童相談所体制整備事業							
①スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業	494, 000						実施方法
②市町村との連携強化事業	3, 941, 000						実施方法
（東日本大震災被災地特別加算）	4, 565, 000						
③２４時間・３６５日体制強化事業							実施要綱第３の４の（３）③エに該当する者の配置人数
ア　時間外受付を22時まで実施した場合	12, 322, 000						（ア）に該当する者　人　（イ）に該当する者　人
イ　時間外受付を22時以降も実施した場合	15, 403, 000						（ウ）に該当する者　人　（エ）に該当する者　人
ウ　365日体制強化のみ実施する場合	2, 397, 000						（オ）に該当する者　人　（カ）に該当する者　人
エ　イ及びウを実施した場合	17, 800, 000						（キ）に該当する者　人
④司法審査等対応職員配置事業	2, 307, 000			（）			配置職員数　人
⑤医療連携支援コーディネーター事業	3, 929, 000						
⑥ＳＮＳ等相談事業	42, 358, 000						委託の有無　　委託先
同一機関においてＤＶ相談も併せて行う場合の加算	32, 658, 000						委託の有無（DV相談）　　委託先
⑦通訳機能強化事業	10, 560, 000						実施方法
（５）児童相談所設置促進事業							
設置準備対応職員を配置する場合	2, 172, 000						配置職員数　人
研修等代替職員を配置する場合	10, 259, 000						配置職員数　人
都道府県等代替職員を配置する場合	6, 839, 000						配置職員数　人
（６）一時保護専用施設改修費支援事業（１カ所当たり）	55, 400, 000						
（改修期間中に賃借料が発生する場合の加算）	10, 000, 000						

（７）市町村相談体制整備事業							
①市町村スーパーバイズ事業							
ア　中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合（児童相談所設置市である場合を除く。）	2,605,000						実施方法
イ　アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000						実施方法
②要保護児童対策地域協議会機能強化事業							
実施要綱第３の７の（２）の②アに該当する事業	108,000						実施方法
実施要綱第３の７の（２）の②イに該当する事業	2,605,000						虐待対応強化支援員　人　心理担当職員　人
③相談支援体制強化事業							
ア　こども担当相談員の配置	2,715,000						委託　委託先
イ　専門人材の配置	2,982,000						委託　委託先　配置人数　人　保有資格
④ヤングケアラー支援事業	2,126,000						実施方法
（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業							
①訪問支援							
ア　訪問費用	6,000						
イ　事務職員雇上費	8,440						
②申請手続等支援							
ア　訪問支援等に係る費用	6,000						
イ　事務職員雇上費	8,440						
③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費	564,000						委託の有無　委託先
（９）一時保護機能強化事業							
学習指導協力員（基本分）	2,354,000		（）				
学習指導協力員（加算分）	1,802,000						
障害等援助協力員	2,354,000						配置職員数　人
トラブル対応協力員	2,354,000						配置職員数　人
専門的ケア対応協力員	2,354,000						配置職員数　人
一時保護委託付添協力員（基本分）	2,354,000						配置職員数　人　学校への通学支援実施の有無
一時保護委託付添協力員（加算分）	1,384,000						
夜間対応協力員	2,354,000						配置職員数　人
権利擁護推進員	2,354,000						配置職員数　人
その他	2,354,000						配置職員数　人　うち外国人対応協力員　人
（10）官・民連携強化事業							
①民間団体委託推進事業	3,095,000						実施方法
②民間団体活動推進事業	1,091,000						実施方法
③民間団体育成事業	1,253,000						実施方法
（11）評価・検証委員会設置促進事業	827,000						実施方法
民間評価者に第三者評価を依頼する場合の加算	827,000						委託先
（12）未成年後見人支援事業							
①未成年後見人の報酬補助事業	20,000		（）				被後見人数　人　後見人数　人
②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（上段は未成年後見人、下段は被後見人について）	5,210		（）				被後見人数　人　後見人数　人
	8,420		（）				
（13）児童の安全確認等のための体制強化事業							
①都道府県、指定都市、児童相談所設置市において実施した場合	27,695,000						安全確認対応職員　人　事務処理対応職員　人
警察ＯＢを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合	22,156,000						安全確認対応職員　人　事務処理対応職員　人
遠方の施設への入所措置等の祭の移送等に係る非常勤職員を雇う場合の加算	5,539,000						移送等対応職員　人
②中核市において実施した場合	16,617,000						安全確認対応職員　人　事務処理対応職員　人
（14）児童虐待防止等のための広報啓発等事業	14,645,000						実施方法
（15）児童福祉司等専門職採用活動支援事業	3,811,000						
児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合（加算）	3,528,000						
（16）児童福祉司任用資格取得支援事業	130,000						受講者数
（17）被害事実確認面接支援事業							
①ア　被害事実確認面接等の実施に係る委託費等	2,102,000						実施方法 ※該当するものに「○」を付けて下さい。 ① 面接実施に係る準備や打ち合わせ　委託の有無 ② 専門の研修を受けた面接者の派遣　委託の有無 ③ 面接の記録・録音・録画　委託の有無 ④ こどもの心理的負担軽減のための支援　委託の有無 ⑤ 専門家による助言指導　委託の有無 ⑥ その他被害事実確認面接等を推進するための取組　委託の有無
①イ　心理的ケアに係る委託費等	438,880						
②研修受講費用	90,000						
③備品購入費用	1,000,000						
（19）こども若者シェルター・相談支援事業							事業者名
（１）宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援	19,299,000						実施箇所数　箇所
（２）食事の提供その他日常生活に必要な費用	1,869						実施箇所数　箇所　（１箇所当たり）１日当たり人数　人　対象日数　日
（３）心理療法（カウンセリング）支援	7,005,101						実施箇所数　箇所
（４）日中に居場所の提供、就労支援・就学支援　※一か所当たり２人分まで	6,881,432						実施箇所数　箇所　（１箇所当たり）配置人数　人　支援内容
（５）弁護士連携支援	3,120,000						実施箇所数　箇所　委託の有無　委託先
（６）送迎支援	1,540						実施回数（年間総計）　回
（７）（３）～（６）をすべて実施（ただし（４）は２人配置の場合に限る。）	24,221,000						実施箇所数　箇所　※（７）に該当する場合には、（３）～（６）の上記事業概要欄を記載すること。
（20）定着支援アドバイザー配置事業	2,194,400						
（21）児童相談所等業務効率化促進事業							
①児童相談所分	15,000,000						
②こども家庭センター分	30,000,000						
（22）虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援 取組概要：担当部署名／物資の配布対象者の属性／物資の配布場所・回数／物資の調達方法／若者への周知の方法／相談支援の対象者の属性／相談・支援の実施体制							
①都道府県実施分	78,774,000						相談員配置数　常勤　人、非常勤　人　委託の有無　委託先
②指定都市実施分	47,445,000						相談員配置数　常勤　人、非常勤　人　委託の有無　委託先
（23）一時保護施設学習支援強化事業	1,000,000						導入したアプリの名称　アプリ導入に当たり原籍校・教育委員会との連携の有無
（24）一時保護委託先開拓等事業							
①一時保護委託先の開拓等（基本分）	6,175,000						開拓員配置数　人　補助員配置数　人
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199 件の自治体）	1,402,000						実施方法
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249 件の自治体）	1,927,000						
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250 件以上の自治体）	2,451,000						
②一時保護委託先への心理的支援	6,163,000						職員配置数　人 実施方法
合　計							

※１　共同開催する場合の当該自治体分のみの基準額を記入すること。
※２　共同開催する場合の自治体名等を記入すること。なお、当該欄に記入された基準額及び※１欄の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
※３　4,767,000円×事業実施月数／12で算出された額を基準額とすること。
※４　弁護士１人当たり１時間当たり10,000円で算出された額を基準額とすること。
※５　弁護士１人当たり１時間当たり5,000円で算出された額を基準額とすること。
（注）「（１）児童虐待防止対策研修事業」について、単独開催と共同開催を両方行う場合、単独開催の基準額と共同開催の基準額の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（３）法的対応機能強化事業」の「実施児童相談所数等」欄の左側には実施児童相談所数を、右欄には弁護士の人数及び事業者の数を合計した数を記入すること。（児童相談所ごとの合計）
（注）「（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業」①アの「実施児童相談所数等」欄には家庭訪問回数を、①イ及び②イの「実施児童相談所数等」欄には雇上日数×雇上職員数（例：3日間×2名＝6日間）を、②アの「実施児童相談所数等」欄には支援回数を記入すること。
（注）「（９）学習指導協力員（基本分）」の「実施児童相談所数等」欄の左欄には実施児童相談所数を、右欄にある（　）には配置人数を記入すること。（児童相談所ごとの配置人数の合計）
（注）「（12）①未成年後見人の報酬補助事業」の「実施児童相談所数等」欄にある（　）には「未成年後見人数×延べ事業実施月数」を記入すること。（児童相談所ごとの延べ事業実施月数の合計）
（注）「（12）②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業」の「実施児童相談所数等」欄にある（　）には未成年後見人数及び被後見人数を記入すること。（児童相談所ごとの人数の合計）
（注）「（23）一時保護施設学習支援強化事業」の「実施児童相談所数等」欄には、実施一時保護施設数を、「実施児童相談所名」欄には、実施一時保護施設名を記入すること。
（注）「（23）一時保護施設学習支援強化事業」の「事業概要」欄には、学習アプリを導入した場合のみ記入すること。

別表２－１②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）

都道府県名＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　計										

（注）
１．本表には、児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費 A	その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	補助予定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備　　考

（注）
１．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
２．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
３．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入する。
４．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入する。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

虐待・思春期問題情報研修センター事業（明石市（直接補助））

（単位：円）

総事業費 （明石市） A	その他の 収入額 （明石市） B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 （明石市） D	算定基準に よる算定額 E		選定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備　　考

虐待・思春期問題情報研修センター事業（こども財団（間接補助））

（単位：円）

総事業費 （こども財団） A	その他の 収入額 （こども財団） B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 （こども財団） D	算定基準に よる算定額 E	補助予定額 F	選定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備　　考

（注）
１．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
２．Ｇ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄、Ｅ欄及びＦ欄を比較して最も少ない額を記入する。
３．Ｈ欄には、Ｇ欄の額と同額を記入する。
４．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入する。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

支援対象児童等見守り強化事業

①アウトリーチ型支援の実施

（指定都市・中核市・児童相談所設置市名）

財政力指数が１以上の自治体　○　→　補助率　1/2

事業所等名称 A	法人等名称 B	延べ訪問回数 C	支援対象児童等の数（実人数） D	支援対象児童等の数（実人数）の内訳 妊婦 E	乳幼児 F	小学生 G	中学生以上 H	支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数） I	事業の実施期間 J	巡回活動費強化加算の有無 K	総事業費 L	寄付金その他の収入額 M	差引額（L－M） N	対象経費の支出予定額 O	算定基準による算定額 P	選定額 Q	国庫補助基本額 R	国庫補助所要額 S
		回	人	人	人	人	人	人	～		円	円	円	円	円	円	円	円	円
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
合　計																			

（注）
1．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には、事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
3．Ｃ欄には、本事業の支援対象となる児童の延べ訪問回数を記入すること。
4．Ｉ欄には、利用開始時（初回訪問時）に既に要保護児等対策地域協議会の特定妊婦・要支援児童・要保護児童いずれかに登録されていた人数を記入すること。
5．Ｊ欄には、事業の実施期間を記入すること。（例：R○．○～R○．○）
6．Ｋ欄は、巡回活動費強化加算の有無を選択すること。
7．Q欄には、N欄、O欄及びP欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
8．R欄には、Q欄の額を記入すること。
9．S欄には、R欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
10．行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

別表２－２③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

支援対象児童等見守り強化事業

都道府県名

①アウトリーチ型支援の実施

市区町村名	延べ訪問回数	支援対象児童等の数（実人数）	支援対象児童等の数（実人数）の内訳				支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数）	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生以上									
	回	人	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円
合　計	0	0	0	0	0	0	0								

（注）
１．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２―2④

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

支援対象児童等見守り強化事業

財政力指数が１以上の自治体　○　→　（都道府県名）　補助率　1/2

②都道府県による中間支援法人を介した支援の実施

中間支援法人名	中間支援法人が行う助成団体数	普及啓発加算	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
			円	円	円	円	円	円	円	円
							0			

（記載上の注意）
１．本表には、都道府県が行う事業のみを記入すること。

別表２－２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市）　0

受講者数等内訳

受講者所属	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
研修受講者 見込み人数	0人	0人	0人	0人	0人
代替職員 配置延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間
基準日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間

① 研修受講支援

（1）研修受講期間中の代替職員の配置費用

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（2）研修受講に係る旅費

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（3）研修受講費

第１号 に該当する者	第２号 に該当する者	第３号 に該当する者	第４号 に該当する者	合計
人	人	人	人	人

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

② 見学実習受入施設等への代替職員配置

受講者数等内訳

受入施設等 ＼	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
受講者受入れ 延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

③ 資格取得者の配置促進

（１）月額20,000円の場合

資格取得者 配属先 ＼	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
賃金引き上げ実施 見込み人数	人	人	人	人	人
賃金引き上げ実施 延べ月数	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（2）月額50,000円の場合

資格取得者 配属先 ＼	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
賃金引き上げ実施 見込み人数	人	人	人	人	人
賃金引き上げ実施 延べ月数	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（注）

１．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 資格取得者の配置促進 のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。

２．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。

３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。

４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。

５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２⑥

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

（都道府県名）

③ 資格取得者の配置促進

（１）月額20,000円の場合

（単位：円）

市町村名	賃金引き上げ実施見込み人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	備考 I
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
合計	0人	ヶ月									

（２）月額50,000円の場合

（単位：円）

市町村名	賃金引き上げ実施見込み人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	備考 I
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
	0人	ヶ月									
合計	0人	ヶ月									

（注）
１．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

都道府県名：

１．児童養護施設等の環境改善事業

（１）都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（直接補助分）

ア「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備計画分

		基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
①	小規模グループケア実施のための改修等事業（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱（以下、本表において「実施要綱」という。）第３の１（１）①に定める事業）	8,000,000		0
②	児童の安全確保のために必要な備品整備等事業（実施要綱第３の１（１）②に定める事業）			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1,000,000		0
③	ファミリーホーム等開設支援事業	8,000,000		0
	改修期間中の建物賃借料	10,000,000		0
④	児童家庭支援センター開設支援事業	3,000,000		0
⑤	耐震物件への移転支援事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1,000,000		0
合　計			0	0

＜上記（１）ア①～③及び⑤の事業の実施箇所数の内訳＞

		①の事業（箇所数）	②の事業（箇所数）	③の事業（箇所数）	⑤の事業（箇所数）
1	児童養護施設				
2	地域小規模児童養護施設				
3	分園型小規模グループケア				
4	児童自立支援施設				
5	母子生活支援施設				
6	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設				
7	乳児院				
8	児童心理治療施設				
9	児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）				
10	ファミリーホーム				
11	里親				
12	児童家庭支援センター				
13	母子家庭等就業・自立支援センター				
合　計		0	0	0	0

イ「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備計画分

		基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
①	小規模グループケア実施のための改修等事業	8,000,000		0
②	児童の安全確保のために必要な備品整備等事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分			
③	ファミリーホーム等開設支援事業	8,000,000		0
	改修期間中の建物賃借料	10,000,000		0
④	児童家庭支援センター開設支援事業			
⑤	耐震物件への移転支援事業			
	ア　イ以外にかかる事業分	8,000,000		0
	イ　里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分			
合　計			0	0

別表２－３①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

＜上記（１）イ①～③及び⑤の事業の実施箇所数の内訳＞

		①の事業（箇所数）	②の事業（箇所数）	③の事業（箇所数）	⑤の事業（箇所数）
1	児童養護施設				
2	地域小規模児童養護施設				
3	分園型小規模グループケア				
4	児童自立支援施設				
5	母子生活支援施設				
6	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設				
7	乳児院				
8	児童心理治療施設				
9	児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）				
10	ファミリーホーム				
11	里親				
12	児童家庭支援センター				
13	母子家庭等就業・自立支援センター				
合　計		0	0	0	0

（２）市町村（間接補助分）

	基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
児童の安全確保のために必要な備品整備等事業	8,000,000		0
内訳			

※施設種別の内訳を記載すること。（例）母子生活支援施設１箇所、児童養護施設２箇所

２．地域子育て支援拠点の環境改善事業

（１）指定都市・中核市・児童相談所設置市分（直接補助分）

	基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
地域子育て支援拠点の環境改善事業	8,000,000		0

（２）市町村（間接補助分）

	基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
地域子育て支援拠点の環境改善事業	8,000,000		0

３．児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業

（１）都道府県・指定都市・児童相談所設置市分

	基準単価（円）	実施箇所数	基準額（円）
児童相談所分	8,000,000		0
一時保護施設分	8,000,000		0
合　計		0	0

４．「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けており、国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を希望する児童養護施設及び乳児院

	施設種別	施設名	形態	事業内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

別表２－３②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業（間接補助分））

（都道府県名）＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（F×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ⅰ×2/3） J	既交付決定額 K	差引追加交付所要額 L	備　考
	円	円	円	円	円	円							
合　計							円	円	※1　円	※2　円	円	円	

（注）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、市町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、市町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ⅰ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
7．Ｊ欄には、Ⅰ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業（間接補助分））

（都道府県名）＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（F×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（I×2/3） J	既交付決定額 K	差引追加交付所要額 L	備　考
	円	円	円	円	円	円							
合　計							円	円	※1　円	※2　円	円	円	

（注）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、市町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、市町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－４

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

身元保証人確保対策事業

（都道府県名）＿＿＿＿＿＿

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	既交付決定額 K	差引追加交付所要額 L	備　考
合　計							円	円	※1 円	※2 円	円	円	

（注）
１．本表には、身元保証人確保対策事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－５

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

乳児院等多機能化推進事業

（都道府県名）＿＿＿＿＿＿

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	既交付決定額 K	差引追加交付所要額 L	備　考
	円	円	円	円	円	円							
合　計						円	円	円	※１　円	※2　円	円	円	

（注）
１．本表には、乳児院等多機能化推進事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3／4を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等体制強化事業

（都道府県名）＿＿＿＿＿＿

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	既交付決定額 K	差引追加交付所要額 L	備　考
	円	円	円	円	円	円							
合　計							円	円	※１　円	※２　円	円	円	

（注）
１．本表には、児童養護施設等体制強化事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3／4を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－７①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

（１）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

① 実態調査・把握

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	調査対象者 D	調査方法（記名の有無） E	スタートアップ加算の活用内容 F	共同実施の有無 G

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること
３．Ｅ欄には、該当する調査方法をプルダウンより選択し、入力すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記載すること（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

イ 申請内容

総事業費 H	寄付金その他の収入予定額 I	差引額（Ｈ－Ｉ） J	対象経費の支出予定額 K	算定基準による算定額合計 L	算定基準による算定額 M	実態調査スタートアップ加算基準額 N
円	円	円	円	円	円	円
	0			0		

共同実施先の自治体名 O	対象経費の支出予定額 P	基準額 Q
	円	円

１．Ｍ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

② 関係機関等職員研修

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	参加(予定)機関 D	共同実施の有無 E

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 F	寄付金その他の収入予定額 G	差引額（Ｆ－Ｇ） H	対象経費の支出予定額 I	算定基準による算定額 J
円	円	円	円	円
	0			

共同実施先の自治体名 K	対象経費の支出予定額 L	基準額 M
円	円	円

１．Ｊ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｋ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｍ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－７①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

(2) ヤングケアラー支援体制構築事業

① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ア　実施内容

配置場所 A	実施形態 B	配置人数 C	業務内容 D	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 E	対応ケース数（見込） F	共同実施の有無 G
					0 件	

１．Ｄ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

（１８歳以上のヤングケアラーへの個別相談等対応）

配置場所 H	実施形態 I	配置人数 J	業務内容 K	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 L	対応ケース数（見込） M	共同実施の有無 N

１．Ｋ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

配置者の取得資格									
社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	保健師	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護福祉士	教育職員免許状	保育士	その他（　　）
0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

※１名が複数の資格を有する場合は、各項目ごとに１名と入力すること。

※１８歳以上のヤングケアラーへの個別相談に対応するコーディネーターも含めること。

訪問支援員配置場所 O	訪問支援員実施形態 P	訪問支援員配置人数 Q	訪問支援員業務内容 R	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 S	対応ケース数（見込） T

１．Ｒ欄には、訪問支援員が担う業務内容を簡潔に記入すること

イ　申請内容

総事業費 U	寄付金その他の収入予定額 V	差引額（Ｕ－Ｖ） W	対象経費の支出予定額 X	算定基準による算定額合計 Y	算定基準による算定額 Z	18歳以上の個別相談対応基準額 AA	訪問支援員配置加算基準額 AB
円	円	円	円	円	円	円	円
				0			

共同実施先の自治体名 AC	対象経費の支出予定額 AD	基準額 AE

１．Ｘ欄からAB欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。

２．AC欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。

３．AD欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＸ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。

４．AE欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＹ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－７①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

② ピアサポート等相談支援体制の推進

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	対応ケース数（見込） C	キャリア相談支援加算の活用内容 D	イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算の活用内容 E	イベントの開催件数 F	共同実施の有無 F
		0 件			0 件	

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 G	寄付金その他の収入予定額 H	差引額（Ｇ－Ｈ） I	対象経費の支出予定額 J	算定基準による算定額合計 K	算定基準による算定額 L	キャリア相談支援加算基準額 M	イベント実施加算基準額 N
円	円	円	円	円			
				0			

共同実施先の自治体名 O	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） P	基準額（共同実施自治体分） Q

１．Ｌ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

③ オンラインサロンの設置・運営、支援

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施回数（見込） C	共同実施の有無 D
		0 件	

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 E	寄付金その他の収入予定額 F	差引額（Ｅ－Ｆ） G	対象経費の支出予定額 H	算定基準による算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の自治体名 J	対象経費の支出予定額（共同実施自治体分） K	基準額（共同実施自治体分） L
	円	円

１．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－７①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

④　外国語対応通訳派遣支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施形態 B	対応ケース数 （見込） C	共同実施 の有無 D
		0 件	

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入予定額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 支出予定額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L

１．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
４．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－７②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

（１）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業　　都道府県名 ＿＿＿＿＿＿

市区町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 （Ｈ－Ｉ） J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計										

（注）
１．本表には、ヤングケアラー支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．Ｊ欄には、各市区町村ごとにＨ欄からＩ欄を差し引いた額を記入すること。

別表２－7③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

ヤングケアラー支援体制強化事業

（２）ヤングケアラー支援体制構築事業

都道府県名

市区町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 （Ｈ－Ｉ） J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計										

（注）
１．本表には、ヤングケアラー支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．Ｊ欄には、各市区町村ごとにＨ欄からＩ欄を差し引いた額を記入すること。

別表２―８①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域障害児支援体制強化事業

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿

種別	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額(H-I) J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
児童発達支援センターの機能強化										
巡回支援専門員整備										
合　　計										

本事業による配置予定人数	児童発達支援センター等の職員		巡回支援専門員	

（記載上の注意）
１．本表には、地域障害児支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県等の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．種別欄は令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の、３．事業の内容を参照すること。

別表２―８②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域障害児支援体制強化事業

都道府県名　0

市町村名	種別	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額（Ａ－Ｂ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｇ×1/2）
		A	B	C	D	E	F	G	H
		円	円	円	円	円	円	円	円
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
合　　計	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
総　合　計									

（注）
1．本表には、地域障害児支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、各市の「種別」ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、各市の「種別」ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、各市の「種別」ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、各市の「種別」ごとにＦ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
7．各市の「市町村小計」欄には、各市ごとにＨ欄の額を合計した金額を記入すること。
8．種別欄は令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の、３．事業の内容を参照すること。

別表２－９①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

地域支援体制整備サポート事業　　（都道府県・指定都市・中核市名）＿＿＿＿＿＿

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額（H-I） J
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

（記載上の注意）
１．本表には、地域支援体制整備サポート事業のうち、都道府県・指定都市・中核市が行う事業のみを記入し、市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定めるこども家庭庁長官が必要と認めた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－９②

地域支援体制整備サポート事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名＿＿＿＿＿＿＿＿

事業計画書

（１）地域支援体制整備サポート職員の配置

地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（予定）について、以下に記載

職種	委託先（委託する場合）

（２）市区町村とのネットワーク構築等

巡回予定件数	
実施内容	

（３）各市区町村の地域支援体制等に係る状況把握・分析

状況把握・分析対象予定市区町村数	
実施内容	

（４）状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

市区町村向け説明会実施予定回数	
実施内容	

別表２－10①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

医療的ケア児等総合支援事業

（都道府県・指定都市・中核市名）＿＿＿＿＿＿

種別		総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 J
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
４の（１）～（７）の事業											
４の（８）の事業	ア　一時預かり										
	イ　環境整備										
合　　計											0

本事業による配置予定人数		都道府県における19歳以下の人口	
医療的ケア児支援コーディネーター		都道府県	
		指定都市	

（９）非常用電源の助成

【※（９）の事業の実施主体は、都道府県のみ】

センター名		総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 J	購入物品種目 K	数量 L	医療的ケア児数 M
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		台	人
									0		0			
									0		0			
									0		0			
									0		0			
合　　計									0	0	0		0	0

全事業合計

	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 J
合　　計									0	0

（記載上の注意）
１．本表には、医療的ケア児等総合支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）及び都道府県直接補助事業のみ記載すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．Ｉ欄には、製品名等を記載すること。
８．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
９．種別欄は平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」の、
　４．事業の内容を参照すること。
10．都道府県における19歳以下の人口は、当年度の前々年度の１月１日時点の人口を基準とする。（指定都市においては、管内の19歳以下の人口を記載することとし、指定都市において申請がある場合は当該指定都市の人口は除くこととする。）

別表２－10②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

医療的ケア児等総合支援事業

都道府県名

市町村名	種別		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額（Ａ－Ｂ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｇ×1/2）
			A	B	C	D	E	F	G	H
			円	円	円	円	円	円	円	円
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
総　合　計										

（注）
１．本表には、医療的ケア児等総合支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．種別欄は平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」の、４．事業の内容を参照すること。

別表２－11①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

聴覚障害児支援中核機能強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 ＿＿＿＿＿＿＿＿

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2又はＧ×1/3） H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 (H-I) J	前々年度の財政力指数が１以上の自治体 K	補助率 L
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		1/2

（記載上の注意）
１．本表には、聴覚障害児支援中核機能強化事業のうち、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業または都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）
　　のみを記入し、保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）が行う事業（保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）の直接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２又は１／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．Ｉ欄には、前々年度の財政力指数が１以上の自治体は○をつけること。

別表２－11②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

聴覚障害児支援中核機能強化事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額（Ａ－Ｂ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｇ×1/2又はＧ×1/3）	前々年度の財政力指数が１以上の自治体
	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	Ｆ	Ｇ	Ｈ	Ｉ
	円	円	円	円	円	円	円	円	
合　　計									

（注）
１．本表には、聴覚障害児支援中核機能強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会　福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２又は１／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－12①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市＿＿＿＿＿＿

総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額（H-I） J
円	円	円	円	円	円	※39 円	※40 円	円	円

（記載上の注意）
1．本表には、地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業のうち、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業または都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）が行う事業（保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）の直接補助事業）については、記載しないこと。
2．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－12②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額（Ａ－Ｂ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｇ×1/2）
	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	Ｆ	Ｇ	Ｈ
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）
１．本表には、地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－13①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市名 ＿＿＿＿＿＿

	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×３／５） H	既交付決定額 I	差引追加交付所要額 （H－I） J
①ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②登降園管理システム支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

（注）
１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．A欄からJ欄までの各欄には、第５別表２－13②の合計額を記入すること。

（間接補助分）

	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（F×４／５） G	自治体補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （I×３／４） J	既交付決定額 K	差引追加交付所要額 （J－K） L
①ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②登降園管理システム支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

（注）
１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）についてのみを記入し、
　　都道府県等が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．A欄からL欄までの各欄には、第５別表２－13③の合計額を記入すること。

別表２－13②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市名

「①ＩＣＴを活用した子供の見守り支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額（Ｅ－Ｆ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｋ×３／５）	既交付決定額	差引追加交付所要額（Ｌ－Ｍ）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1							0			0	0	0		0		
2							0			0	0	0		0		
3							0			0	0	0		0		
4							0			0	0	0		0		
5							0			0	0	0		0		
6							0			0	0	0		0		
7							0			0	0	0		0		
8							0			0	0	0		0		
9							0			0	0	0		0		
10							0			0	0	0		0		
11							0			0	0	0		0		
12							0			0	0	0		0		
13							0			0	0	0		0		
14							0			0	0	0		0		
15							0			0	0	0		0		
16							0			0	0	0		0		
17							0			0	0	0		0		
18							0			0	0	0		0		
19							0			0	0	0		0		
20							0			0	0	0		0		
21							0			0	0	0		0		
22							0			0	0	0		0		
23							0			0	0	0		0		
24							0			0	0	0		0		
25							0			0	0	0		0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。

２．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。

３．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。

４．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

５．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。

６．Ｋ欄には、各施設または事業所ごとにＪ欄の額を記入すること。

７．Ｌ欄には、Ｋ欄の額に３／５を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

８．Ｎ欄には、各施設または事業所ごとにＬ欄からＭ欄を差し引いた額を記入すること。

９．Ｏ欄には、製品名等を記入すること。

10．Ｐ欄には購入日（未購入の場合は、令和８年度末までの予定日）を記入する。

11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）

「②登降園管理システム導入支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額（Ｅ－Ｆ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｋ×３／５）	既交付決定額	差引追加交付所要額（Ｌ－Ｍ）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1							0			0	0	0		0		
2							0			0	0	0		0		
3							0			0	0	0		0		
4										0	0	0		0		
5							0			0	0	0		0		
6							0			0	0	0		0		
7							0			0	0	0		0		
8							0			0	0	0		0		
9							0			0	0	0		0		
10							0			0	0	0		0		
11							0			0	0	0		0		
12							0			0	0	0		0		
13							0			0	0	0		0		
14							0			0	0	0		0		
15							0			0	0	0		0		
16							0			0	0	0		0		
17							0			0	0	0		0		
18							0			0	0	0		0		
19							0			0	0	0		0		
20							0			0	0	0		0		
21							0			0	0	0		0		
22							0			0	0	0		0		
23							0			0	0	0		0		
24							0			0	0	0		0		
25							0			0	0	0		0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　都道府県等が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
3．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。
4．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
5．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
6．Ｋ欄には、各施設または事業所ごとにＪ欄の額を記入すること。
7．Ｌ欄には、Ｋ欄の額に３／５を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
8．Ｎ欄には、各施設または事業所ごとにＬ欄からＭ欄を差し引いた額を記入すること。
9．Ｏ欄には、製品名等を記入すること。
10．Ｐ欄には購入日（未購入の場合は、令和８年度末までの予定日）を記入する。
11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表２－13③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

障害児安全安心対策事業

（間接補助分）

都道府県・指定都市・中核市名

「①ＩＣＴを活用した子供の見守り支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額（E−F）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	（J×４／５）	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（M×3／4）	既交付決定額	差引追加交付所要額（N−O）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
1							0			0	0		0	0		0		
2							0			0	0		0	0		0		
3							0			0	0		0	0		0		
4							0			0	0		0	0		0		
5							0			0	0		0	0		0		
6							0			0	0		0	0		0		
7							0			0	0		0	0		0		
8							0			0	0		0	0		0		
9							0			0	0		0	0		0		
10							0			0	0		0	0		0		
11							0			0	0		0	0		0		
12							0			0	0		0	0		0		
13							0			0	0		0	0		0		
14							0			0	0		0	0		0		
15							0			0	0		0	0		0		
16							0			0	0		0	0		0		
17							0			0	0		0	0		0		
18							0			0	0		0	0		0		
19							0			0	0		0	0		0		
20							0			0	0		0	0		0		
21							0			0	0		0	0		0		
22							0			0	0		0	0		0		
23							0			0	0		0	0		0		
24							0			0	0		0	0		0		
25							0			0	0		0	0		0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）についてのみを記入し、
　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
3．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。
4．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
5．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
6．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に４／５を乗じて得た額を記入すること。
7．Ｍ欄には、各施設または事業所ごとにＫ欄とＬ欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
8．Ｎ欄には、Ｍ欄の額に３／４を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
9．Ｐ欄には、各施設または事業所ごとにＮ欄からＯ欄を差し引いた額を記入すること。
10．Ｑ欄には、製品名等を記入すること。
11．Ｒ欄は購入日（未購入の場合は、令和８年度末までの予定日）を記入する。
12．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

障害児安全安心対策事業

（間接補助分）

「②登降園管理システム導入支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額（E−F）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	（J×４／５）	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（M×3／4）	既交付決定額	差引追加交付所要額（Ｎ－Ｏ）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
1							0			0	0		0	0		0		
2							0			0	0		0	0		0		
3							0			0	0		0	0		0		
4							0			0	0		0	0		0		
5							0			0	0		0	0		0		
6							0			0			0	0		0		
7							0			0	0		0	0		0		
8							0			0	0		0	0		0		
9							0			0	0		0	0		0		
10							0			0	0		0	0		0		
11							0			0	0		0	0		0		
12							0			0	0		0	0		0		
13							0			0	0		0	0		0		
14							0			0	0		0	0		0		
15							0			0	0		0	0		0		
16							0			0	0		0	0		0		
17							0			0	0		0	0		0		
18							0			0	0		0	0		0		
19							0			0	0		0	0		0		
20							0			0	0		0	0		0		
21							0			0	0		0	0		0		
22							0			0	0		0	0		0		
23							0			0	0		0	0		0		
24							0			0	0		0	0		0		
25							0			0	0		0	0		0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）についてのみを記入し、
　都道府県等が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
3．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。
4．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
5．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
6．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に４／５を乗じて得た額を記入すること。
7．Ｍ欄には、各施設または事業所ごとにＫ欄とＬ欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
8．Ｎ欄には、Ｍ欄の額に３／４を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
9．Ｐ欄には、各施設または事業所ごとにＮ欄からＯ欄を差し引いた額を記入すること。
10．Ｑ欄には、製品名等を記入すること。
11．Ｒ欄は購入日（未購入の場合は、令和８年度末までの予定日）を記入する。
12．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別紙様式第６

文　書　番　号
令和　年　月　日

こども家庭庁長官　殿

市　町　村　長

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算書（別表１）

2 令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表２）

添付書類

（１）当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）

（２）（別添）支出の透明化に関する調書

（３）その他参考となる資料

別表１

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算書

都道府県名

市区町村名

財政力指数が１以上の自治体　○　→　**補助率　1/2**

区　分	事業名		総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	確定額 K	返納額（Ｊ－Ｋ） L
児童虐待防止対策等総合支援事業			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）									1/2				
	児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業に限る。）	アウトリーチ型支援の実施							※１	※2				
		こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業							※１	※2				
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設等の環境改善事業								2/3（又は1/2）				
	里親養育包括支援（フォスタリング）事業									1/2				
	児童養護施設等民有地マッチング事業									1/2				
	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業	事業実施１年目の自治体が実施する場合								10/10				
		事業実施２年目以降の自治体が実施する場合								1/2				
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業								2/3（又は1/2）				
		ヤングケアラー支援体制構築事業								2/3（又は1/2）				
	小　　計													
	地域障害児支援体制強化事業	児童発達支援センターの機能強化等								1/2				
		巡回支援専門員整備								1/2				
	小　　計													
	医療的ケア児等総合支援事業									1/2				
	地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業									1/2				
	小　　計　（障害児支援関係３事業）													
合　　計														

（記載上の注意）

１　本表は、市区町村が行う「児童虐待防止対策支援事業」、「支援対象児童等見守り強化事業」、「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」、「児童養護施設等民有地マッチング事業」、「ヤングケアラー支援体制強化事業」、「地域障害児支援体制強化事業」及び「医療的ケア児等総合支援事業」、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」のうち「児童養護施設等の環境改善事業」、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の特別区が行う「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」、並びに特別区及び保健所政令市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く）が実施する「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」について記載すること。

２　Ｅ欄には、本通知に定める基準額又はこども家庭庁長官が必要と認めた額を記入すること。

３　Ｆ欄には、各事業ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

４　Ｇ欄には、各事業ごとにＦ欄の額を記入すること。

５　Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（事業ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

６　Ｊ欄には国庫補助金受入済額を記入すること。

７　Ｋ欄には、Ｈ欄とＪ欄とを比較して、少ないほうの額を記入すること。

８　Ｌ欄には、Ｊ欄からＫ欄を差し引いた額を記入すること。

９　児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業に限る。）分のＧ欄及びＨ欄には別表２－３及び２－４により算出した額（※１及び※２）を記入すること。

10　事業により購入した価格が５０万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

別表２①

令和　　年度　児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

１．児童虐待防止対策支援事業実施状況

（単位：円）

	基　準　額	実施の有無	実施箇所数等	算定基準による算定額	対象経費の実支出額	事業概要
（１）児童虐待防止対策研修事業						
①児童福祉司任用前講習会等						
児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本項において「実施要綱」という。）第３の１の（２）の①のアに該当する事業	2,989,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
実施要綱第３の１の（２）の①のイに該当する事業	695,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
②児童福祉司任用後研修	2,989,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
③児童福祉司スーパーバイザー研修						
自主開催する場合	2,340,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
研修を委託する場合	195,000					委託先数　か所　研修参加者数　人
④要保護児童対策調整機関調整担当者研修	2,930,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
⑤児童相談所長研修						
自主開催する場合	2,340,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
研修を委託する場合	97,000					委託先数　か所　研修参加者数　人
⑥虐待対応関係機関専門性強化事業						
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（ア）に該当する事業	295,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（イ）に該当する事業	295,000					参加回数　回　研修参加者数　人
実施要綱第３の１の（２）の⑥のイに該当する事業	279,040					実施方法
実施要綱第３の１の（２）の⑥のウに該当する事業	186,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
⑦児童相談所専門性強化事業						
実施要綱第３の１の（２）の⑦のアに該当する事業	1,643,000					
共同開催の場合	※※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
実施要綱第３の１の（２）の⑦のイに該当する事業	196,000					参加回数　回　研修参加者数　人
⑧こども家庭センター専門性強化事業						
ア　組織構築・マネジメント研修	502,000					実施回数　回　研修参加者数　人
イ　統括支援員実務研修	502,000					実施回数　回　研修参加者数　人
ウ　相談支援強化研修	1,004,000					実施回数　回　研修参加者数　人
エ　研修参加促進費	196,000					
⑨医療機関従事者研修	1,810,000					
共同開催の場合	※１					実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額：　円
⑩研修専任コーディネーターの配置	5,539,000					配置職員数　人
（２）医療的機能強化等事業						
①医療的機能強化事業	7,818,000					実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	748,000					実施方法
（５）児童相談所設置促進事業						
設置準備対応職員を配置する場合	2,172,000					配置職員数　人
研修等代替職員を配置する場合	10,259,000					配置職員数　人
（７）市町村相談体制整備事業						
①市町村スーパーバイズ事業						
ア　中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合（児童相談所設置市である場合を除く。）	2,605,000					実施方法
イ　アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000					実施方法
②要保護児童対策地域協議会機能強化事業						
実施要綱第３の７の（２）の②アに該当する事業	108,000					実施方法
実施要綱第３の７の（２）の②イに該当する事業	2,605,000					虐待対応強化支援員　人　心理担当職員　人
③相談支援体制強化事業						
ア　こども担当相談員の配置	2,715,000					委託　委託先
イ　専門人材の配置	2,982,000					委託　委託先　配置人数　人　保有資格
④ヤングケアラー支援事業	2,126,000					実施方法
（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業						
①訪問支援						
ア　訪問費用	6,000					
イ　事務職員雇上費	8,440					
②申請手続等支援						
ア　訪問支援等に係る費用	6,000					
イ　事務職員雇上費	8,440					
③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費	564,000					委託の有無　委託先
（11）評価・検証委員会設置促進事業	827,000					評価・検証委員会または第三者評価の受審の別
民間評価者に第三者評価を依頼する場合	827,000					民間団体から第三者評価の受審した場合はその団体名
（13）児童の安全確認等のための体制強化事業	16,617,000					安全確認対応職員　人　事務処理対応職員　人
（15）児童福祉司等専門職採用活動支援事業	3,811,000					
児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合（加算）	3,528,000					
（16）児童福祉司任用資格取得支援事業	130,000					受講者数　人
（21）児童相談所等業務効率化促進事業						
①児童相談所分	15,000,000					
②こども家庭センター分	30,000,000					
合　計						

※１　共同開催した場合の当該自治体分のみの基準額を記入すること。
※２　共同開催した場合の自治体名等を記入すること。なお、当該欄に記入された基準額及び※１欄の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（１）児童虐待防止対策研修事業」について、単独開催と共同開催を両方行う場合、単独開催の基準額と共同開催の基準額の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業」①アの「実施箇所数等」欄には家庭訪問回数を、①イ及び②イの「実施箇所数等」欄には雇上日数×雇上職員数（例：3日間×2名＝6日間）を、
②アの「実施箇所数等」欄には支援回数を記入すること。

別表２②

２．児童相談所設置促進事業

児童相談所設置に向けて行った検討の具体的な内容（自由記載）

※児童相談所設置に向け、貴自治体において作成した計画、会議の開催要綱等、検討状況の参考となる資料を添付すること。

別表２③

３．支援対象児童等見守り強化事業

①アウトリーチ型支援の実施

財政力指数が１以上の自治体 ○ → （市町村名） **補助率** 1/2

事業所等名称 A	法人等名称 B	延べ訪問回数 C	支援対象児童等の数（実人数） D	支援対象児童等の数（実人数）の内訳				支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数） I	事業の実施期間 J	巡回活動費強化加算の有無 K	総事業費 L	寄付金その他の収入額 M	差 引 額（Ｌ－Ｍ） N	対象経費の実支出額 O	算定基準による算定額 P	選定額 Q	国庫補助基本額 R	国庫補助所要額 S
				妊婦 E	乳幼児 F	小学生 G	中学生以上 H											
		回	人	人	人	人	人	人	～		円	円	円	円	円	円	円	円
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
合　計																	※1	※2

（注）
1．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
2．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には、事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
3．Ｃ欄には、本事業の支援対象となる児童の延べ訪問回数を記入すること。
4．Ｉ欄には、利用開始時（初回訪問時）に既に要保護児等対策地域協議会の特定妊婦・要支援児童・要保護児童いずれかに登録されていた人数を記入すること。
5．Ｊ欄には、事業の実施期間を記入すること。（例：R○. ○～R○. ○）
6．Ｋ欄は、巡回活動費強化加算の有無を選択すること。
7. Q欄には、N欄、O欄及びP欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
8. R欄には、Q欄の額を記入すること。
9. S欄には、R欄の額に本通知で定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
10. 行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

別表２④

４．こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

（市町村名）　0

受講者数等内訳

受講者所属	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
研修受講者 実人数	0人	0人	0人	0人
代替職員 配置延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間
基準日数	0日間	0日間	0日間	0日間

① 研修受講支援

（１）研修受講期間中の代替職員の配置費用　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（２）研修受講に係る旅費　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（３）研修受講費

第１号 に該当する者	第２号 に該当する者	第３号 に該当する者	第４号 に該当する者	合計
人	人	人	人	人

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

③ 資格取得者の配置促進

（１）月額20,000円の場合　（単位：円）

賃金引き上げ 実施実人数	賃金引き上げ 実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G
0人	0ヶ月							

（２）月額50,000円の場合　（単位：円）

賃金引き上げ 実施実人数	賃金引き上げ 実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G
0人	0ヶ月							

（注）

１．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 資格取得者の配置促進 のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。

２．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。

３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。

４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。

５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２⑤

５．児童養護施設等の環境改善事業

（１）入所児童等の生活環境改善事業

ア．事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区分

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	施設種別	事業区分	主な事業内容	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）	加速化プラン採択の有無
例	○○園	○○市	児童養護施設	②	老朽化した児童用ベッドの購入等	○○円	○○円	○
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
計	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備分							
	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備分							

※事業区分は、「実施要綱第３の１（１）①に該当する事業」の場合は①、「実施要綱第３の１（１）②に該当する事業」の場合は②を記入すること。

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

イ．市町村（間接補助分）

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	施設種別	主な事業内容	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）
例	○○園	○○市	母子生活支援施設	フローリングの張替	○○円	○○円
1						
2						
3						
4						
5						
計						

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

（２）ファミリーホーム等開設支援事業

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	施設等種別	賃借料加算の有無	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）	加速化プラン採択の有無
例	○○ホーム	○○市	ファミリーホーム	○	○○円	○○円	○
1							
2							
3							
4							
5							
計	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備分						
	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備分						

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

（３）児童家庭支援センター開設支援事業

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）
例	○○児童家庭支援センター	○○市	○○円	○○円
1				
2				
3				
4				
5				
計			円	円

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

（４）耐震物件への移転支援事業

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	施設等種別	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）	加速化プラン採択の有無
例	○○園	○○市	児童養護施設	○○円	○○円	○
1						
2						
3						
4						
5						
計	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備分					
	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備分					

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

別表２⑥

６．里親養育包括支援（フォスタリング）事業

事業の実施機関 （児童相談所・委託先）	統括責任者 （配置の有無）	市町村 連携加算 （配置の有無）	①里親制度等普及促進・里親リクルート事業 （実施の有無）	②里親等研修・トレーニング事業 （実施の有無）	③里親等委託推進事業 （実施の有無）	④里親訪問等支援事業 （実施の有無）	⑤里親等委託児童自立支援事業 （実施の有無）	⑥障害児里親等支援体制強化事業 （実施の有無）	⑦里親支援センター体制強化事業 （実施の有無）	⑧養子縁組包括支援事業 （実施の有無）	対象経費の実支出額 （実施機関別） （計）
											円
											円
											円
											円
											円
対象経費の実支出額 （事業別） （計）	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	

①里親制度等普及促進・里親リクルート事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

事業の実施機関	新規里親等登録件数			里親リクルーターの資格（10月１日時点）				
	15件以上 25件未満	25件以上 35件未満	35件以上	社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ③	児童養護施設等においてこどもの養育に５年以上従事した者 ④	都道府県知事等が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ⑤
				人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人

②里親等研修・トレーニング事業

基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施状況

	実施月	実施回数	受講延人数	委託実施する場合の委託先
養育里親研修		回	人	
専門里親研修		回	人	
養子縁組里親研修		回	人	
（計）		回	人	

フォスタリング業務職員研修参加促進事業の実施状況

研修受講者数	人

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

事業の実施機関	里親トレーナーの資格（10月１日時点）					
	社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ③	児童養護施設等においてこどもの養育に５年以上従事した者 ④	都道府県知事等が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ⑤	取組内容
	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	

③里親等委託推進事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

①

事業の実施機関	新規里親等委託件数			里親等委託調整員の資格（10月１日時点）									
	15件以上 30件未満	30件以上 45件未満	45件以上	社会福祉士 ①		精神保健福祉士 ②		法第13条第３項各号のいずれかに 該当する者 ③		児童養護施設等においてこどもの養育に５年以上従事した者 ④		都道府県知事等が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ⑤	
				常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

②

事業の実施機関	マッチングの実施状況											
	対象里親数 （単位：世帯）			対象となるこどもの数 （単位：人）			委託が成立したこどもの数 （単位：人）			委託成立件数 （単位：件）		
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養育里親	専門里親	養子縁組里親

④里親訪問等支援事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

実施主体名称	（児童相談所名又は委託先名称を記入）

里親等委託児童数	20人以上40人未満	40人以上60人未満	60人以上80人未満	80人以上

（ア）職員の資格

		社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ③	里親等としてこどもの養育に５年以上従事し、里親制度等への理解等を有する者 ④	都道府県知事等が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ⑤
里親等相談支援員	常勤	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人

		学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 ①	都道府県知事等が①に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ②
心理訪問支援員	常勤	人	人
	非常勤	人	人

※資格はいずれも10月１日時点の職員について記入すること。

（イ）里親等及び養親への訪問支援

	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養親希望者	養親
訪問延回数	回	回	回	回	回
訪問世帯数	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
対象となったこども数	人	人	人	人	人

（ウ）里親等及び養親並びに里親等希望者による相互交流

実施回数	実施場所	参加延人数	児童福祉関係者等の参加状況
回		人	

※「児童福祉関係者等の参加状況」欄は、児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などが相互交流に参加した場合に記入すること。

（エ）面会交流支援事業

実施回数	対象実家庭数
回	家庭

（オ）土日夜間相談対応状況等

相談の方法	相談対応件数			相談の内容（再掲）	
	平日夜間	土曜、日曜祝日の日中	土曜、日曜祝日の夜間	委託されたこどもの養育と仕事との両立に関するもの	その他
電話相談	件	件	件	件	件
来所相談	件	件	件	件	件
メールや手紙による相談	件	件	件	件	件

⑤里親等委託児童自立支援事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

	自立支援担当支援員配置数	アフターケア対象者数	支援回数
常勤			
非常勤			

※支援回数は、①職場や自宅等の訪問、②対象者の事業所等への訪問、③電話やメール等のいずれかの支援を１回実施する毎に「１」とカウントしてください。
（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱第４の５（５）②と同様）

⑥障害児里親等支援体制強化事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

実施主体名称	（児童相談所名又は委託先名称を記入）

各項目名	目的、事業内容	実施方法	効果等
障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握			
障害児の養育を行う里親等への訪問支援			
障害児入所施設等との連絡調整及び障害児入所施設等職員との連携による支援			
その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援			

⑦里親支援センター体制強化事業
（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

事業の実施機関	新規里親等登録件数			里親リクルーター補助員
	15件以上 25件未満	25件以上 35件未満	35件以上	
				人
				人
				人
				人
				人

事業の実施機関	新規里親等委託件数			里親等支援補助員
	15件以上 30件未満	30件以上 45件未満	45件以上	
				人
				人
				人
				人
				人

⑧養子縁組包括支援事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

実施主体名称	（児童相談所名又は委託先名称を記入）

（１）養子縁組制度普及促進事業

養親リクルーターの資格（10月１日時点）		
法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ①	児童養護施設等においてこどもの養育に５年以上従事した者 ②	都道府県知事等が①及び②に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ③
人	人	人

（２）養親訪問等支援事業

里親等委託児童数	20人以上40人未満	40人以上60人未満	60人以上80人未満	80人以上

（ア）職員の資格

		法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ①	里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ②	里親等への支援の実施に関して、都道府県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 ③
養親等相談支援員（補助員）	常勤	人	人	人
	非常勤	人	人	人

		学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 ①	都道府県知事等が①に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ②
心理訪問支援員	常勤	人	人
	非常勤	人	人

※資格はいずれも10月１日時点の職員について記入すること。

（イ）養親への訪問支援

	養親	
訪問延回数	回	
訪問世帯数	世帯	
対象となったこども数	人	

（ウ）養親及び養親希望者による相互交流

実施回数	実施場所	参加延人数	児童福祉関係者等の参加状況
回		人	

※「児童福祉関係者等の参加状況」欄は、児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などが相互交流に参加した場合に記入すること。

（エ）土日夜間相談対応状況等

相談の方法	相談対応件数			相談の内容（再掲）	
	平日夜間	土曜、日曜 祝日の日中	土曜、日曜 祝日の夜間	委託されたこどもの 養育と仕事との両立 に関するもの	その他
電話相談	件	件	件	件	件
来所相談	件	件	件	件	件
メールや手紙による相談	件	件	件	件	件

（3）障害児里親等支援体制強化事業

各項目名	目的、事業内容	実施方法	効果等
障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握			
障害児の養育を行う里親等への訪問支援			
障害児入所施設等との連絡調整及び障害児入所施設等職員との連携による支援			
その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援			

別表２⑦

７．児童養護施設等民有地マッチング事業

（１）民有地マッチング支援

土地所有者		児童養護施設等整備法人等		マッチング数	整備決定数	対象経費の実支出額
応募数	選定数	応募数	選定数			
か所	か所	か所	か所	か所	か所	円

（２）整備候補地等の確保支援

取組内容（※）	対象経費の実支出額
	円

※　「取組内容」欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

（３）地域連携コーディネーターの配置支援

配置場所（※１）	配置主体（※２）	コーディネーター配置人数	事業内容（※３）					対象経費の実支出額
			地域住民との調整	３歳児の保育所等への接続支援	地域活動への参加	保護者等への相談援助	その他	
		人						円

※１　「配置場所」欄は、コーディネーターを配置した場所（都道府県、母子生活支援施設　等）を記載すること。

※２　「配置主体」欄は、コーディネーターを雇用した主体を記載すること。

※３　「事業内容」欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記入すること。（複数選択可）
　　また、「その他」を選択する場合は、具体的な内容を記載すること。

別表２⑧

８．ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名
0

（１）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

①　実態調査・把握

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	調査対象者 D	調査方法 （記名の有無） E	スタートアップ 加算の活用内容 F	共同実施 の有無 G

１．Ｍ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。
５．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）。

イ　申請内容

総事業費 H	寄付金その他 の収入額 I	差 引 額 （Ｈ－Ｉ） J	対象経費の 実支出額 K	算定基準に よる算定額 合計 L	算定基準に よる算定額 M	実態調査 スタートアップ加算 基準額 N
円	円 0	円	円	円 0		

共同実施先の 自治体名 O	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） P	基準額 （共同実施自治体分） Q
	円	円

１．Ｍ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｎ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
４．Ｏ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

②　関係機関等職員研修

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	参加機関 D	共同実施 の有無 E

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
３．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 F	寄付金その他 の収入額 G	差 引 額 （Ｆ－Ｇ） H	対象経費の 実支出額 I	算定基準に よる算定額 J
円	円 0	円	円	円

共同実施先の 自治体名 K	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） L	基準額 （共同実施自治体分） M
円	円	円

１．Ｊ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｋ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
４．Ｍ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑧

８．ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名
0

（２）ヤングケアラー支援体制構築事業

① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ア 実施内容

配置場所 A	実施形態 B	配置人数 C	業務内容 D	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 E	対応ケース数 F	共同実施の有無 G
					0 件	

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。

２．Ｄ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

配置者の取得資格									
社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	保健師	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護福祉士	教育職員免許状	保育士	その他（ ）
0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

※１名が複数の資格を有する場合は、各項目ごとに１名と入力すること。

訪問支援員配置場所 H	訪問支援員実施形態 I	訪問支援員配置人数 J	訪問支援員業務内容 K	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 L	対応ケース数 M
					0 件

１．Ｋ欄には、訪問支援員が担う業務内容を簡潔に記入すること

イ 申請内容

総事業費 N	寄付金その他の収入額 O	差 引 額（Ｎ－Ｏ） P	対象経費の実支出額 Q	算定基準による算定額合計 R	算定基準による算定額 S	訪問支援員基準額 T
円	円	円	円	円	円	
				0		

共同実施先の自治体名 U	対象経費の実支出額（共同実施自治体分） V	基準額（共同実施自治体分） W

１．Ｓ欄からＴ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。

２．Ｕ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。

３．Ｖ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＱ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。

４．Ｗ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＲ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑧

８．ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名
0

② ピアサポート等相談支援体制の推進

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	対応ケース数 C	キャリア相談支援加算の活用内容 D	イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算の活用内容 E	イベントの開催件数 F	共同実施の有無 F
		0 件			0 件	

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
３．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 G	寄付金その他の収入額 H	差 引 額（Ｇ－Ｈ） I	対象経費の実支出額 J	算定基準による算定額合計 K	算定基準による算定額 L	キャリア相談支援加算基準額 M	イベント実施加算基準額 N
円	円	円	円	円			
				0			

共同実施先の自治体名 O	対象経費の実支出額（共同実施自治体分） P	基準額（共同実施自治体分） Q

１．Ｌ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑧

８．ヤングケアラー支援体制強化事業

都道府県名
0

③　オンラインサロンの設置・運営、支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施回数 C	共同実施 の有無 D
		0 件	

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
３．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 実支出額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L
	円	円

１．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
４．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

④　外国語対応通訳派遣支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施形態 B	対応ケース数 C	共同実施 の有無 D
		0 件	

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
３．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 実支出額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L

１．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
４．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２⑨

９．地域障害児支援体制強化事業

１．実績報告書

（１）児童発達支援センター等の機能強化等

○下記（ア）の事業を行う、一定程度の知識と技能を有する職員について、以下に記載

職種	経験年数	担当する事業【例】a、b(a),(c)

（ア）児童発達支援センター等の機能強化

a. 児童発達支援センター等の質の向上と人材養成

児童発達支援センター等の事業対象施設数	○○か所
指導役割を担う、一定程度の知識と技能を有する職員の配置人数	○○センターに○○人 □□センターに□□人 合計△△人
指導役割の具体的な内容	

b. 地域における障害児支援の質の向上

(a). 地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施

事業実施者 （委託する場合は委託先を記入）	（例） ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）
助言・指導の実施回数	
助言・指導の内容	

(b). 地域のインクルージョンの推進

保育所等訪問を行う、一定程度の知識と技能を有する職員の訪問回数	年○回
移行先	（例）保育所、幼稚園
推進のための支援の内容	

(c). ハイリスクな児童と家族のサポート

本事業にあたる、一定程度の知識と技能を有する職員の数	○○人
本事業の実施内容	

(d). 地域の事業所等への研修等の実施

研修実施回数	年○回　　延べ受講者数○○人
研修の内容	

（２）巡回支援の実施

巡回支援員の資格と人数	（例）相談支援専門員　〇人 児童指導員　〇人
巡回先の種別	（例）児童発達支援事業所　〇箇所　〇回 保育所　〇箇所　〇回
戸別訪問件数	年〇件
発達障害者支援センター等が実施する研修への参加	年〇回
その他実施内容	

２．精算額内訳書

（ア）児童発達支援センター等の機能強化

a. 児童発達支援センター等における人材養成

経費区分	対象経費の 支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

b. 地域における障害児支援の質の向上

(a). 地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施

経費区分	対象経費の 支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

(b). 地域のインクルージョンの推進

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

(c). ハイリスクな児童と家族のサポート

経費区分	対象経費の 支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

(d). 地域の事業所等への研修等の実施

経費区分	対象経費の 支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（２）巡回支援の実施

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

別表２⑩
10. 医療的ケア児等総合支援事業

1．実績報告書

（ア）医療的ケア児支援センターの業務を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置
【※実施主体は都道府県、指定都市のみ】

医療的ケア児支援センターの設置か所数	○○か所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数（配置人数は常勤換算で記入）	○○センターに○○人 □□センターに□□人 合計△△人
医療的ケア児等コーディネーターの配置者の資格	○○の資格
配置したコーディネーターが行う具体的な業務内容	

（イ）協議の場の設置

協議の場の設置	・実施回数　　○○回 ・主な議事内容 ・構成員の人数、職名等

（ウ）医療的ケア児支援者養成研修の実施

事業実施者 （委託する場合は委託先を記入）	（例） ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）
研修実施回数（予定）	医療的ケア児等コーディネーター養成研修 年○回　　延べ受講者数○○人 支援者養成研修 年○回　　延べ受講者数○○人 喀痰吸引研修 年○回　　延べ受講者数○○人

（エ）医療的ケア児等の相談体制の整備

医療的ケア児等コーディネーターの配置者数	○○人
医療的ケア児等コーディネーターの配置者の資格	○○の資格
コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置	実施回数：年○回 主な議事内容 構成員の人数、職名等

（オ）併行通園の促進

併行通園を実施する医療的ケア児の数	○○人
併行通園元	ex. 児童発達支援事業、放課後等デイサービス
併行通園先	ex. 保育所、幼稚園

（カ）医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築

事業実施者 （委託する場合は委託先を記入）	（例） ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）
研修実施回数	年○回　　延べ受講者数○○人
紹介先	ex. 派遣先件数、派遣者数等
フォローアップ方法	ex. フォローアップの方法、頻度等

（キ）医療的ケア児等とその家族への支援

実施内容	

（ク）医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備

実施人数	○○人
実施内容	

２．精算額内訳書

（ア）医療的ケア児支援センターの業務を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例）	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入するこ	
合計			

（イ）協議の場の設置

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例）	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入するこ	
合計			

（ウ）医療的ケア児支援者養成研修の実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例）	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入するこ	
合計			

（エ）医療的ケア児等の相談体制の整備

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例）	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入するこ	
合計			

（オ）併行通園の促進

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例）	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入するこ	
合計			

（カ）医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例）	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入するこ	
合計			

（キ）医療的ケア児等とその家族への支援

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例）	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入するこ	
合計			

（ク）医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例）	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入するこ	
合計			

別表２⑪

11. 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

１．実績報告書

（ア）医師による発達相談の実施

委託先（委託して実施した場合）	例　：　〇〇病院	
医師の診療科及び人数	例：　児童精神科医　2名 〇科〇人 □科□人	
対象児数	〇人（実人数）	
発達相談の実施回数等	回数	例　：　〇回
	頻度	例　：　月2回　第２・４火曜
	1回の対象児数時間	例　：　1回につき3名、1名につき30分程度
意見書及び紹介状の作成数	意見書の用途と作成件数	例　：　障害児通所事業の給付決定のための意見書　3件
	紹介状の作成件数（医療機関）	例　：　4件

（イ）カンファレンスの実施

対象児童数	〇人（実人数）
実施回数と所要時間	例　：　年6回　、1回につき2時間程度
支援者の参加延べ人数 参加職種の実人数	例　：　30名　、医師〇人、心理職〇人、ソーシャルワーカー〇人

（ウ）多職種の合同研修等の実施

研修の内容及び回数	回数	
	内容	例　：　1回目：〇〇、2回目：〇〇
	参加職種	例　：　1回目：〇〇、2回目：〇〇

（エ）家族支援プログラム等の実施

対象家族数	○家族	
家族支援プログラム等の実施回数等	回数	
	頻度	例　：　月2回　第1・3水曜
	1回の家族数と所要時間	例　：　1回3家族程度　1回2時間程度
家族支援プログラム等の内容	（ポンチ絵等の実施内容がわかるものを添付すること。）	

２．精算額内訳書

（ア）医師による発達相談の実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（イ）カンファレンスの実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（ウ）多職種の合同研修等の実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（エ）家族支援プログラムの実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

別紙様式第７

文　書　番　号
令和　年　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算書（別表１）

2 令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書（別表２）

3 令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表３）

添付書類
（１）当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
（２）（別添）支出の透明化に関する調書
（３）その他参考となる資料

別表１－１

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算書

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名

財政力指数が１以上の自治体　○

区　分	事　業　名			総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	適定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額 H 円	国庫補助金交付決定額 I 円	国庫補助金受入済額 J 円	確定額 K 円	返納額（J－K） L 円
児童虐待防止対策等総合支	児童虐待防止対策支援事業（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分）（虐待・思春期問題情報研修センター事業、支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）										1/2				
	児童虐待防止対策支援事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	明石市分							※１	※２				
			横浜博勝会またはこども財団分（間接補助分）							※１	※２				
		支援対象児童等見守り強化事業	アウトリーチ型支援の実施（巡回活動強化加算含む）　※指定都市・児童相談所設置市・中核市のみ							※１	※２				
			中間支援法人を介した支援の実施　※都道府県のみ							※１	※２				
		こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業								※１	※２				
	ひきこもり等児童福祉対策事業										1/2				
	児童家庭支援センター運営等事業										1/2				
	基幹的職員研修事業										1/2				
	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業を除く事業									1/2				
		児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業									10/10				
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設等の環境改善事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備分）								1/2				
			都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備分）								2/3				
			市町村分（間接補助分）							※１	※２				
		地域子育て支援拠点の環境改善事業	指定都市・中核市・児童相談所設置市分								1/2				
			市町村分（間接補助分）							※１	※２				
		児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市分								1/2				
	休日夜間緊急支援事業										1/2				
	社会的養護自立支援実態把握事業										1/2				
	身元保証人確保対策事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分									1/2				
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）								※１	※２				
	里親養育包括支援（フォスタリング）事業										1/2				
	里親への委託前養育支援事業														
	乳児院等多機能化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分									1/2				
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）								※１	※２				
	児童養護施設等体制強化事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分									1/2				
		市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）								※１	※２				
	養子縁組民間あっせん機関助成事業										1/2				
	児童養護施設等民有地マッチング事業										1/2				
	児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業	事業実施１年目の自治体が実施する場合									10/10				
		事業実施２年目以降の自治体が実施する場合									1/2				
	乳児院地域支援強化事業										1/2				
	家庭養育推進ネットワーク構築事業										1/2又は2/3				
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業									1/2又は2/3				
		ヤングケアラー支援体制構築事業									1/2又は2/3				
	小　　計														
	地域障害児支援体制強化事業（都道府県・指定都市・中核市分）	児童発達支援センターの機能強化等									1/2				
		巡回支援専門員整備									1/2				
	小　　計														
	地域支援体制整備サポート事業										10/10				
	医療的ケア児等総合支援事業（都道府県・指定都市・中核市分）										1/2				
	聴覚障害児支援中核機能強化事業										1/2又は1/3				
	地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能化事業										1/2				
	障害児安全安心対策事業	（直接補助分）								※１	※２　3/5				
		（間接補助分）								※１	※２　3/4				
	小　　計　（障害児支援関係６事業）														
合　　計															

（記載上の注意）
１　E欄には、本通知に定める基準額又はこども家庭庁長官が必要と認めた額を記入すること。
２　F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
３　G欄にはF欄の同額を記入すること。
４　H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記載すること。（事業ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
５　J欄には国庫補助金受入済額を記入すること。
６　K欄には、H欄とJ欄とを比較して、少ないほうの額を記入すること。
７　L欄には、J欄からK欄を差し引いた額を記入すること。
８　児童虐待防止対策支援事業の虐待・思春期問題情報研修センター事業、支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業分のG欄及びH欄には別表２－２①か⑤により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
９　児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、児童養護施設等の環境改善事業の市町村分（間接補助分）のG欄及びH欄には別表２－３①により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
１０　児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業のうち、地域子育て支援拠点の環境改善事業の市町村分（間接補助分）のG欄及びH欄には別表２－３②により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
１１　身元保証人確保対策事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－４により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
１２　乳児院等多機能化推進事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－５により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
１３　児童養護施設等体制強化事業の市及び福祉事務所を設置する町村分（間接補助分（母子生活支援施設分に限る））のG欄及びH欄には別表２－６により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
１４　障害児安全安心対策事業のG欄及びH欄には別表２－７により算出した額（※１及び※２）を記入すること。
１５　事業により購入した価格が５０万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

別表１－２

虐待・思春期問題情報研修センター事業実績報告書

①　支出済額内訳調

（単位：円）

費　　目		対象経費支出済額	積　算　内　訳
①研修事業			
	小計		
②研究事業			
	小計		
③企画・相談支援事業			
	小計		
④構築事業			
	小計		
⑤運営管理			
	小計		
合　　計			

② 運営事業概要

Ⅰ 概要	虐待・思春期問題情報研修センターの名称	
	所在地及び電話番号	〒 TEL
	運営主体	
	事業費合計	

Ⅱ 実施体制	職員の配置状況　　（支出済額）　　千円					
	区　分	研究部門	研修部門	企画・相談部門	構築部門	合　計
	職 員 数					

Ⅲ 運営委員会開催計画	（支出済額）　　千円	
	運営委員会の開催目的、開催予定日を簡潔に記入すること	

Ⅳ 事業計画	計　画	事業名及び内容	支出済額（千円）
	研修事業		
	研究事業	①児童福祉施設での臨床研究と連携した研究	
		②里親支援及び里親委託の促進に関する調査・研究	
	企画・相談支援事業	①情報収集・提供	
		②専門相談	
	構築事業		
	その他		

別表２－１①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）

都道府県名＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 （Ｇ×1/2） H	国庫補助金 交付決定額 I	国庫補助金 受入済額 J	差引 過不足額 （Ｊ－Ｈ） K
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計											

（注）
１．本表には、児童虐待防止対策支援事業（支援対象児童等見守り強化事業及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を除く。）のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費 A	その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費支出済額 D	算定基準による算定額 E	選定額（横浜市補助基本額） F	横浜市補助額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	国庫補助金交付決定額 J	国庫補助金受入済額 K	差引過不足額（K－I） 超過額 L	差引過不足額（K－I） 不足額 M	備考
							※1	※2					

（注）
1．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
2．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
3．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入する。
4．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入する。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
5．差引過不足額については、Ｌ欄に超過額を、Ｍ欄に不足額をそれぞれ記入すること。

虐待・思春期問題情報研修センター事業（明石市（直接補助））

（単位：円）

総事業費 A	その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費支出済額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F		国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	国庫補助金交付決定額 J	国庫補助金受入済額 K	差引過不足額（K－I） 超過額 L	差引過不足額（K－I） 不足額 M	備考
							※1	※2					

虐待・思春期問題情報研修センター事業（こども財団（間接補助））

（単位：円）

総事業費 A	その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費支出済額 D	算定基準による算定額 E	選定額（明石市補助基本額） F	明石市補助額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	国庫補助金交付決定額 J	国庫補助金受入済額 K	差引過不足額（K－I） 超過額 L	差引過不足額（K－I） 不足額 M	備考
							※1	※2				※2	

（注）
1．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
2．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
3．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない額を記入する。（明石市（直接補助）分については、Ｆ欄の額と同額を記入する。）
4．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入する。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
5．差引過不足額については、Ｌ欄に超過額を、Ｍ欄に不足額をそれぞれ記入すること。

別表２－２②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

支援対象児童等見守り強化事業

①アウトリーチ型支援の実施（巡回活動強化加算含む）　※指定都市・中核市・児童相談所設置市のみ

指定都市・中核市・児童相談所設置市名

財政力指数が１以上の自治体　○　→　**補助率**　1/2

事業所等名称 A	法人等名称 B	延べ訪問回数 C	支援対象児童等の数（実人数） D	支援対象児童等の数（実人数）の内訳 妊婦 E	乳幼児 F	小学生 G	中学生以上 H	支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数） I	事業の実施期間 J	巡回活動費強化加算の有無 K	総事業費 L	寄付金その他の収入額 M	差引額（Ｌ－Ｍ） N	対象経費の実支出額 O	算定基準による算定額 P	選定額 Q	国庫補助基本額 R	国庫補助所要額 S
		回	人	人	人	人	人	人	～		円	円	円	円	円	円	円	円
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
									～									
合　計																	※1	※2

（注）
1．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には、事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
3．Ｃ欄には、本事業の支援対象となる児童の延べ訪問回数を記入すること。
4．Ｉ欄には、利用開始時（初回訪問時）に既に要保護児等対策地域協議会の特定妊婦・要支援児童・要保護児童いずれかに登録されていた人数を記入すること。
5．Ｊ欄には、事業の実施期間を記入すること。（例：RO. ○～RO. ○）
6．Ｋ欄は、巡回活動費強化加算の有無を選択すること。
7．Q欄には、N欄、O欄及びP欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
8．Ｒ欄には、Ｑ欄の額を記入すること。
9．Ｓ欄には、Ｒ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
10．行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

別表２－２③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

支援対象児童等見守り強化事業

都道府県名 ＿＿＿＿

①アウトリーチ型支援の実施

市区町村名	延べ訪問回数	支援対象児童等の数（実人数）	支援対象児童等の数（実人数）の内訳				支援対象児童等の数のうち要対協登録数（実人数）	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額（Ｊ－Ｈ） K
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生以上												
	回	人	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計																		

（注）
1．本表には、支援対象児童等見守り強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２④

令和　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

支援対象児童等見守り強化事業

都道府県名

②都道府県による中間支援法人を介した支援の実施　　財政力指数が１以上の自治体　○　→　補助率　1/2

中間支援法人名	中間支援法人が行う助成団体数	普及啓発加算	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差 引 額（Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額 H 円
									※1	※2

（記載上の注意）
１．本表には、都道府県が行う事業のみを記入すること。

別表２－２⑤

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市名　0

受講者数等内訳

受講者所属	児童相談所	市区町村 相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
研修受講者 実人数	0人	0人	0人	0人	0人
代替職員 配置延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間
基準日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間

① 研修受講支援

（1）研修受講期間中の代替職員の配置費用　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（2）研修受講に係る旅費　（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

（3）研修受講費

第１号 に該当する者	第２号 に該当する者	第３号 に該当する者	第４号 に該当する者	合計
人	人	人	人	人

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 （A－B） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	備　　考 G

② 見学実習受入施設等への代替職員配置

受講者数等内訳

受入施設等	児童相談所	市区町村相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
受講者受入れ延べ日数	0日間	0日間	0日間	0日間	0日間

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

③ 資格取得者の配置促進

（1）月額20,000円の場合

資格取得者配属先	児童相談所	市区町村相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
賃金引き上げ実施実人数	人	人	人	人	人
賃金引き上げ実施延べ月数	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

（2）月額50,000円の場合

資格取得者配属先	児童相談所	市区町村相談支援部門	児童福祉施設	その他	合計
賃金引き上げ実施実人数	人	人	人	人	人
賃金引き上げ実施延べ月数	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	備考 G

（注）

1．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 資格取得者の配置促進 のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
2．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
3．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
4．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
5．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（1，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２⑥

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

（都道府県名）

③ 資格取得者の配置促進

（１）月額20,000円の場合

（単位：円）

市町村名	賃金引き上げ実施実人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	備考 I
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
合計	0人	0ヶ月									

（２）月額50,000円の場合

（単位：円）

市町村名	賃金引き上げ実施実人数	賃金引き上げ実施延べ月数	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H	備考 I
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
	0人	0ヶ月									
合計	0人	0ヶ月									

（注）
１．本表には、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業（間接補助分））

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 （Ｉ×2/3） J	備　　考
	円	円	円	円	円	円					
合　　計							円	円	※１　　円	※２　　円	

（注）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（児童養護施設等の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業（間接補助分））

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 （Ｉ×2/3） J	備　　考
	円	円	円	円	円	円					
合　　計							円	円	※１　　円	※２　　円	

（注）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（地域子育て支援拠点の環境改善事業分）のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額に記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－４

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

身元保証人確保対策事業

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	備　考
	円	円	円	円	円	円					
合　計							円	円	※１　円	※２　円	

（注）
１．本表には、身元保証人確保対策事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－５

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

乳児院等多機能化推進事業

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	備　考
	円	円	円	円	円	円					
合　計							円	円	※１　円	※２　円	

（注）
１．本表には、乳児院等多機能化推進事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

児童養護施設等体制強化事業

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿

市及び福祉事務所設置町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	備　考
	円	円	円	円	円	円					
合　計							円	円	※１　円	※２　円	

（注）
１．本表には、児童養護施設等体制強化事業のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（母子生活支援施設に限る）に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを都道府県が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3／4を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－７①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

ヤングケアラー支援体制強化事業

（１）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

市区町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×２/３） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）
１．本表には、ヤングケアラー支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－７②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

ヤングケアラー支援体制強化事業

（２）ヤングケアラー支援体制構築事業

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

市区町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×２/３） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）

１．本表には、ヤングケアラー支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。

２．Ｃ欄には、各市区町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。

３．Ｅ欄には、各市区町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

４．Ｆ欄には、各市区町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。

５．Ｇ欄には、各市区町村ごとにＦ欄の額を記入すること。

６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２―８①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

地域障害児支援体制強化事業

都道府県名 ＿＿＿＿＿＿

種別	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
児童発達支援センターの機能強化								
巡回支援専門員整備								
合　　計								

本事業による配置予定人数	児童発達支援センター等の職員		巡回支援専門員	

（記載上の注意）

１．本表には、地域障害児支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県等の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．種別欄は令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の、３．事業の内容を参照すること。

別表２－８②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

地域障害児支援体制強化事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿

市町村名	種別	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H
		円	円	円	円	円	円	円	円
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
	市町村小計								
合　　計	児童発達支援センターの機能強化								
	巡回支援専門員整備								
総　合　計									

（注）
１．本表には、地域障害児支援体制強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市の「種別」ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市の「種別」ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市の「種別」ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市の「種別」ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．各市の「市町村小計」欄には、各市ごとにＨ欄の額を合計した金額を記入すること。
８．種別欄は令和５年６月５日こ支障第８号こども家庭庁支援局長通知の別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」の、３．事業の内容を参照すること。

別表２－９

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

地域支援体制整備サポート事業

都道府県・指定都市・中核市名＿＿＿＿＿＿

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
円	円	円	円	円	円	円	円

（記載上の注意）
１．本表には、地域支援体制整備サポート事業のうち、都道府県・指定都市・中核市が行う事業のみを記入し、
　市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定めるこども家庭庁長官が必要と認めた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－10①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

医療的ケア児等総合支援事業

都道府県・指定都市・中核市名＿＿＿＿＿＿

種別		総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H
		円	円	円	円	円	円	円	円
４の（１）～（７）の事業									
４の（８）の事業	ア　一時預かり								
	イ　環境整備								
合　　計									

本事業による配置予定人数 → 医療的ケア児支援コーディネーター

都道府県における19歳以下の人口 →

都道府県	
指定都市	

（９）非常用電源の助成　　【※（９）の事業の実施主体は、都道府県のみ】

センター名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H	購入物品種目 I	数量 J	医療的ケア児数 K
	円	円	円	円	円	円	円	円		台	人
								0			
								0			
								0			
								0			
合　　計								0		0	0

全事業合計

	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H
合　　計								

（記載上の注意）
１．本表には、医療的ケア児等総合支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）及び都道府県直接補助事業のみ記載すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．Ｉ欄には、製品名等を記載すること。
８．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
９．種別欄は平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」の、
　４．事業の内容を参照すること。
10．都道府県における19歳以下の人口は、当年度の前々年度の１月１日時点の人口を基準とする。（指定都市においては、管内の19歳以下の人口を記載することとし、指定都市において申請がある場合は当該指定都市の人口は除くこととする。）

別表２－10②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

医療的ケア児等総合支援事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿

市町村名	種別		総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H
			円	円	円	円	円	円	円	円
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
	４の（１）～（７）の事業									
	４の（８）の事業	ア　一時預かり								
		イ　環境整備								
	市町村小計									
総　合　計										

（注）
１．本表には、医療的ケア児等総合支援事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．種別欄は平成31年３月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」の、４．事業の内容を参照すること。

別表２－11①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

聴覚障害児支援中核機能強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名＿＿＿＿＿＿

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2又はＧ×1/3） H	前々年度の財政力指数が１以上の自治体 I	補助率 J
円	円	円	円	円	円	円	円		1/2

（記載上の注意）
１．本表には、聴覚障害児支援中核機能強化事業のうち、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業または都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）が行う事業（保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）の直接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２又は１／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
７．Ｉ欄には、前々年度の財政力指数が１以上の自治体は○をつけること。

別表２－11②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

聴覚障害児支援中核機能強化事業

都道府県名 _____

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2又はＧ×1/3） H	前々年度の財政力指数が１以上の自治体 I	補助率 J
	円	円	円	円	円	円	円	円		1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
										1/2
合　　計										

（注）
1．本表には、聴覚障害児支援中核機能強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、
　都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２又は１／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）
7．Ｉ欄には、前々年度の財政力指数が１以上の自治体は〇をつけること。

別表２－12①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業　　（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名）＿＿＿＿＿＿

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H
円	円	円	円	円	円	39 円	40 円

（記載上の注意）
１．本表には、地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業のうち、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業または都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）が行う事業（保健所政令市または特別区（児童相談所設置市を除く）の直接補助事業）については、記載しないこと。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業名ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄にはＦ欄の同額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－12②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

市町村名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								

（注）
１．本表には、地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業のうち、市区町村が行う事業（市区町村への直接補助事業又は市区町村から社会福祉法人等への間接補助事業）のみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県の直接補助事業又は都道府県等から社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、各市ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各市ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各市ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、各市ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－13①

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）　　都道府県・指定都市・中核市名＿＿＿＿＿＿

	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×3/5） H
①ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0
②登降園管理システム支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1　円 0	※2　円 0

（注）
１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．A欄からH欄までの各欄には、第７別表２－13②の合計額を記入すること。

（間接補助分）

	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（F×4/5） G	自治体補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（I×3/ J
①ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②登降園管理システム支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1　円 0	※2　円 0

（注）
１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）に
　　ついてのみを記入し、都道府県等が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．A欄からJ欄までの各欄には、第７別表２－13③の合計額を記入すること。

別表２－13②

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市名

「①ＩＣＴを活用した子供の見守り支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額（Ｅ－Ｆ）	対象経費の支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｋ×３／５）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1							0			0	0	0		
2							0			0	0	0		
3							0			0	0	0		
4							0			0	0	0		
5							0			0	0	0		
6							0			0	0	0		
7							0			0	0	0		
8							0			0	0	0		
9							0			0	0	0		
10							0			0	0	0		
11							0			0	0	0		
12							0			0	0	0		
13							0			0	0	0		
14							0			0	0	0		
15							0			0	0	0		
16							0			0	0	0		
17							0			0	0	0		
18							0			0	0	0		
19							0			0	0	0		
20							0			0	0	0		
21							0			0	0	0		
22							0			0	0	0		
23							0			0	0	0		
24							0			0	0	0		
25							0			0	0	0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業　（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
3．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。
4．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
5．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
6．Ｋ欄には、各施設または事業所ごとにＪ欄の額を記入すること。
7．Ｌ欄には、Ｋ欄の額に３／５を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
8．Ｍ欄には、製品名等を記入すること。
9．Ｎ欄には購入日を記入する。
10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

障害児安全安心対策事業

（直接補助分）

「②登降園管理システム導入支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額（Ｅ－Ｆ）	対象経費の支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｋ×３／５）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1							0			0	0	0		
2							0			0	0	0		
3							0			0	0	0		
4							0			0	0	0		
5							0			0	0	0		
6							0			0	0	0		
7							0			0	0	0		
8							0			0	0	0		
9							0			0	0	0		
10							0			0	0	0		
11							0			0	0	0		
12							0			0	0	0		
13							0			0	0	0		
14							0			0	0	0		
15							0			0	0	0		
16							0			0	0	0		
17							0			0	0	0		
18							0			0	0	0		
19							0			0	0	0		
20							0			0	0	0		
21							0			0	0	0		
22							0			0	0	0		
23							0			0	0	0		
24							0			0	0	0		
25							0			0	0	0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、都道府県等が行う事業 （都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）についてのみを記入し、
　市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）については、記入の必要はないこと。

2．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。

3．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。

4．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

5．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。

6．Ｋ欄には、各施設または事業所ごとにＪ欄の額を記入すること。

7．Ｌ欄には、Ｋ欄の額に３／５を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

8．Ｍ欄には、製品名等を記入すること。

9．Ｎ欄には購入日を記入する。

10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表２－13③

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

障害児安全安心対策事業

（間接補助分）

都道府県・指定都市・中核市名

「①ＩＣＴを活用した子供の見守り支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額（E−F）	対象経費の支出額	算定基準による算定額	選定額	（J×４／５）	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（M×3／4）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1							0			0	0		0	0		
2							0			0	0		0	0		
3							0			0	0		0	0		
4							0			0	0		0	0		
5							0			0	0		0	0		
6							0			0	0		0	0		
7							0			0	0		0	0		
8							0			0	0		0	0		
9							0			0	0		0	0		
10							0			0	0		0	0		
11							0			0	0		0	0		
12							0			0	0		0	0		
13							0			0	0		0	0		
14							0			0	0		0	0		
15							0			0	0		0	0		
16							0			0	0		0	0		
17							0			0	0		0	0		
18							0			0	0		0	0		
19							0			0	0		0	0		
20							0			0	0		0	0		
21							0			0	0		0	0		
22							0			0	0		0	0		
23							0			0	0		0	0		
24							0			0	0		0	0		
25							0			0	0		0	0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）についてのみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。

２．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。

３．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。

４．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

５．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。

６．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に４／５を乗じて得た額を記入すること。

７．Ｍ欄には、各施設または事業所ごとにＫ欄とＬ欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

８．Ｎ欄には、Ｍ欄の額に３／４を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

９．Ｏ欄には、製品名等を記入すること。

10．Ｐ欄は購入日を記入する。

11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

障害児安全安心対策事業

（間接補助分）

「②登降園管理システム導入支援事業」

整理番号	公立・私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額（E−F）	対象経費の支出額	算定基準による算定額	選定額	（J×４／５）	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（M×3／4）	導入備品内容（主な購入物品）	購入日（年・月・日）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1							0			0	0		0	0		
2							0			0	0		0	0		
3							0			0	0		0	0		
4							0			0	0		0	0		
5							0			0	0		0	0		
6							0			0	0		0	0		
7							0			0	0		0	0		
8							0			0	0		0	0		
9							0			0	0		0	0		
10							0			0	0		0	0		
11							0			0	0		0	0		
12							0			0	0		0	0		
13							0			0	0		0	0		
14							0			0	0		0	0		
15							0			0	0		0	0		
16							0			0	0		0	0		
17							0			0	0		0	0		
18							0			0	0		0	0		
19							0			0	0		0	0		
20							0			0	0		0	0		
21							0			0	0		0	0		
22							0			0	0		0	0		
23							0			0	0		0	0		
24							0			0	0		0	0		
25							0			0	0		0	0		
	か所				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、市町村または社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村または社会福祉法人等への間接補助事業）についてのみを記入し、都道府県等が行う事業（都道府県、指定都市、中核市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。

2．Ａ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。

3．Ｇ欄には、各施設または事業所ごとにＥ欄からＦ欄を差し引いた額を記入すること。

4．Ｉ欄には、各施設または事業所ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

5．Ｊ欄には、各施設または事業所ごとにＧ欄、Ｈ欄及びＩ欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。

6．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に４／５を乗じて得た額を記入すること。

7．Ｍ欄には、各施設または事業所ごとにＫ欄とＬ欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

8．Ｎ欄には、Ｍ欄の額に３／４を乗じて得た額を記載すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

9．Ｏ欄には、製品名等を記入すること。

10．Ｐ欄は購入日を記入する。

11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表３－１①

令和　　年度　児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

１－１．児童虐待防止対策支援事業実施状況

（単位：円）

	基　準　額	実施の有無	実施児童相談所数等	実施児童相談所名	算定基準による算定額	対象経費の実支出額	事業概要
（１）児童虐待防止対策研修事業							
①児童福祉司任用前講習会等							
児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本項において「実施要綱」という。）第３の１の（２）の①のアに該当する事業	2,989,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
実施要綱第３の１の（２）の①のイに該当する事業	695,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
②児童福祉司任用後研修	2,989,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
③児童福祉司スーパーバイザー研修							
自主開催する場合	2,340,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
研修を委託する場合	195,000						委託先数　か所　研修参加者数　人
④要保護児童対策調整機関調整担当者研修	2,930,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
⑤児童相談所長研修							
自主開催する場合	2,340,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
研修を委託する場合	97,000						委託先数　か所　研修参加者数　人
⑥虐待対応関係機関専門性強化事業							
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（ア）に該当する事業	295,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
実施要綱第３の１の（２）の⑥のアの（イ）に該当する事業	295,000						参加回数　回　研修参加者数　人
実施要綱第３の１の（２）の⑥のイに該当する事業	279,040						実施方法
実施要綱第３の１の（２）の⑥のウに該当する事業	186,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業							
実施要綱第３の１の（２）の⑦のアに該当する事業	1,643,000						
一時保護施設職員向けの研修を実施する場合の加算	1,643,000						
裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合の加算	1,643,000						実施内容
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
実施要綱第３の１の（２）の⑦のイに該当する事業	196,000						参加回数　回　研修参加者数　人
⑧こども家庭センター専門性強化事業							
ア　組織構築・マネジメント研修	502,000						実施回数　回　研修参加者数　人
イ　統括支援員実務研修	502,000						実施回数　回　研修参加者数　人
ウ　相談支援強化研修	1,004,000						実施回数　回　研修参加者数　人
エ　研修参加促進費	196,000						
⑨医療機関従事者研修	1,810,000						
共同開催の場合	※１						実施回数　回　研修参加者数　人 共同開催する場合における、共同開催自治体名、基準額、実支出額※２ 自治体名：　基準額：　円　実支出額　円
⑩研修専任コーディネーターの配置	5,539,000						配置職員数　人
（２）医療的機能強化等事業							
①医療的機能強化事業	7,818,000						実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	748,000						実施方法
②児童相談所のトラウマケア連携体制整備	3,453,000						
③児童虐待防止医療ネットワーク事業	4,767,000						
事業期間が１年に満たない場合	※３						
（３）法的対応機能強化事業							配置弁護士数　人
①委託等によって実施する場合	15,610,000			（）			実施方法
常勤職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合	7,805,000			（）			実施方法
②非常勤職員を配置する場合	※４			（）			基準額の算出方法　（弁護士の配置数や勤務時間など）
常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合	※５			（）			基準額の算出方法　（弁護士の配置数や勤務時間など）
法的対応事務職員を配置する場合	3,597,000			（）			実施方法
（４）児童相談所体制整備事業							
①スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業	494,000						実施方法
②市町村との連携強化事業	3,941,000						実施方法
（東日本大震災被災地特別加算）	4,565,000						
③２４時間・３６５日体制強化事業							実施要綱第３の４の（３）③エに該当する者の配置人数
ア　時間外受付を22時まで実施した場合	12,322,000						（ア）に該当する者　人　（イ）に該当する者　人
イ　時間外受付を22時以降も実施した場合	15,403,000						（ウ）に該当する者　人　（エ）に該当する者　人
ウ　365日体制強化のみ実施する場合	2,397,000						（オ）に該当する者　人　（カ）に該当する者　人
エ　イ及びウを実施した場合	17,800,000						（キ）に該当する者　人
④司法審査等対応職員配置事業	2,307,000			（）			配置職員数　人
⑤医療連携支援コーディネーター事業	3,929,000						
⑥ＳＮＳ等相談事業	42,358,000						委託の有無　　委託先
同一機関においてＤＶ相談も併せて行う場合の加算	32,658,000						委託の有無（DV相談）　　委託先
⑦通訳機能強化事業	10,560,000						実施方法
（５）児童相談所設置促進事業							
設置準備対応職員を配置する場合	2,172,000						人
研修等代替職員を配置する場合	10,259,000						配置職員数　人
都道府県等代替職員を配置する場合	6,839,000						配置職員数　人
（６）一時保護専用施設改修費支援事業（１カ所当たり）	55,400,000						
（改修期間中に賃借料が発生する場合の加算）	10,000,000						

（７）市町村相談体制整備事業												
①市町村スーパーバイズ事業												
ア　中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合（児童相談所設置市である場合を除く。）	2,605,000										実施方法	
イ　アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000										実施方法	
②要保護児童対策地域協議会機能強化事業												
実施要綱第３の7の（２）の②アに該当する事業	108,000										実施方法	
実施要綱第３の7の（２）の②イに該当する事業	2,605,000										虐待対応強化支援員	人 心理担当職員 人
③相談支援体制強化事業												
ア　こども担当相談員の配置	2,715,000										委託	委託先
イ　専門人材の配置	2,982,000										委託	委託先 配置人数 人 保有資格
④ヤングケアラー支援事業	2,126,000										実施方法	
（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業												
①訪問支援												
ア　訪問費用	6,000											
イ　事務職員雇上費	8,440											
②申請手続等支援												
ア　訪問支援等に係る費用	6,000											
イ　事務職員雇上費	8,440											
③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費	564,000										委託の有無	委託先
（９）一時保護機能強化事業												
学習指導協力員（基本分）	2,354,000											
学習指導協力員（加算分）	1,802,000											
障害等援助協力員	2,354,000										配置職員数	人
トラブル対応協力員	2,354,000										配置職員数	人
専門的ケア対応協力員	2,354,000										配置職員数	人
一時保護委託付添協力員（基本分）	2,354,000										配置職員数	人 学校への通学支援実施の有無
一時保護委託付添協力員（加算分）	1,384,000											
夜間対応協力員	2,354,000										配置職員数	人
権利擁護推進員	2,354,000										配置職員数	人
その他	2,354,000										配置職員数	人 うち外国人対応協力員 人
（10）官・民連携強化事業												
①民間団体委託推進事業	3,095,000										実施方法	
②民間団体活動推進事業	1,091,000										実施方法	
③民間団体育成事業	1,253,000										実施方法	
（11）評価・検証委員会設置促進事業	827,000										実施方法	
民間評価者に第三者評価を依頼する場合の加算	827,000										委託先	
（12）未成年後見人支援事業												
①未成年後見人の報酬補助事業	20,000										被後見人数	人 後見人数 人
②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（上段は未成年後見人、下段は被後見人について）	5,210										被後見人数	人 後見人数 人
	8,420											
（13）児童の安全確認等のための体制強化事業												
①都道府県、指定都市、児童相談所設置市において実施した場合	27,695,000										安全確認対応職員	人 事務処理対応職員 人
警察ＯＢを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合	22,156,000										安全確認対応職員	人 事務処理対応職員 人
遠方の施設への入所措置等の祭の移送等に係る非常勤職員を雇う場合の加算	5,539,000										移送等対応職員	人
②中核市において実施した場合	16,617,000										安全確認対応職員	人 事務処理対応職員 人
（14）児童虐待防止等のための広報啓発等事業	14,645,000										実施方法	
（15）児童福祉司等専門職採用活動支援事業	3,811,000											
児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合（加算）	3,528,000											
（16）児童福祉司任用資格取得支援事業	130,000										受講者数	
（17）被害事実確認面接支援事業												
①ア　被害事実確認面接等の実施に係る委託費等	2,102,000										実施方法 ※該当するものに「○」を付けて下さい。	① 面接実施に係る準備や打ち合わせ 委託の有無 ② 専門の研修を受けた面接者の派遣 委託の有無 ③ 面接の記録・録音・録画 委託の有無 ④ こどもの心理的負担軽減のための支援 委託の有無 ⑤ 専門家による助言指導 委託の有無 ⑥ その他被害事実確認面接等を推進するための取組 委託の有無
①イ　心理的ケアに係る委託費等	438,880											
②研修受講費用	90,000											
③備品購入費用	1,000,000											
（19）こども若者シェルター・相談支援事業											事業者名	
（１）宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援	19,299,000										実施箇所数	箇所
（２）食事の提供その他日常生活に必要な費用	1,869										実施箇所数	箇所 （１箇所当たり）１日当たり人数 人 対象日数 日
（３）心理療法（カウンセリング）支援	7,005,101										実施箇所数	箇所
（４）日中に居場所の提供、就労支援・就学支援　※一か所当たり２人分まで	6,881,432										実施箇所数	箇所 （１箇所当たり）配置人数 人 支援内容
（５）弁護士連携支援	3,120,000										実施箇所数	箇所 委託の有無 委託先
（６）送迎支援	1,540										実施回数（年間総計）	回
（７）（３）～（６）をすべて実施（ただし（４）は２人配置の場合に限る。）	24,221,000										実施箇所数	箇所 ※（７）に該当する場合には、（３）～（６）の上記事業概要欄を記載すること。
（20）定着支援アドバイザー配置事業	2,194,400											
（21）児童相談所等業務効率化促進事業												
①児童相談所分	15,000,000											
②こども家庭センター分	30,000,000											
（22）虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援											取組概要 担当部署名 / 物資の配布対象者の属性 / 物資の配布場所・回数 / 物資の調達方法 / 若者への周知の方法 / 相談支援の対象者の属性 / 相談・支援の実施体制 / 物資の配布等を行った若者の人数（延べ） / 相談支援を行った若者の人数（延べ）	
①都道府県実施分	78,774,000										相談員配置数	常勤　人、非常勤　人 委託の有無 委託先
②指定都市実施分	47,445,000										相談員配置数	常勤　人、非常勤　人 委託の有無 委託先
（23）一時保護施設学習支援強化事業	1,000,000										導入したアプリの名称	アプリ導入に当たり原籍校・教育委員会との連携の有無
（24）一時保護委託先開拓等事業												
①一時保護委託先の開拓等（基本分）	6,175,000										開拓員配置数	人 補助員配置数 人
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199 件の自治体）	1,402,000										実施方法	
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249 件の自治体）	1,927,000											
加算分（管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250 件以上の自治体）	2,451,000											
②一時保護委託先への心理的支援	6,163,000										職員配置数	人
											実施方法	
合　計												

※１　共同開催した場合の当該自治体分のみの基準額を記入すること。
※２　共同開催した場合の自治体名等を記入すること。なお、当該欄に記入された基準額及び※１欄の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
※３　4,767,000円×事業実施月数／12で算出された額を基準額とすること。
※４　弁護士１人当たり１時間当たり10,000円で算出された額を基準額とすること。
※５　弁護士１人当たり１時間当たり5,000円で算出された額を基準額とすること。
（注）「（１）児童虐待防止対策研修事業」について、単独開催と共同開催を両方行う場合、単独開催の基準額と共同開催の基準額の合計が、当該事業の基準額に合致することに留意すること。
（注）「（３）法的対応機能強化事業」の「実施児童相談所数等」欄の左側には実施児童相談所数を、右欄には弁護士の人数及び事業者の数を合計した数を記入すること。（児童相談所ごとの合計）
（注）「（８）未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業」①アの「実施児童相談所数等」欄には家庭訪問回数を、①イ及び②イの「実施児童相談所数等」欄には雇上日数×雇上職員数（例：3日間×2名＝6日間）を、②アの「実施児童相談所数等」欄には支援回数を記入すること。
（注）「（９）学習指導協力員（基本分）」の「実施児童相談所数等」欄の左欄には実施児童相談所数を、右欄にある（　）には配置人数を記入すること。（児童相談所ごとの配置人数の合計）
（注）「（12）①未成年後見人の報酬補助事業」の「実施児童相談所数等」欄にある（　）には「未成年後見人数×延べ事業実施月数」を記入すること。（児童相談所ごとの延べ事業実施月数の合計）
（注）「（12）②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業」の「実施児童相談所数等」欄にある（　）には未成年後見人数及び被後見人数を記入すること。（児童相談所ごとの人数の合計）
（注）「（23）一時保護施設学習支援強化事業」の「実施児童相談所数等」欄には、実施一時保護施設数を、「実施児童相談所名」欄には、実施一時保護施設名を記入すること。
（注）「（23）一時保護施設学習支援強化事業」の「事業概要」欄には、学習アプリを導入した場合のみ記入すること。

別表３－１②

１－２．医療的機能強化等事業（児童虐待防止医療ネットワーク事業分）

事業の実施時期	令和　　年　　月から
拠点病院の名称	
児童虐待専門コーディネーターの職種	
事業区分	事業内容等
①相談・助言事業	※取り組み内容を具体的に記載し、相談件数等も記載
②教育研修事業	※実施月、実施回数、参加人数、対象者、研修内容等を記載
③拠点病院虐待対応整備事業	※院内虐待対策委員会の活動状況等記載
対象経費の実支出額	円

別表３－１③

１－３．児童相談所設置促進事業

児童相談所設置に向けて行った検討の具体的な内容（自由記載）

※児童相談所設置に向け、貴自治体において作成した計画、会議の開催要綱等、検討状況の参考となる資料を添付すること。

別表３－１④

１－４．一時保護機能強化事業（学習指導協力員）

①児童相談所名	
②学習指導協力員の配置人数	
③学習指導協力員の業務内容 ※原籍校や教育委員会との調整、連携等を実施している場合にはその内容についても記載	
④学習支援その他学習支援全般の調整を行うことができる体制の具体的な内容	

※児童相談所ごとに作成し、提出すること。
※④については、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」別表第４欄の７一時保護機能強化事業②のイに定める基準額を適用する場合に記載すること。

別表３－２

２．ひきこもり等児童福祉対策事業

（ア）ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

①　ふれあい心の友訪問援助事業

実施機関（都道府県等・民間団体）	ア　登録・研修						イ　訪問活動			ウ　事例検討会		対象経費の実支出額
	募集		審査		研修		訪問活動を行った延べメンタル・フレンド数	延べ訪問回数	延べ対象児童数	延べ開催回数	延べ参加人数	
	（回数）	（人数）	（回数）	（人数）	（回数）	（人数）						
合　計	回	人	回	人	回	人	人	回	人	回	人	円

②　保護者交流事業

実施機関（都道府県等・民間団体）	ⅰ　学習会			ⅱ　交流会		ⅲ　その他（引きこもり等のこどもをもつ保護者を支援するための事業）	対象経費の実支出額
	延べ開催回数	延べ参加人数		延べ開催回数	延べ参加人数		
		保護者	有識者				
合　計	回	人	人	回	人		円

（イ）ひきこもり等児童宿泊等指導事業

実施施設（児童相談所・児童福祉施設等）	実施方法（宿泊・通所）	延べ実施日数	延べ対象児童数	職員配置数		対象経費の実支出額
				（常勤）	（非常勤）	
合　計		日	人	人	人	円

（注）

１．実施回ごとにそれぞれ記入すること。

２．「実施施設」欄には、施設種別（児童相談所、児童養護施設、児童心理治療施設等）を記入すること。

（ウ）ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

会議名称	会議構成									延べ開催回数	対象経費の実支出額
	児童相談所	家庭児童相談室	児童委員	児童福祉施設	教育委員会	学校	保健所	医療機関	その他		

（注）

１．「構成」欄には、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を構成する関係機関について、当てはまるものに「○」を記入すること。（複数選択可）
　また、「その他」を選択する場合は、具体的な機関名称を記入すること。

別表３－３

３．児童家庭支援センター運営等事業

（ア）児童家庭支援センター設置運営事業

児童家庭支援センターの名称	運営主体（法人名等）	施設に附置されている場合、施設の名称（施設の種別）	事業開始時期	心理療法担当職員配置実績				事業実績														対象経費の実支出額					（参考）翌年度申請時件数区分
				常勤		非常勤		地域・家庭からの相談に応ずる事業 延べ人数							市町村の求めに応ずる事業		里親等への支援		関係機関等との連携・調整		合計	連携・調整を行った関係機関等	訪問相談支援担当職員による訪問相談件数		人件費	事務費	小計	初度調弁費	計	
				実人数	延べ月数	実人数	延べ月数	実人数	電話相談	来所相談	訪問相談	心理療法	メール・手紙相談	その他の相談	市町村数	延べ回数	実人数	延べ人数	機関数	延べ回数			実件数	延べ件数						
																								A	B	C＝A＋B	D	E＝C＋D	
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
																				件						円		円	件
合　計				人	カ月	人	カ月	人	人	人	人	人	人	人	市町村	回	人	人	機関	回	件		件	件	円	円	円	円	円	件

（注）
１．「心理療法担当職員配置実績」欄には、常勤又は非常勤の配置状況（実人数）及び配置期間（延べ月数）を記入すること。
２．「事業実績」欄のうち、「地域・家庭からの相談に応ずる事業」及び「里親等への支援」欄には、年間相談延べ人数、年間相談実人数を記入すること。
　なお、「里親等への支援」欄は、「地域・家庭からの相談に応ずる事業」以外の支援・事業等の実績を記入すること。（里親等に対する相談対応は、種別に応じて、「電話相談」欄や「来所相談」欄等に記入すること。）
３．「事業実績」欄のうち、「市町村の求めに応ずる事業」及び「関係機関等との連携・調整」欄には、年間相談延べ回数、年間相談実機関数又は市町村数を記入すること。
４．「連携・調整を行った関係機関等」欄には、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、
　精神保健福祉センター、教育委員会、学校等、具体的な機関の種類や機関名を記入すること。

（イ）児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業

自立援助ホームの名称	運営主体（法人名等）	支援対象入居児童等数	対象経費の実支出額
合　計		人	円

＜支援対象入居児童等の内訳＞

自立援助ホームの名称	

児童等名	入居時年齢	入居年月日	退居年月日	退居理由

（注）
１．支援対象入居児童等の内訳については、事業者ごとに記入すること。
２．「児童等名」欄には、児童Ａ、児童Ｂ、、、というように記入すること。
３．「退居年月日」欄には、支援中の場合、「支援中」と記入すること。
４．「退居理由」欄には、「就職先が決まったため」等、具体的な内容を記入すること。

（ウ）指導促進事業

指導機関の名称	機関種別	事業実績																				対象経費の実支出額
		（選択してください。）					（選択してください。）					（選択してください。）					合計				
		要請件数	要請月数	指導状況			要請件数	要請月数	指導状況			要請件数	要請月数	指導状況			要請件数	要請月数	指導状況			
				訪問	通所	その他			訪問	通所	その他			訪問	通所	その他			訪問	通所	その他	
																	件	カ月	回	回	回	
																	件	カ月	回	回	回	
																	件	カ月	回	回	回	
																	件	カ月	回	回	回	
																	件	カ月	回	回	回	
合　計		件	カ月	回	回	回	件	カ月	回	回	回	件	カ月	回	回	回	件	カ月	回	回	回	円

（注）
１．「機関種別」欄には、児童家庭支援センター又はその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有する機関のいずれかを選択すること。
２．「事業実績」欄には、相談の種類を選択すること。※相談の種類については、こどもの福祉と保健に関する状況報告の報告表５における分類に基づくものとする。
　また、相談の種類が３つ以上ある場合、適宜、列を追加すること。

別表３－４

４　基幹的職員研修事業

実施機関 （都道府県等・民間団体）	延べ実施回数	延べ受講人数					対象経費の 実支出額
		児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	児童心理 治療施設	母子生活 支援施設	
合　　計	回	人	人	人	人	人	円

別表３－５

５－１　児童養護施設等の環境改善事業

（１）入所児童等の生活環境改善事業

ア．都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	施設種別	事業区分	主な事業内容	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）	加速化プラン採択の有無
例	○○園	○○市	児童養護施設	②	老朽化した児童用ベッドの購入等	○○円	○○円	○
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
計	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備分							
	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備分							

※事業区分は、「実施要綱第３の１（１）①に該当する事業」の場合は①、「実施要綱第３の１（１）②に該当する事業」の場合は②を記入すること。

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

イ．市町村（間接補助分）

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	施設種別	主な事業内容	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）
例	○○園	○○市	母子生活支援施設	フローリングの張替	○○円	○○円
1						
2						
3						
4						
5						
計						

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

（２）ファミリーホーム等開設支援事業

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	施設等種別	賃借料加算の有無	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）	加速化プラン採択の有無
例	○○ホーム	○○市	ファミリーホーム	○	○○円	○○円	○
1							
2							
3							
4							
5							
計	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備分						
	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備分						

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

（３）児童家庭支援センター開設支援事業

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）
例	○○児童家庭支援センター	○○市	○○円	○○円
1				
2				
3				
4				
5				
計			円	円

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

（４）耐震物件への移転支援事業

	実施施設名	施設所在地（市町村名）	施設等種別	対象経費の実支出額（円）	算定基準による算定額（円）	加速化プラン採択の有無
例	○○園	○○市	児童養護施設	○○円	○○円	○
1						
2						
3						
4						
5						
計	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けていない整備分					
	「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている整備分					

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

５－２　地域子育て支援拠点の環境改善事業（直接補助分）

	実施施設名	施設所在地 （市町村名）	実施類型	対象経費の 実支出額（円）	算定基準による 算定額（円）
1			一般型　・　連携型		
2			一般型　・　連携型		
3			一般型　・　連携型		
4			一般型　・　連携型		
5			一般型　・　連携型		
計					

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

※「実施類型」欄について、一般型又は連携型いずれかを記載すること。

５－３　児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業

	実施施設名	施設所在地 （市町村名）	実施箇所 （児童相談所/一時保護施設）	主な事業内容	対象経費の 実支出額（円）	算定基準による 算定額（円）
1						
2						
3						
4						
5						
計						

※本事業実施施設が多数により、行が足りない場合には行を挿入の上、記入すること。

別表３－６

６　児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

１ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

①短期研修（送り出し施設）

区分	延べ受講人数													対象経費の実支出額
	児童養護施設	乳児院	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	ファミリーホーム	児童自立生活援助事業所Ⅰ型	児童自立生活援助事業所Ⅱ型	児童家庭支援センター	里親支援センター	社会的養護自立支援拠点事業所	妊産婦等生活援助事業所	合計	
宿泊あり													人	
宿泊なし													人	
合　　計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

②長期研修

研修調整機関（都道府県等・民間団体）	区分	延べ受講人数														対象経費の実支出額
		児童養護施設	乳児院	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	ファミリーホーム	児童自立生活援助事業所Ⅰ型	児童自立生活援助事業所Ⅱ型	児童家庭支援センター	里親支援センター	社会的養護自立支援拠点事業所	妊産婦等生活援助事業所	その他	合計	
	送り出し施設														人	
	受入施設														人	
合　　計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

③高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修

区分	延べ実施回数	延べ受講人数													対象経費の実支出額
		児童養護施設	乳児院	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	ファミリーホーム	児童自立生活援助事業所Ⅰ型	児童自立生活援助事業所Ⅱ型	児童家庭支援センター	里親支援センター	社会的養護自立支援拠点事業所	妊産婦等生活援助事業所	合計	
宿泊あり														人	
宿泊なし														人	
合　　計	回	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

２ 児童養護施設等の職員人材確保事業

①実習生に対する指導

実習受入施設名	施設種別	延べ実施回数	延べ受入日数	延べ受入人数	延べ代替職員数	対象経費の実支出額
合　　計		回	日	人	人	円

②実習生の就職促進

実習受入施設名	施設種別	延べ採用人数	うち就職人数	対象経費の実支出額
合　　計		人	人	円

（注）

１．「延べ採用人数」欄には、実習を受けた学生を非常勤職員として採用した人数を記入すること。

２．「うち就職人数」欄には、非常勤職員として採用した実習生のうち、当該施設へ常勤職員として就職した人数を記入すること。

3 児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業

実施施設名	施設種別	対象経費の実支出額
合　　計		円

4 児童養護施設等への就職促進支援事業

実施施設名	施設種別	就職相談会		施設見学会		対象経費の実支出額
		延べ開催回数	延べ参加人数	延べ開催回数	延べ参加人数	
合　　計		回	人	回	人	円

5 施設等職員交流支援事業

実施機関（都道府県等・民間団体）	延べ実施回数	延べ参加人数													対象経費の実支出額
		児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	母子生活支援施設	ファミリーホーム	児童自立生活援助事業所Ⅰ型	児童自立生活援助事業所Ⅱ型	児童家庭支援センター	里親支援センター	社会的養護自立支援拠点事業所	妊産婦等生活援助事業所	合計	
														人	
														人	
														人	
														人	
														人	
合　　計	回	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

別表３－７

７　休日夜間緊急支援事業

委託の有無	実施機関名

受入場所 （社会的養護自立支援拠点事業所、民間賃貸住宅等）	受入人数（実人数）	受入人数（延べ人数）	受入日数（延べ日数）
	人	人	日
	人	人	日

休日夜間緊急支援員の資格（10月１日時点）			
社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	児童福祉事業 又は社会福祉事業に通算５年以上従事した者 ③	都道府県知事等が①から③に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ④
人	人	人	人

別表３－８

８　社会的養護自立支援実態把握事業

委託の有無	実施機関名

①社会的養護自立支援協議会について

構成員	構成員の所属先（記述）	実施回数
名		回

②調査対象（複数選択可）

小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者	母子生活支援施設における保護を受けていた者	児童自立生活援助の実施を解除された者	児童福祉法第33条第１項又は第２項の規定により、一時保護が行われていた者	児童福祉法第26条第１項第２号又は第27条第１項第２号に規定される指導が行われていた者	虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、都道府県等が必要と認める者
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

別表３－９

９　身元保証人確保対策事業

（１）都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

保証種別	保険対象者数 A	基準単価 B	基準額 A×B	対象経費の実支出額	加入期間（延べ月数）
就職時の身元保証	人	10,560円	円	円	か月
賃貸住宅等賃借時の連帯保証	人	19,152円	円	円	か月
大学等入学時の身元保証	人	10,560円	円	円	か月
入院時の身元保証	人	2,400円	円	円	か月
合　　計	人		円	円	

（２）市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）

保証種別	保険対象者数 C	基準単価 D	基準額 C×D	対象経費の実支出額	加入期間（延べ月数）
就職時の身元保証	人	10,560円	円	円	か月
賃貸住宅等賃借時の連帯保証	人	19,152円	円	円	か月
大学等入学時の身元保証	人	10,560円	円	円	か月
入院時の身元保証	人	2,400円	円	円	か月
合　　計	人		円	円	

別表３－１０

１０　里親養育包括支援（フォスタリング）事業

事業の実施機関 （児童相談所・委託先）	統括責任者 （配置の有無）	市町村 連携加算 （配置の有無）	①里親制度等普及促進・里親リクルート事業 （実施の有無）	②里親等研修・トレーニング事業 （実施の有無）	③里親等委託推進事業 （実施の有無）	④里親訪問等支援事業 （実施の有無）	⑤里親等委託児童自立支援事業 （実施の有無）	⑥障害児里親等支援体制強化事業 （実施の有無）	⑦里親支援センター体制強化事業 （実施の有無）	⑧養子縁組包括支援事業 （実施の有無）	対象経費の実支出額 （実施機関別） （計）
											円
											円
											円
											円
											円
対象経費の実支出額 （事業別） （計）	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	

①里親制度等普及促進・里親リクルート事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

事業の実施機関	新規里親等登録件数			里親リクルーターの資格（10月１日時点）				
	15件以上 25件未満	25件以上 35件未満	35件以上	社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ③	児童養護施設等においてこどもの養育に５年以上従事した者 ④	都道府県知事等が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ⑤
				人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人

②里親等研修・トレーニング事業

基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施状況

	実施月	実施回数	受講延人数	委託実施する場合の委託先
養育里親研修		回	人	
専門里親研修		回	人	
養子縁組里親研修		回	人	
（計）		回	人	

フォスタリング業務職員研修参加促進事業の実施状況

研修受講者数	人

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

事業の実施機関	里親トレーナーの資格（10月１日時点）					
	社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ③	児童養護施設等においてこどもの養育に５年以上従事した者 ④	都道府県知事等が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ⑤	取組内容
	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	

③里親等委託推進事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

①

事業の実施機関	新規里親等委託件数			里親等委託調整員の資格（10月１日時点）									
	15件以上30件未満	30件以上45件未満	45件以上	社会福祉士 ①		精神保健福祉士 ②		法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ③		児童養護施設等においてこどもの養育に５年以上従事した者 ④		都道府県知事等が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ⑤	
				常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

②

事業の実施機関	マッチングの実施状況											
	対象里親数（単位：世帯）			対象となるこどもの数（単位：人）			委託が成立したこどもの数（単位：人）			委託成立件数（単位：件）		
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養育里親	専門里親	養子縁組里親

④里親訪問等支援事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

実施主体名称	（児童相談所名又は委託先名称を記入）

里親等委託児童数	20人以上40人未満	40人以上60人未満	60人以上80人未満	80人以上

（ア）職員の資格

		社会福祉士 ①	精神保健福祉士 ②	法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ③	里親等としてこどもの養育に５年以上従事し、里親制度等への理解等を有する者 ④	都道府県知事等が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ⑤
里親等相談支援員	常勤	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人

		学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 ①	都道府県知事等が①に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ②
心理訪問支援員	常勤	人	人
	非常勤	人	人

※資格はいずれも10月１日時点の職員について記入すること。

（イ）里親等及び養親への訪問支援

	養育里親	専門里親	養子縁組里親	養親希望者	養親
訪問延回数	回	回	回	回	回
訪問世帯数	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
対象となったこども数	人	人	人	人	人

（ウ）里親等及び養親並びに里親等希望者による相互交流

実施回数	実施場所	参加延人数	児童福祉関係者等の参加状況
回		人	

※「児童福祉関係者等の参加状況」欄は、児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などが相互交流に参加した場合に記入すること。

（エ）面会交流支援事業

実施回数	対象実家庭数
回	家庭

（オ）土日夜間相談対応状況等

相談の方法	相談対応件数			相談の内容（再掲）	
	平日夜間	土曜、日曜 祝日の日中	土曜、日曜 祝日の夜間	委託されたこどもの養育と仕事との両立に関するもの	その他
電話相談	件	件	件	件	件
来所相談	件	件	件	件	件
メールや手紙による相談	件	件	件	件	件

⑤里親等委託児童自立支援事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

	自立支援担当支援員配置数	アフターケア対象者数	支援回数
常勤			
非常勤			

※支援回数は、①職場や自宅等の訪問、②対象者の事業所等への訪問、③電話やメール等のいずれかの支援を１回実施する毎に「１」とカウントしてください。
（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱第４の５（５）②と同様）

⑥障害児里親等支援体制強化事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

実施主体名称	（児童相談所名又は委託先名称を記入）

各項目名	目的、事業内容	実施方法	効果等
障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握			
障害児の養育を行う里親等への訪問支援			
障害児入所施設等との連絡調整及び障害児入所施設等職員との連携による支援			
その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援			

⑦里親支援センター体制強化事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

事業の実施機関	新規里親等登録件数			里親リクルーター補助員
	15件以上 25件未満	25件以上 35件未満	35件以上	
				人
				人
				人
				人
				人

事業の実施機関	新規里親等登録件数			里親リクルーター補助員
	15件以上 25件未満	25件以上 35件未満	35件以上	
				人
				人
				人
				人
				人

⑧養子縁組包括支援事業

（※実施か所毎に、以下の実績を記入すること。）

実施主体名称	（児童相談所名又は委託先名称を記入）

（１）養子縁組制度普及促進事業

養親リクルーターの資格（10月１日時点）		
法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ①	児童養護施設等においてこどもの養育に５年以上従事した者 ②	都道府県知事等が①及び②に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ③
人	人	人

（２）養親訪問等支援事業

里親等委託児童数	20人以上40人未満	40人以上60人未満	60人以上80人未満	80人以上

（ア）職員の資格

		法第13条第３項各号のいずれかに該当する者 ①	里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ②	里親等への支援の実施に関して、都道府県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 ③
養親等相談支援員（補助員）	常勤	人	人	人
	非常勤	人	人	人

		学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 ①	都道府県知事等が①に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 ②
心理訪問支援員	常勤	人	人
	非常勤	人	人

※資格はいずれも10月１日時点の職員について記入すること。

（イ）養親への訪問支援

	養親
訪問延回数	回
訪問世帯数	世帯
対象となったこども数	人

（ウ）養親及び養親希望者による相互交流

実施回数	実施場所	参加延人数	児童福祉関係者等の参加状況
回		人	

※「児童福祉関係者等の参加状況」欄は、児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などが相互交流に参加した場合に記入すること。

（エ）土日夜間相談対応状況等

相談の方法	相談対応件数			相談の内容（再掲）	
	平日夜間	土曜、日曜祝日の日中	土曜、日曜祝日の夜間	委託されたこどもの養育と仕事との両立に関するもの	その他
電話相談	件	件	件	件	件
来所相談	件	件	件	件	件
メールや手紙による相談	件	件	件	件	件

（３）障害児里親等支援体制強化事業

各項目名	目的、事業内容	実施方法	効果等
障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握			
障害児の養育を行う里親等への訪問支援			
障害児入所施設等との連絡調整及び障害児入所施設等職員との連携による支援			
その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援			

別表３－１１

１１　里親への委託前養育等支援事業

対象経費の実支出額合計（円）

円

（ア）生活費等支援

区　　分	対象児童数	延べ日数	対象経費の実支出額
養育里親			
専門里親			
養子縁組里親			
親族里親			
合　　計	人	日	円

（イ）研修受講支援

①県内で行われる場合

区　　分	対象里親数	延べ件数	延べ日数	対象経費の実支出額
養育里親研修				
専門里親研修				
養子縁組里親研修				
養育里親更新研修（専門里親に係るものを含む。）				
養子縁組里親更新研修				
都道府県等が里親等の養育の質の向上を図るものとして適当と認める研修				
合　　計	人	件	日	円

②県外で行われる場合

区　　分	対象里親数	延べ件数	延べ日数	対象経費の実支出額
養育里親研修				
専門里親研修				
養子縁組里親研修				
養育里親更新研修（専門里親に係るものを含む。）				
養子縁組里親更新研修				
都道府県等が里親等の養育の質の向上を図るものとして適当と認める研修				
合　　計	人	件	日	円

別表３－１２

１２　乳児院等多機能化推進事業

（１）育児指導機能強化事業

①都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

ア　実施施設数

施設種別	実施施設数
乳児院	か所
児童養護施設	か所
児童自立支援施設	か所
児童心理治療施設	か所
母子生活支援施設	か所
合計	か所

イ　育児指導担当職員

施設種別	配置数	勤務形態									育児指導担当職員の資格						対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（ア）	実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（イ）	実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（ウ）	実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（エ）	実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（オ）	合計	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計							
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　「実施要綱」とは、平成30年３月28日子発0328第７号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」をいう。
※３　配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

②市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）

ア　実施施設数

施設種別	実施施設数
母子生活支援施設	か所

イ　育児担当職員

施設種別	配置数	勤務形態									育児指導担当職員の資格						対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（ア）	実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（イ）	実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（ウ）	実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（エ）	実施要綱（※２）第４の１の（３）の②の（オ）	合計	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計							
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　「実施要綱」とは、平成30年３月28日子発0328第７号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」をいう。
※３　配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

（２）－１　医療機関等連携強化事業（医療機関等連絡調整員を配置し、実施要綱の２（３）の③の業務のみを実施する場合）

※　「実施要綱」とは、平成30年３月28日子発0328第７号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」をいう。

①都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市分

ア　実施施設数

施設種別	実施施設数
乳児院	か所
児童養護施設	か所
児童自立支援施設	か所
児童心理治療施設	か所
母子生活支援施設	か所
合計	か所

イ　医療機関等連絡調整員

施設種別	配置数	勤務形態									対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計	
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

ウ　医療的ケアが必要な児童等の人数

施設種別	人数	対象経費の実支出額
乳児院	人	
児童養護施設	人	
児童自立支援施設	人	
児童心理治療施設	人	
母子生活支援施設	人	
合計	人	円

※　医療機関等連絡調整員を配置した月の実人数を記載すること。

②市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）

ア　実施施設数

施設種別	実施施設数
母子生活支援施設	か所

イ　医療機関等連絡調整員

施設種別	配置数	勤務形態									医療機関等連絡調整員の資格					対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			保健師	看護師	准看護師	左記以外	合計	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計						
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

ウ　医療的ケアが必要な児童等の人数

施設種別	人数
母子生活支援施設	人

※　医療機関等連絡調整員を配置した月の実人数を記載すること。

（２）－２　医療機関等連携強化事業（看護職員を配置し、実施要綱の２（３）③及び④の業務を実施する場合）
※　「実施要綱」とは、平成30年３月28日子発0328第７号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」をいう。

①都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市分

ア　実施施設数

施設種別	実施施設数
乳児院	か所
児童養護施設	か所
児童自立支援施設	か所
児童心理治療施設	か所
母子生活支援施設	か所
合計	か所

イ　医療機関等連絡調整員

施設種別	配置数	勤務形態									医療機関等連絡調整員の資格				対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			保健師	看護師	准看護師	合計	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計					
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

ウ　医療的ケアが必要な児童等の人数

施設種別	人数
乳児院	人
児童養護施設	人
児童自立支援施設	人
児童心理治療施設	人
母子生活支援施設	人
合計	人

※　医療機関等連絡調整員を配置した月の実人数を記載すること。

エ　医療的ケアが必要な児童が在籍する施設数

施設種別	医療的ケアが必要な児童等が１人以上５人以下	医療的ケアが必要な児童等が６人以上９人以下	医療的ケアが必要な児童等が10人以上
乳児院	か所	か所	か所
児童養護施設	か所	か所	か所
児童自立支援施設	か所	か所	か所
児童心理治療施設	か所	か所	か所
母子生活支援施設	か所	か所	か所
合計	か所	か所	か所

※　合計はアの実施施設数と一致すること。

②市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）

ア　実施施設数

施設種別	実施施設数
母子生活支援施設	か所

イ　医療機関等連絡調整員

施設種別	配置数	勤務形態									医療機関等連絡調整員の資格				対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			保健師	看護師	准看護師	合計	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計					
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

ウ　医療的ケアが必要な児童等の人数

施設種別	人数
母子生活支援施設	人

※　医療機関等連絡調整員を配置した月の実人数を記載すること。

エ　医療的ケアが必要な児童が在籍する施設数

施設種別	医療的ケアが必要な児童等が１人以上５人以下	医療的ケアが必要な児童等が６人以上９人以下	医療的ケアが必要な児童等が10人以上
母子生活支援施設	か所	か所	か所

※　合計はアの実施施設数と一致すること。

（３）障害児等受入体制等強化事業

①都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市分

ア　実施施設数

施設種別	実施施設数
乳児院	か所
児童養護施設	か所
児童自立支援施設	か所
児童心理治療施設	か所
母子生活支援施設	か所
合計	か所

イ　障害児等受入体制等強化担当職員

施設種別	配置数	勤務形態									障害児等受入体制等強化担当職員の資格					
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			保育士	児童生活支援員	児童指導員	児童自立支援専門員	左記以外	合計
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計						
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

ウ　障害等を有し、入所前の連絡調整等が必要な児童等の人数

施設種別	人数
乳児院	人
児童養護施設	人
児童自立支援施設	人
児童心理治療施設	人
母子生活支援施設	人
合計	人

※　障害児等受入体制等強化担当職員を配置した月の実人数を記載すること

エ　障害等を有し、入所前の連絡調整等が必要な児童が在籍する施設数

施設種別	障害を有する児童等が１人以上５人以下	障害を有する児童等が６人以上９人以下	障害を有する児童等が10人以上
乳児院	か所	か所	か所
児童養護施設	か所	か所	か所
児童自立支援施設	か所	か所	か所
児童心理治療施設	か所	か所	か所
母子生活支援施設	か所	か所	か所
合計	か所	か所	か所

※　合計はアの実施施設数と一致すること。

対象経費の実支出額
円

②市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）

ア　実施施設数

施設種別	実施施設数
母子生活支援施設	か所

イ　障害児等受入体制等強化担当職員

施設種別	配置数	勤務形態									障害児等受入体制等強化担当職員の資格					
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			保育士	児童生活支援員	児童指導員	児童自立支援専門員	左記以外	合計
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計						
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置数、勤務形態の合計及び資格の合計の人数は一致すること。

ウ　障害等を有し、入所前の連絡調整等が必要な児童等の人数

施設種別	人数
母子生活支援施設	人

※　障害児等受入体制等強化担当職員を配置した月の実人数を記載すること

エ　障害等を有し、入所前の連絡調整等が必要な児童が在籍する施設数

施設種別	障害を有する児童等が１人以上５人以下	障害を有する児童等が６人以上９人以下	障害を有する児童等が10人以上
母子生活支援施設	か所	か所	か所

※　合計はアの実施施設数と一致すること。

対象経費の実支出額

全支出額
円

別表３－１３

１３　児童養護施設等体制強化事業

①都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

（１）児童指導員となる人材の確保

施設種別	実施施設数
児童養護施設	か所
乳児院	か所
児童心理治療施設	か所
児童自立支援施設	か所
母子生活支援施設	か所
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	か所
児童自立生活援助事業所Ⅱ型	か所
合　　計	か所

施設種別	配置数	勤務形態									対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計	
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立生活援助事業所Ⅱ型	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
合　　計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置と勤務形態の合計の人数は一致すること。

（２）夜間業務等の業務負担軽減

施設種別	実施施設数
児童養護施設	か所
乳児院	か所
児童心理治療施設	か所
児童自立支援施設	か所
母子生活支援施設	か所
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	か所
児童自立生活援助事業所Ⅱ型	か所
児童自立生活援助事業所Ⅲ型	か所
ファミリーホーム	か所
妊産婦等生活援助事業所	か所
合　　計	か所

施設種別	配置数	勤務形態									対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計	
児童養護施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
乳児院	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童心理治療施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立生活援助事業所Ⅱ型	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
児童自立生活援助事業所Ⅲ型	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
ファミリーホーム	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
妊産婦等生活援助事業所	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
合　　計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置と勤務形態の合計の人数は一致すること。

（3）スーパーバイザーによる支援

施設種別	実施施設数
児童養護施設	か所
乳児院	か所
児童心理治療施設	か所
児童自立支援施設	か所
母子生活支援施設	か所
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	か所
児童自立生活援助事業所Ⅱ型	か所
児童自立生活援助事業所Ⅲ型	か所
ファミリーホーム	か所
合　　計	か所

施設種別	配置数	取組内容	対象経費の実支出額
児童養護施設	人		
乳児院	人		
児童心理治療施設	人		
児童自立支援施設	人		
母子生活支援施設	人		
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	人		
児童自立生活援助事業所Ⅱ型	人		
児童自立生活援助事業所Ⅲ型	人		
ファミリーホーム	人		
合　　計	人		円

（4）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化

施設種別	実施施設数
社会的養護自立支援拠点事業所	か所

施設種別	配置数	対象経費の実支出額
社会的養護自立支援拠点事業所	人	円

（5）自立支援の環境整備

①就労等定着支援員の配置

施設種別	実施施設数
妊産婦等生活援助事業所	か所
社会的養護自立支援拠点事業所	か所
合　　計	か所

施設種別	利用者数	対象経費の実支出額
妊産婦等生活援助事業所	人	円
社会的養護自立支援拠点事業所	人	円
合　　計	人	円

②支援対象者の自立に向けた環境整備

施設種別	実施施設数
妊産婦等生活援助事業所	か所
社会的養護自立支援拠点事業所	か所
合　　計	か所

施設種別	取組内容	対象経費の実支出額
妊産婦等生活援助事業所		円
社会的養護自立支援拠点事業所		円
合　　計		円

②市及び福祉事務所設置町村分（間接補助分）

（１）児童指導員となる人材の確保

施設種別	実施施設数
母子生活支援施設	か所

施設種別	配置数	勤務形態									対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計	
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置数と勤務形態の合計の人数は一致すること。

（２）夜間業務等の業務負担軽減

施設種別	実施施設数
母子生活支援施設	か所
妊産婦等生活援助事業所	か所

施設種別	配置数	勤務形態									対象経費の実支出額
		常勤		常勤的非常勤（※１）		非常勤		合計			
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	合計	
母子生活支援施設	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
妊産婦等生活援助事業所	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

※１　「常勤的非常勤」とは、常勤以外の職員であって１日６時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。
※２　配置と勤務形態の合計の人数は一致すること。

（３）スーパーバイザーによる支援

施設種別	実施施設数
母子生活支援施設	か所

施設種別	配置数	取組内容	対象経費の実支出額
母子生活支援施設	人		

（４）自立支援の環境整備

①就労等定着支援員の配置

施設種別	実施施設数
妊産婦等生活援助事業所	か所

施設種別	利用者数	対象経費の実支出額
妊産婦等生活援助事業所	人	円

②支援対象者の自立に向けた環境整備

施設種別	実施施設数
妊産婦等生活援助事業所	か所

施設種別	取組内容	対象経費の実支出額
妊産婦等生活援助事業所		円

別表３－１４

１４　養子縁組民間あっせん機関助成事業

（１）養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

対象経費の実支出額合計（円）

円

①養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業

養子縁組民間あっせん機関等 の名称	区分	研修受講人数	対象経費の 実支出額
合　　計		人	円

②第三者評価受審促進事業

養子縁組民間あっせん機関 の名称	対象経費の 実支出額
合　　計	円

（２）養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

養子縁組民間あっせん機関 の名称	実施有無						対象経費の実支出額						
	養親希望者等 支援事業	特定妊婦等 への支援	障害児等の 支援	心理療法担当 職員の配置による相談支援	高年齢児等 への支援体制構築事業	資質向上事業	養親希望者等 支援事業	特定妊婦等 への支援	障害児等の 支援	心理療法担当 職員の配置による相談支援	高年齢児等 への支援体制構築事業	資質向上事業	合計
													円
													円
													円
													円
													円
合　　計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円

（３）こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業

養子縁組民間あっせん機関 の名称	実施有無	対象経費の実支出額	合計
	こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業	こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業	
			円
			円
			円
			円
			円
合　　計	か所	円	円

（４）養親希望者手数料負担軽減事業

養子縁組民間あっせん機関 の名称	対象世帯数	対象経費の 実支出額
合　　計	人	円

別表３－１５

１５　児童養護施設等民有地マッチング事業

（１）民有地マッチング支援

土地所有者		児童養護施設等整備法人等		マッチング数	整備決定数	対象経費の実支出額
応募数	選定数	応募数	選定数			
か所	か所	か所	か所	か所	か所	円

（２）整備候補地等の確保支援

取組内容（※）	対象経費の実支出額
	円

※　「取組内容」欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

（３）地域連携コーディネーターの配置支援

配置場所（※１）	配置主体（※２）	コーディネーター配置人数	事業内容（※３）					対象経費の実支出額
			地域住民との調整	３歳児の保育所等への接続支援	地域活動への参加	保護者等への相談援助	その他	
		人						円

※１　「配置場所」欄は、コーディネーターを配置した場所（都道府県、母子生活支援施設　等）を記載すること。

※２　「配置主体」欄は、コーディネーターを雇用した主体を記載すること。

※３　「事業内容」欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記入すること。（複数選択可）
また、「その他」を選択する場合は、具体的な内容を記載すること。

別表３－１６

１６　乳児院地域支援強化事業

乳児院の名称	支援した対象家庭等数				対象経費の実支出額
	要支援家庭等数		要保護児童家庭数		
	実世帯数	延べ世帯数	実世帯数	延べ世帯数	
合　　計	世帯	世帯	世帯	世帯	円

別表３－１７

１７　家庭養育推進ネットワーク構築事業

対象経費の実支出額合計（円）

円

（１）設定した取組テーマ等

テーマ等	

※複数設定の場合は、箇条書きにて記載

（２）構成員について

☐ 児童相談所　☐ 里親支援センター　☐ 民間フォスタリング機関　☐ 児童養護施設　☐ 乳児院　☐ 児童家庭支援センター　☐ 里親会　☐ こども家庭センター
☐ 家庭支援事業を担うNPO法人等の関係機関　☐ 保育所　☐ 教育委員会　☐ 医療機関　☐ 都道府県等本庁主管課　☐ その他（　　）

（３）会議の開催状況

日時	参加者 （所属・人数）	当事者の 参加有無	取組内容	対象経費の 実支出額（円）
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		
		（選択） （その他の当事者）		

※１　「取組内容」欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。
※２　欄が不足する場合は追加してください。

別表３－１８

令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

１８　ヤングケアラー支援体制強化事業

0

（１）ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

①　実態調査・把握

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	調査対象者 D	調査方法 （記名の有無） E	スタートアップ 加算の活用内容 F	共同実施 の有無 G

１．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
２．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること
３．Ｅ欄には、該当する調査方法をプルダウンより選択し、入力すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記載すること（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

イ　申請内容

総事業費 H	寄付金その他 の収入額 I	差 引 額 （Ｈ－Ｉ） J	対象経費の 実支出額 K	算定基準に よる算定額 合計 L	算定基準に よる算定額 M	実態調査 スタートアップ加算 基準額 N
円	円	円	円	円	円	円
	0			0		

共同実施先の 自治体名 O	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） P	基準額 （共同実施自治体分） Q
	円	円

１．Ｍ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
２．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
３．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
４．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

② 関係機関等職員研修

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施期間 C	参加機関 D	共同実施 の有無 E

1．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
2．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 F	寄付金その他 の収入額 G	差 引 額 （Ｆ－Ｇ） H	対象経費の 実支出額 I	算定基準に よる算定額 J
円	円 0	円	円	円

共同実施先の 自治体名 K	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） L	基準額 （共同実施自治体分） M
円	円	円

1．Ｊ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｋ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
4．Ｍ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

（２）ヤングケアラー支援体制構築モデル事業

①　ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ア　実施内容

配置場所 A	実施形態 B	配置人数 C	業務内容 D	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 E	対応ケース数 F	共同実施の有無 G
					0 件	

１．Ｄ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

（１８歳以上のヤングケアラーへの個別相談等対応）

配置場所 H	実施形態 I	配置人数 J	業務内容 K	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 L	対応ケース数（見込） M	共同実施の有無 N

１．Ｋ欄には、ヤングケアラー・コーディネーターが担う業務内容を簡潔に記入すること

配置者の取得資格									
社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	保健師	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護福祉士	教育職員免許状	保育士	その他（　　）
0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

※１名が複数の資格を有する場合は、各項目ごとに１名と入力すること。

※１８歳以上のヤングケアラーへの個別相談に対応するコーディネーターも含めること。

訪問支援員配置場所 O	訪問支援員実施形態 P	訪問支援員配置人数 Q	訪問支援員業務内容 R	（本人等から相談対応を担う場合）支援対象とする年齢 S	対応ケース数 T

１．Ｒ欄には、訪問支援員が担う業務内容を簡潔に記入すること

イ　申請内容

総事業費 U	寄付金その他の収入額 V	差 引 額（Ｕ－Ｖ） W	対象経費の実支出額 X	算定基準による算定額 合計 Y	算定基準による算定額 Z	18歳以上の個別相談対応基準額 AA	訪問支援員配置加算基準額 AB
円	円	円	円	円 0	円	円	円

共同実施先の自治体名 AC	対象経費の実支出額（共同実施自治体分） AD	基準額（共同実施自治体分） AE

１．Ｘ欄からAB欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。

２．AC欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。

３．AD欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＸ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。

４．AE欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＹ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

② ピアサポート等相談支援体制の推進

ア 実施内容

事業内容 A	実施機関 B	対応ケース数 C	キャリア相談 支援加算 の活用内容 D	イベント実施 （レスパイト、 自己発見等）加算 の活用内容 E	イベントの 開催件数 F	共同実施 の有無 F
		0 件			0 件	

1．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
2．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ 申請内容

総事業費 G	寄付金その他 の収入額 H	差 引 額 （Ｇ－Ｈ） I	対象経費の 実支出額 J	算定基準に よる算定額 合計 K	算定基準に よる算定額 L	キャリア相談 支援加算 基準額 M	イベント実施加算 基準額 N
円	円	円	円	円 0			

共同実施先の 自治体名 O	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） P	基準額 （共同実施自治体分） Q

1．Ｌ欄からＮ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｏ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｐ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＪ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
4．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

③　オンラインサロンの設置・運営、支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施機関 B	実施回数 C	共同実施 の有無 D
		0 件	

1．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
2．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 実支出額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L
	円	円

1．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
4．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

④　外国語対応通訳派遣支援

ア　実施内容

事業内容 A	実施形態 B	対応ケース数 C	共同実施 の有無 D
		0 件	

1．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること
2．Ｂ欄には、該当する実施機関をプルダウンより選択し、委託先（又は実施主体）の機関名をカッコ内に記載すること

イ　申請内容

総事業費 E	寄付金その他 の収入額 F	差 引 額 （Ｅ－Ｆ） G	対象経費の 実支出額 H	算定基準に よる算定額 I
円	円	円	円	円

共同実施先の 自治体名 J	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分） K	基準額 （共同実施自治体分） L

1．Ｉ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。共同実施の場合については、基準額のうちの負担分を記入すること。
2．Ｊ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
3．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＨ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
4．Ｌ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＩ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表３－１９

１９　地域障害児支援体制強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．実績報告書

（１）児童発達支援センター等の機能強化等

○下記（ア）の事業を行う、一定程度の知識と技能を有する職員について、以下に記載

職種	経験年数	担当する事業【例】a、b(a)、(c)

児童発達支援センター等の機能強化

a. 児童発達支援センター等の質の向上と人材養成

児童発達支援センター等の事業対象施設数	○○か所
指導役割を担う、一定程度の知識と技能を有する職員の配置人数	○○センターに○○人 □□センターに□□人 合計△△人
指導役割の具体的な内容	

b. 地域における障害児支援の質の向上

(a). 地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施

事業実施者 （委託する場合は委託先を記入）	（例） ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）
助言・指導の実施回数	
助言・指導の内容	

(b). 地域のインクルージョンの推進

保育所等訪問を行う、 一定程度の知識と技能を有する職員の訪問回数	年○回
移行先	（例）保育所、幼稚園
推進のための支援の内容	

(c). ハイリスクな児童と家族のサポート

本事業にあたる、 一定程度の知識と技能を有する職員の数	○○人
本事業の実施内容	

(d). 地域の事業所等への研修等の実施

研修実施回数	年○回　　延べ受講者数○○人
研修の内容	

（２）巡回支援の実施

巡回支援員の資格と人数	（例）相談支援専門員　○人 児童指導員　○人
巡回先の種別	（例）児童発達支援事業所　○箇所　○回 保育所　○箇所　○回
戸別訪問件数	年○件
発達障害者支援センター等が実施する研修への参加	年○回
その他実施内容	

２．精算額内訳書

（ア）児童発達支援センター等の機能強化

a. 児童発達支援センター等における人材養成

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。）	
合計			

b. 地域における障害児支援の質の向上

(a). 地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。）	
合計			

(b). 地域のインクルージョンの推進

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。）	
合計			

(c). ハイリスクな児童と家族のサポート

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。）	
合計			

(d). 地域の事業所等への研修等の実施

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。）	
合計			

（２）巡回支援の実施

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。）	
合計			

別表３－２０

２０　地域支援体制整備サポート事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名＿＿＿＿＿＿＿＿

１．実績報告書

（１）地域支援体制整備サポート職員の配置

①　地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員について、以下に記載

職種	委託先（委託する場合）

（２）市区町村とのネットワーク構築等

巡回件数	
実施内容	

（３）各市区町村の地域支援体制等に係る状況把握・分析

状況把握・分析対象市区町村数	
実施内容	

（４）状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

市区町村向け説明会実施回数	
実施内容	

２．精算額内訳書

（１）地域支援体制整備サポート職員の配置

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（２）市区町村とのネットワーク構築等

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（３）各市区町村の地域支援体制等に係る状況把握・分析

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（４）状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

別表３－２１

２１　医療的ケア児等総合支援事業

都道府県・市町村等名＿＿＿＿＿＿＿＿

１．実績報告書

（ア）医療的ケア児支援センターの業務を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置

【※実施主体は都道府県、指定都市のみ】

医療的ケア児支援センターの設置か所数	○○か所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 （配置人数は常勤換算で記入）	○○センターに○○人 □□センターに□□人 合計△△人
医療的ケア児等コーディネーターの配置者の資格	○○の資格
配置したコーディネーターが行う具体的な業務内容	

（イ）協議の場の設置

協議の場の設置	・実施回数　　○○回 ・主な議事内容 ・構成員の人数、職名等

（ウ）医療的ケア児支援者養成研修の実施

事業実施者 （委託する場合は委託先を記入）	（例） ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）
研修実施回数（予定）	医療的ケア児等コーディネーター養成研修 年○回　延べ受講者数○○人 支援者養成研修 年○回　延べ受講者数○○人 喀痰吸引研修 年○回　延べ受講者数○○人

（エ）医療的ケア児等の相談体制の整備

医療的ケア児等コーディネーターの配置者数	○○人
医療的ケア児等コーディネーターの配置者の資格	○○の資格
コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置	実施回数：年○回 主な議事内容 構成員の人数、職名等

（オ）併行通園の促進

併行通園を実施する医療的ケア児の数	○○人
併行通園元	ex. 児童発達支援事業、放課後等デイサービス
併行通園先	ex. 保育所、幼稚園

（カ）医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築

事業実施者 （委託する場合は委託先を記入）	（例） ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）
研修実施回数	年○回　延べ受講者数○○人
紹介先	ex. 派遣先件数、派遣者数等
フォローアップ方法	ex. フォローアップの方法、頻度等

（キ）医療的ケア児等とその家族への支援

実施内容	

（ク）医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備

実施人数	○○人
実施内容	

（ケ）災害時における非常用電源の整備

【※実施主体は都道府県のみ】

医療的ケア児支援センターの設置か所数	○○か所
医療的ケア児数	○○センターに○○人 □□センターに□□人
設置台数	○○センターに○○台 □□センターに□□台
貸与家庭数、回数	○○戸、○○回

２．精算額内訳書

（ア）医療的ケア児支援センターの業務を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（イ）協議の場の設置

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（ウ）医療的ケア児支援者養成研修の実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（エ）医療的ケア児等の相談体制の整備

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（オ）併行通園の促進

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（カ）医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（キ）医療的ケア児等とその家族への支援

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（ク）医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（ケ）災害時における非常用電源の整備

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 備品購入費 需　用　費 ○　○　○	円	（種目、単価、数量等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

別表３－２２

２２　聴覚障害児支援中核機能強化事業

都道府県・市町村等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．実績報告書

実施自治体における聴覚障害児の状況の概要

（ア）　協議会の設置

協議会の設置	・開催回数　　〇〇回 ・主な議事内容 ・構成員の人数、職名等

（イ）　聴覚障害児支援の関係機関との連携

実施内容	（連携方法、頻度、担当者の資格等、できるだけ詳細に記載すること）

（ウ）　家族支援の実施

実施内容	（情報提供の内容、方法等、できるだけ詳細に記載すること）

（エ）　巡回支援の実施

巡回支援員の資格と数	ex. 相談支援専門員　〇人 児童指導員　〇人
巡回先	ex. 児童発達支援事業所　〇箇所 保育所　〇箇所
巡回頻度	ex. 2週間に1回

（オ）　聴覚障害児支援に関する研修会等の開催

研修実施者 （委託する場合は委託先を記入）	（例） 〇〇県 委託先：社会福祉法人〇〇（一部委託・全部委託）
研修実施回数	年〇回　　延べ受講者数〇〇人

この他、必要に応じて事業内容の詳細がわかる資料を添付すること。

２．精算額内訳書

（ア）　協議会の設置

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（イ）　聴覚障害児支援の関係機関との連携

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（ウ）　家族支援の実施

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（エ）　巡回支援の実施

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（オ）　聴覚障害児支援に関する研修会等の開催

経費区分	対象経費の支出額	積算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

別表３－２３

２３　地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

都道府県・市町村等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．実績報告書

（ア）医師による発達相談の実施

委託先（委託して実施した場合）	例　：　○○病院	
医師の診療科及び人数	例：　児童精神科医　2名 ○科○人 □科□人	
対象児数	○人（実人数）	
発達相談の実施回数等	回数	例　：　○回
	頻度	例　：　月2回　第２・４火曜
	1回の対象児数時間	例　：　1回につき3名、1名につき30分程度
意見書及び紹介状の作成数	意見書の用途と作成件数	例　：　障害児通所事業の給付決定のための意見書　3件
	紹介状の作成件数（医療機関）	例　：　4件

（イ）カンファレンスの実施

対象児童数	○人（実人数）
実施回数と所要時間	例　：　年6回　、1回につき2時間程度
支援者の参加延べ人数 参加職種の実人数	例　：　30名　、医師○人、心理職○人、ソーシャルワーカー○人

（ウ）多職種の合同研修等の実施

研修の内容及び回数	回数	
	内容	例　：　1回目：○○、2回目：○○
	参加職種	例　：　1回目：○○、2回目：○○

（エ）家族支援プログラム等の実施

対象家族数	○家族	
家族支援プログラム等の実施回数等	回数	
	頻度	例　：　月2回　第1・3水曜
	1回の家族数と所要時間	例　：　1回3家族程度　1回2時間程度
家族支援プログラム等の内容	（ポンチ絵等の実施内容がわかるものを添付すること。）	

２．精算額内訳書

（ア）医師による発達相談の実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（イ）カンファレンスの実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（ウ）多職種の合同研修等の実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（エ）家族支援プログラムの実施

経費区分	対象経費の支出額	精算内訳	備考
（例） 謝　　金 委員等旅費 ○　○　○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

別紙様式第８

番　　号
令　和　　年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都　道　府　県　知　事
指　定　都　市　市　長
中　核　市　市　長
児童相談所設置市市長
市　長

令和　　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日第　　号で交付決定を受けた令和　　年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金について、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱６（４）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条の規定による確定額又は事業実績報告による積算額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金　　円

３　添　付　書　類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別添

自治体名

支出の透明化に関する調書（直接補助事業者）

交付を行った者	交付先（自治体名）	事業名	金額（円）
こども家庭庁			

別添

自治体名

支出の透明化に関する調書（間接補助事業者）

交付を行った者	交付先（自治体名）	事業名	金額（円）